

狛江市施策レポート

(平成 23 年度実施施策)

- ◇1-2-2 地域の魅力を高めるまちづくり
- ◇4-1-3 安全で快適な交通環境の実現
- ◇4-2-3 交通安全対策の充実
- ◇5-2-1 地域福祉の充実
- ◇6-1-2 青少年の自立と社会参加
- ◇6-3-2 スポーツ・レクリエーションの振興
- ◇7-1-2 地域産業の活性化

平成 25 年 3 月

狛 江 市

目 次

総 論

施策レポートの考え方	1
1 目的	
2 構成	
i 施策の解説	
ii 外部評価委員会の提言	
iii 提言への対応方針	
3 施策の選定	
4 外部評価委員会	
5 提言への対応方針（全体に関すること）	

本 編

◇1-2-2 地域の魅力を高めるまちづくり	8
◇4-1-3 安全で快適な交通環境の実現	22
◇4-2-3 交通安全対策の充実	36
◇5-2-1 地域福祉の充実	52
◇6-1-2 青少年の自立と社会参加	70
◇6-3-2 スポーツ・レクリエーションの振興	84
◇7-1-2 地域産業の活性化	100

参 考

平成 24 年度外部評価委員会提言書	113
--------------------	-----

施策レポートの考え方

1 目的

この施策レポートは、「市の行政活動についての最終的な評価は、市民によって行われるべき」という基本的な考え方に基づき、市が行っている行政活動を施策の視点からまとめ、解説しているもので、昨年度から発行を開始しています。さらに、市民の皆さんの評価の参考として、有識者や市民等により構成する狛江市外部評価委員会からいただいた“施策に関する提言”と“その提言に対する市の対応方針”も記載しています。

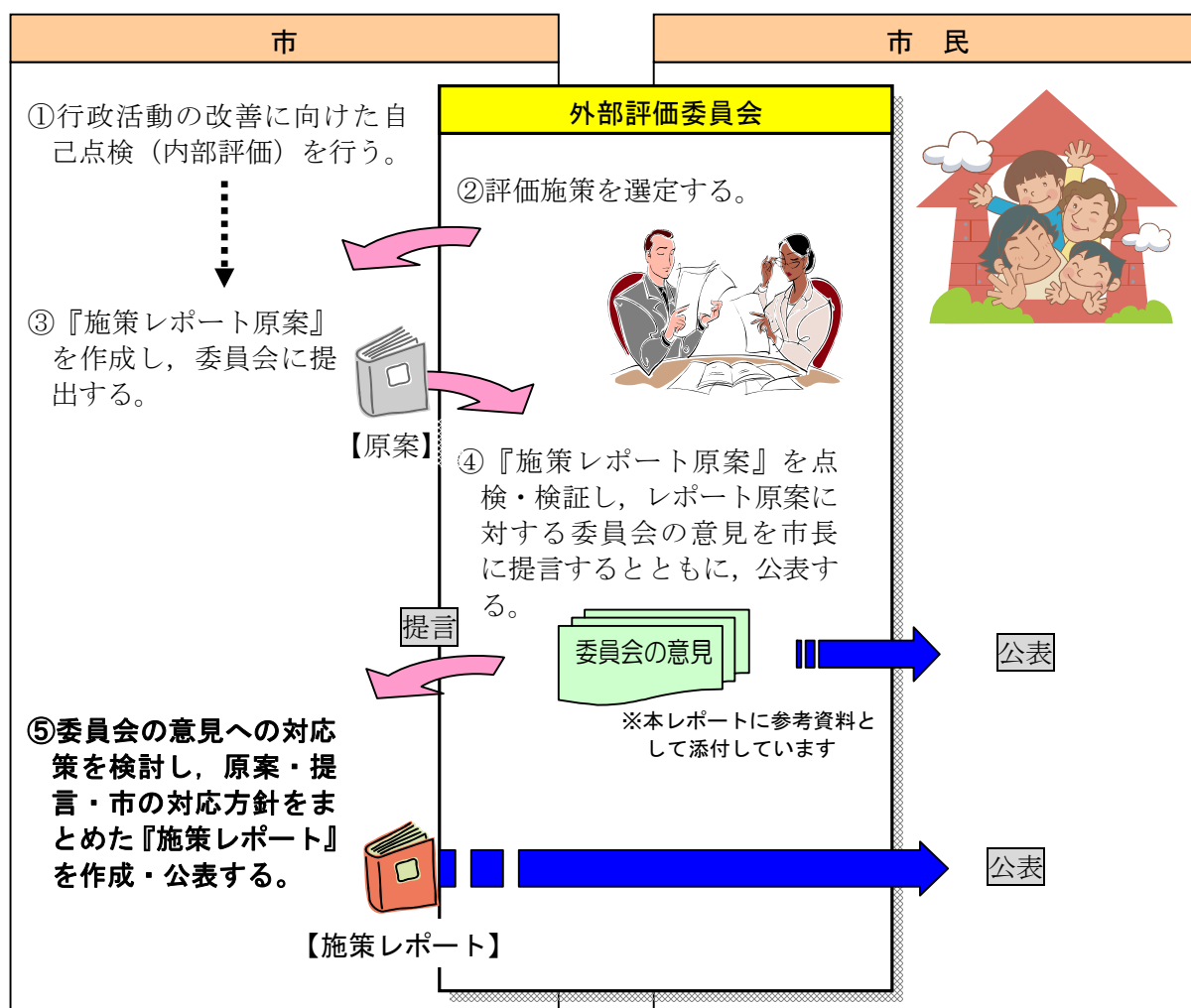
市民の皆さんと行政が施策に関連するこれらの様々な情報を共有し、市民サービスの向上や行政運営の改善に繋げることを目的としています。

▽施策レポート公表までの流れ

施策レポートは基本的に市が作成するものですが、その内容が市民の皆さんにとってより分かりやすいものとなるよう、特に記載内容や文章表現などについて、できる限り外部評価委員会の提言を採り入れて作成しています。

今回作成した施策レポートは、下記『施策レポート作成の手順⑤』にあたるものです。

■施策レポート作成の手順



2 構成

この施策レポートは施策中項目ごとに作成し、各項目は以下のとおり構成されています。なお、i と iii は市が、ii は外部評価委員会がそれぞれ作成しています。

i 施策の解説					ii 外部評価委員会の提言	iii 提言への対応方針
①現況と課題	②施策体系	③施策の方向性	小項目④	⑦施策中項目の評価	外部評価委員会の提言	提言への対応方針
			⑤施策に関する取組みの概要			
			⑥施策の成果			
			小項目④			
			⑤施策に関する取組みの概要			
			⑥施策の成果			
			小項目④			
			⑤施策に関する取組みの概要			
			⑥施策の成果			

市が作成

外部評価委員会が作成

市が作成

← 市が作成 → ← 外部評価委員会が作成 → ← 市が作成 →

■各項目の内容

i 施策の解説

ここでは、施策ごとに市の行政活動を解説しています。特に、このレポートのみでも施策全般を把握できるよう①現況と課題・②施策体系・③施策の方向性の3点は、前期基本計画に記載されている内容をそのまま再掲しています。

(*④⑤⑥は施策小項目ごと、それ以外は施策中項目ごとに記載しています。)

①現況と課題

前期基本計画を策定した平成22年2月時点における施策の現況と課題を記載しています。

- ・計画策定時からの状況の変化

平成22年2月から施策レポート作成までの間の施策に関する状況の変化を記載しています。

②施策体系

施策の位置付けについて、政策分野から施策小項目までの体系を記載しています。

- ・施策の構成

施策中項目を構成する小項目について、その構成や記載内容を説明しています。

③施策の方向性

施策中項目を構成する各小項目の方向性を記載しています。

④施策展開の方針とその考え方

施策の推進にあたっての方針や考え方を記載しています。

⑤施策に関連する取組みの概要

この施策に位置付け、行っている各種取組みについて、「政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）」と「その他基礎的な取組み」の2種類に区分し、それぞれの概要や平成23年度の活動状況、コスト内訳等を整理しています。

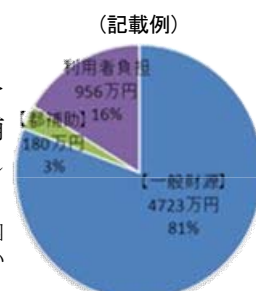
※組織名称は、平成23年度のものを記載しています。

コスト内訳

コストの内訳として、平成23年度決算をベースに一般財源（市負担）・都補助・国補助・その他利用者負担等の構成割合を表示しています。

※円グラフに記載している金額は、それぞれ千円単位で四捨五入しているため、金額の合計と決算額が一致しないことがあります。

※特別会計の事業や一般事務費等の一部を抜き出して事業化している事業等については、決算において数値を整理していないため、記載していないものがあります。



⑥施策の成果

各種取組みの実施を通して得られた成果について、施策の視点から記載しています。

・施策の進捗状況

前期基本計画において設定した施策成果指標の進捗状況について、平成 26 年度の目標を基準に記載しています。

⑦施策中項目の評価

施策中項目の評価として、その施策に設定した施策成果指標の進捗状況（達成度の割合）から、下記のとおり S～E の 6 段階で記載しています。

26 年度の目標を既に達成している施策成果指標の割合



例えば、ある施策中項目に設定している施策成果指標の進捗状況（達成度の割合）が「4 指標のうち 1 指標が既に 26 年度の目標を達成している」場合は、その項目の進捗状況は「 $1 / 4 = 25\% \cdots \underline{\text{C}}$ 」となります。

・今後の課題

この施策中項目に関して、市が捉えている今後の課題を記載しています。

ii 外部評価委員会の提言

本レポートの作成にあたり、外部評価委員会より提言のあった「施策の推進に関する事項」について、施策の総評とあわせて記載しています。なお、「施策レポートに関する事項」については、指摘内容を踏まえ、施策レポート原案から修正しています。

iii 提言への対応方針

上記「施策の推進に関する事項」について、市の対応方針とその考え方を記載しています。

3 施策の選定

昨年度に 3 施策の施策レポートを作成したことを踏まえ、今年度は各部が 1 施策ずつ作成するという考え方のもと、「地域の魅力を高めるまちづくり」「安全で快適な交通環境の実現」「交通安全対策の充実」「地域福祉の充実」「青少年の自立と社会参加」「スポーツ・レクリエーションの振興」「地域産業の活性化」の 7 施策について、施策レポートを作成しました。

コード	施策名称	担当部
1-2-2	地域の魅力を高めるまちづくり	企画財政部
4-1-3	安全で快適な交通環境の実現	建設環境部
4-2-3	交通安全対策の充実	総務部
5-2-1	地域福祉の充実	福祉保健部
6-1-2	青少年の自立と社会参加	児童青少年部
6-3-2	スポーツ・レクリエーションの振興	教育委員会教育部
7-1-2	地域産業の活性化	市民生活部

4 外部評価委員会

外部評価委員会は、市民の視点から施策に関する提言を行うために平成 22 年度に設置された委員会です。

委員会は、有識者 4 名・公募市民 5 名・市職員 1 名の計 10 名の委員により構成され、平成 24 年度はワーキンググループも含め、全 10 回の会議を経て 7 施策に関する提言を行いました。

平成 24 年 12 月 20 日
市長に提言を行いました



○委員名簿

	氏名	所属等
委員長	武藤 博己	法政大学大学院公共政策研究科教授
副委員長	木山 俊平	元三菱鉛筆株式会社取締役・相談役，元学校法人法政大学理事
副委員長	前田 成東	東海大学政治経済学部政治学科専任教授
委 員	出雲 明子	東海大学政治経済学部政治学科専任准教授
委 員	角田 益雄	公募市民
委 員	永田 従雄	公募市民
委 員	周東 三和子	公募市民
委 員	楫取 静子	公募市民
委 員	小島 恵理子	公募市民
委 員	水野 穰 (平成 24 年 9 月まで)	市職員（企画財政部長）
	石森 準一 (平成 24 年 10 月から)	

5 提言への対応方針（全体に関すること）

今年度の外部評価委員会より出された提言のうち、市全体（全ての施策）として受け止めていく必要があるものについては、ここにその対応方針を記載します。なお、各施策に対してそれぞれ提言のあった事項については、施策ごとに「外部評価委員会の提言」「提言への対応方針」として、示しています。

種別	委員会の提言（概要）	提言への対応方針（考え方）
施策の評価方法に関すること	昨年度も指摘しているが、「目標値」としては、市は前期基本計画における施策成果指標の平成 26 年度時点の目標値しか掲げていない。そのような状況の中で、26 年度の目標値に対して現段階で達成している指標の割合をもって、その年度の施策全体を『A』『B』などと評価とすることには無理があるのではないかと。 施策の評価は、最終年度の目標到達までの過程を明確にしたうえで、指標（市民アンケートも含む）に依存し過ぎることなく、日常業務の内容なども含め、総合的な視点で考えていく必要がある。	毎年度の評価に必要な単年度の施策目標については、行政評価制度や年度の組織方針、目標管理制度などとの関係を整理し、実行に向けた検討を進めます。 また、指標については、現在基本計画の改定作業を進めている中でも、指標の検討の前提として指標に頼り過ぎない行政評価制度を構築する必要があることは確認しており、今後、具体的な行政評価制度の設計を進めていきたいと考えています。
施策の分類	「地域産業の活性化」「交通安全対策の充実」	施策構成については、基本計画の改

に関する こと	「スポーツ・レクリエーションの振興」など、施策名称や施策名称から市民が抱くイメージと、実際に行われている市の行政活動にズレが生じているものがあるいくつか見受けられた。施策の分類と施策名称については、市民にとっての分かりやすさを念頭に、今後の基本計画の改定において再度検討していただきたい。	定作業のなかで、施策推進はもとより、現行の組織形態や今後の行政評価制度のあり方を踏まえて整理しています。
指標に関する こと	基本計画の指標については、適切とは言えないものが多い。例えば、「〇〇の件数」のような量的な目標掲げる施策と、「〇〇が充実していると思う市民の割合」のような質的な目標掲げる施策が混在している。 いずれの施策においても、まず、量的な目標を明確にしたうえで、次に質的な目標を考えていくべきである。基本計画の改定の際には、このような量と質の視点も踏まえた指標のあり方を検討していただきたい。	ご指摘の点を踏まえ、後期基本計画の指標設定の考え方を整理しています。
施策レポ ートの構成・内 容に関する こと	i) レポートの構成・内容 委員会が求める内容（施策における基礎データ、行政以外の活動の成果など）と、市が作成する施策レポート原案の内容にギャップがある。また、施策を扱っている以上、中長期的な視点をもって現状を伝える必要もあるが、昨年度以降、これまでに委員会に提出された施策レポート原案においては、そのような視点は徹底できていない。 事務局の指示の不徹底や原案を作成する担当部職員の意識によるところもあるだろうが、施策レポートとして委員会が求める内容をしっかりと表現でき、かつ市民にとって読みやすく、分かりやすいような構成に修正することも考えていく必要があるのではないか。 ii) レポートを記載する視点 施策レポート原案全体を通して、施策の結果として「〇〇をした。」というところまでしか述べられていない。市民にとっては、「その結果、どのようになったか。」という成果が重要であり、そのようなスタンスで記載すべきである。	施策レポートの構成は、現行のレポートに不足していることを整理したうえで、来年度改めて見直していきたいと考えています。そのうえで、施策レポートの作成にあたってのポイントを整理し、作成の際の意識共有に努めます。
施策の推進 に関する こと	i) 地域特性の活用 市民満足度の向上に向けて、市の特徴や特性を十分に理解したうえで、それらを活かした施策展開・事業実施が図られるよう努めていただきたい。 ii) 組織内の連携 市の施策の多くは、その効果的な推進にあたっては複数部門間の連携が必要不可欠である。組織全体として、このような意識を強く持ち、連携には前向きに取り組んでいただきたい。 iii) 人材育成 市の施策を推進するためにも、自らのアイデアを企画・立案し、実行できる職員の育成に努めていただきたい。	“強み”を活かしたまちづくりは、市が発展していくうえで大変重要な要素となりますので、基本計画に記載のうえ、推進していきたいと考えています。 関係部署や関係機関との連携は、施策の効率的かつ効果的な推進を図るうえで、大変重要な要素と考えています。連携を加速する具体的な手法を検討していきます。 企画立案能力も含め、職層ごとに求められる能力について、研修等を通じて向上を図るなど計画的な人材育成を行っていきます。

本 編

1-2-2 地域の魅力を高めるまちづくり

■現況と課題 ※計画策定時（H22.2）

今後は多数の退職した高齢者が地域で暮らすようになり、これまで地域とあまり関わり合いがなかった人々の地域での生活時間が増えるとともに、日々の生活に対する問題意識や関心が高まっていくことが予想されます。それは地域コミュニティ活性化のチャンスであり、市民活動を通じたまちづくりを進めるチャンスと言えます。

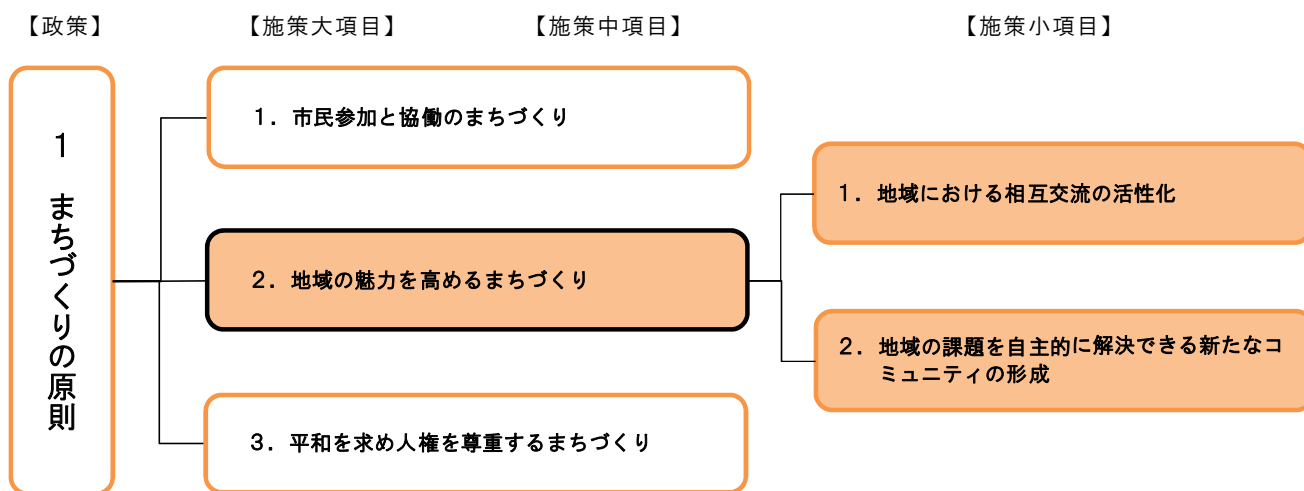
しかし一方で、これまで地域コミュニティの中心を担ってきた自治会・町会の組織率の低下やリーダー層の固定化・高齢化が指摘されており、既存のコミュニティの活性化をどのように図り、多くの人々の地域への参加の機会をどのように作っていくかが重要な課題となっています。

同時に、より多くの市民が地域の課題に関心を持ち、多様な立場や考え方の市民が交流を通じて信頼の絆を育て、地域のことは地域で決定し、地域の問題を自主的に解決していくような新たなコミュニティを形成することが必要です。そのためには地域レベルにおける市民と行政の対話が必要であり、そのような機会を通じて、安心で安全な暮らしを守り、地域の魅力を高めるようなまちづくりを進めることが求められています。

【計画策定時（H22.2）からの状況の変化】

- ・平成23年3月11日の東日本大震災が発生したことで、改めて「地域の絆」の大切さが見直され、震災時における共助の観点からも、地域コミュニティの重要性が高まっています。
- ・平成23年4月には市民グランド東町会が、平成24年3月には^{いりうえ}上りの里自治会が新たに設立され、現在、市内の町会・自治会数は26団体となっています。

■施策体系



【施策の構成】

この施策では、地域コミュニティに関する施策を主に取り扱っています。

このうち、小項目1「地域における相互交流の活性化」では自治会・町会をはじめとした既存のコミュニティ組織の整備・活動の支援に関することを主に扱っています。また、小項目2「地域の課題を自主的に解決できる新たなコミュニティの形成」では、これからの自治体を取り巻く環境を見据え、地域が自らの課題を自主的に解決できる“新たな”コミュニティに関する施策について取り扱っています。

1. 地域における相互交流の活性化

めざす姿

「市民が地域で相互に交流できる機会が来ています。」

【施策の方向性】

自治会・町会などの既存のコミュニティに対する支援や自治会等の結成に向けた機運を醸成し、未整備地区解消に努めるとともに、日常的な地域活動の場となる地域センター・地区センターの運営体制の改善を図り、多様な立場や考え方の市民が地域で相互に交流できる機会を増やします。

【施策展開の方針とその考え方】

- コミュニティ活動活性化助成金の助成を行うことにより、既存の町会・自治会のコミュニティ活動の活性化や新たな町会・自治会設立時の財政的支援を推進します。
- 町会・自治会の加入促進及び未整備地区の解消のため、ポスターやチラシの作成を行い、掲示、設置、配布をするなど広く周知、PRすることで、加入率の向上及び未整備地区の解消を目指します。
- 各地域に根ざした運営協議会に助成を行い、地域センターの運営・管理を委ねることで、地域の特色を活かした地域の住民による自発的なコミュニティ活動を促進します。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
地域・地区センター改修 (管財課)	公共施設再編方針に沿って、各施設の状況にあわせ、必要な改修・改築工事等を行います。	上和泉地域センター改修工事実施設計委託 決算額 458 万 7 千円	 一般財源 99万円 22% 都補助 360万円 78%
コミュニティ活動活性化助成 (地域活性課)	町会・自治会等及びこれらの設立準備会に対して、狛江のまちづくり及び地域社会づくりに資する活動を対象にコミュニティ活動活性化助成金を交付しています。	13 団体の 39 事業に対して助成。 (事業例) ・狛江団地新聞発行 ・セントラルまつり ・銀行町地域防災及び炊き出し訓練 決算額 178 万 1 千円	 一般財源 178万円 100%
コミュニティ施設整備助成 (地域活性課)	財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として行っているコミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）を活用して、地域・地区センターに対して必要な備品を整備しています。	4 地域センターの要望に基づき、災害時に使用するテレビや天井吊型エアコン、会議テーブル、書架等の備品の整備を行っています。 決算額 255 万 9 千円	 助成金 250万円 98% 一般財源 6万円 2%
地域センター運営協議会助成 (地域活性課)	地域住民の自発的なコミュニティ活動の助長を目的とした地域センターの自主運営に対し、市と各地域センター運営協議会との間で自主運営に関する協定を締結し、協定に基づいた助成を行っています。	10 月に行われる利用者発表会・センターまつりを始めとして、各地域センター運営協議会により、計 85 件の独自事業を実施。 決算額 5,883 万 5 千円	 都補助 2000万円 34% 一般財源 3884万円 66%

事業	概要	活動状況 (H23)	コスト内訳
岩戸地域センター・消防団第5分団詰所合築整備 (管財課・関係各課)	公共施設再編方針に沿って、施設のあり方や仕様を庁内で検討し、岩戸地域センター・消防団第5分団詰所合築整備を行います。	決算額 0 円	

○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

事業（取組み）	概 要	活動状況（H23）	コスト内訳												
地域・地区センター費 （地域活性課）	地域の活動拠点としてより広く門戸を開き、地域コミュニティ活動の活性化に資するものであるべき地域センター及び地区センター※について、施設の維持管理に必要な措置を行っています。	管理用消耗品の購入や光熱水費・通信費の支払い、施設・備品の修繕、施設の清掃や設備の点検委託等を実施。 決算額 3,300 万 4 千円	<table><thead><tr><th>項目</th><th>金額</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>一般財源</td><td>1513万円</td><td>46%</td></tr><tr><td>都補助</td><td>1200万円</td><td>36%</td></tr><tr><td>施設使用料等</td><td>588万円</td><td>18%</td></tr></tbody></table>	項目	金額	割合	一般財源	1513万円	46%	都補助	1200万円	36%	施設使用料等	588万円	18%
項目	金額	割合													
一般財源	1513万円	46%													
都補助	1200万円	36%													
施設使用料等	588万円	18%													

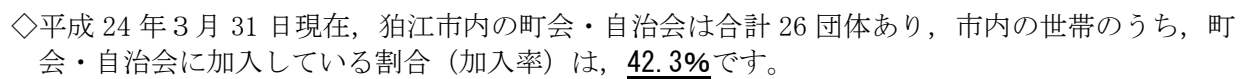
〔地域活性課〕

- 関係部署からのチラシやポスター等の行政情報を取りまとめ、毎月 20 日前後に町会・自治会に送付等を行っています。
- 町会・自治会等からのコミュニティ活動活性化助成金に関する相談等を受けるとともに、町会・自治会等の相互の情報提供の場として平成 23 年 5 月 10 日に町会・自治会連絡会を開催しています。
- 町会・自治会の加入促進及び未整備地区の解消のため、広報こまえによる周知活動、市内掲示板や公共施設へのポスターの掲示やチラシの配布を行っているほか、防災会にも協力を仰ぎ、未整備地区に対して町会等設立のチラシを配布しています。また、市内への転入者には、市役所での手続きの際に町会・自治会加入促進及び未整備地区の町会等設立のチラシを配布しています。
- 各地域センター運営協議会事務局と連絡を密に取り、相互に情報交換をしているほか、事務の取扱いに対する相談等を受けています。
- 各地域センター運営協議会の定例会・総会に職員が参加し、行政情報の提供や定例会等の中で出た行政への質問等に対する回答を行っています。
- 市からの情報提供及び各地域センター運営協議会の情報交換の場である正副会長会議を平成 23 年 7 月 6 日に開催しています。
- 地域・地区センターの休館日（毎月第 2・4 火曜日）を利用して、有人施設である地域センターについては、交換便文書の配送を行うとともに情報交換をしています。無人施設である地区センターについては、交換便文書のポスターやチラシ等の設置を行ったり、設備に故障・破損等がないか、電球等交換対応が必要なものがないかを確認し、軽微なものについては職員で修繕・交換等を行ったりしています。また、自動券売機の使用料回収・釣り銭の確認も行っています。

※地域センターは、地域における様々なコミュニティ活動を支える施設です。各センターでは、地域の代表と利用者で組織した各地域センター運営協議会により運営・管理、事業の計画など、自主運営が行われています。現在は、野川・岩戸・上和泉・南部の 4 箇所に設置しています。

※地区センターは、利用者が施錠、掃除などをすべて行う利用者自主管理の施設です。地域住民等で組織された団体で、自発的なコミュニティ活動を行い、地域活性課に登録した団体が利用できます。

平成 23 年度中に設立された団体



◇地域・地区センターの概要

- ・開館時間／午前9時～午後9時30分（図書室は正午～午後5時）
 ※各室の使用は、午前9時～正午、午後1時～午後5時、午後6時～午後9時30分を1区分とします。
 ※体育館の使用は、午前9時～午前11時15分、午前11時30分～午後1時45分、午後2時～午後4時15分、午後4時30分～午後6時45分、および午後7時～午後9時15分を1区分とします。
- ・休館日／毎月第2・4火曜日と年末年始（図書室はほかに特別整理のための休室日があります）

①地域センター

・野川地域センター

（西野川一丁目6番9号 TEL03-3480-2211）

室名	面積（㎡）
ホール	115.20
和室	57.23
大会議室	82.49
小会議室	37.80
音楽室	40.30
料理実習室	42.21
創作室	56.70

・上和泉地域センター

（和泉本町四丁目7番51号 TEL03-3489-9101）

室名	面積（㎡）
1階和室	101.20
2階和室	101.20
集会室	70.74
講座室	70.60
料理実習室	50.60
創作室	50.60
音楽室	27.035
体育館	547.86

・岩戸地域センター

（岩戸南二丁目2番5号 TEL03-3488-7040）

室名	面積（㎡）
和室A	41.40
和室B	34.30
料理実習室	50.40
会議室	102.00

・南部地域センター

（猪方四丁目11番1号 TEL 03-3489-2150）

室名	面積（㎡）
多目的ホール	115.00
和室いちょう（舞台付）	36.00
和室つつじ	
講座室	48.00
会議室	30.00
料理実習室	40.00

②地区センター

・駄倉地区センター

(東和泉一丁目3番17号)

室名	面積 (㎡)
ホール	42.18
和室 (舞台付)	58.41

・和泉多摩川地区センター

(猪方四丁目1番1号)

室名	面積 (㎡)
ホール	28.76
和室	37.26

・根川地区センター

(中和泉四丁目16番3号)

室名	面積 (㎡)
会議室A	24.91
会議室B	21.71
和室	66.20
多目的ホール	134.40

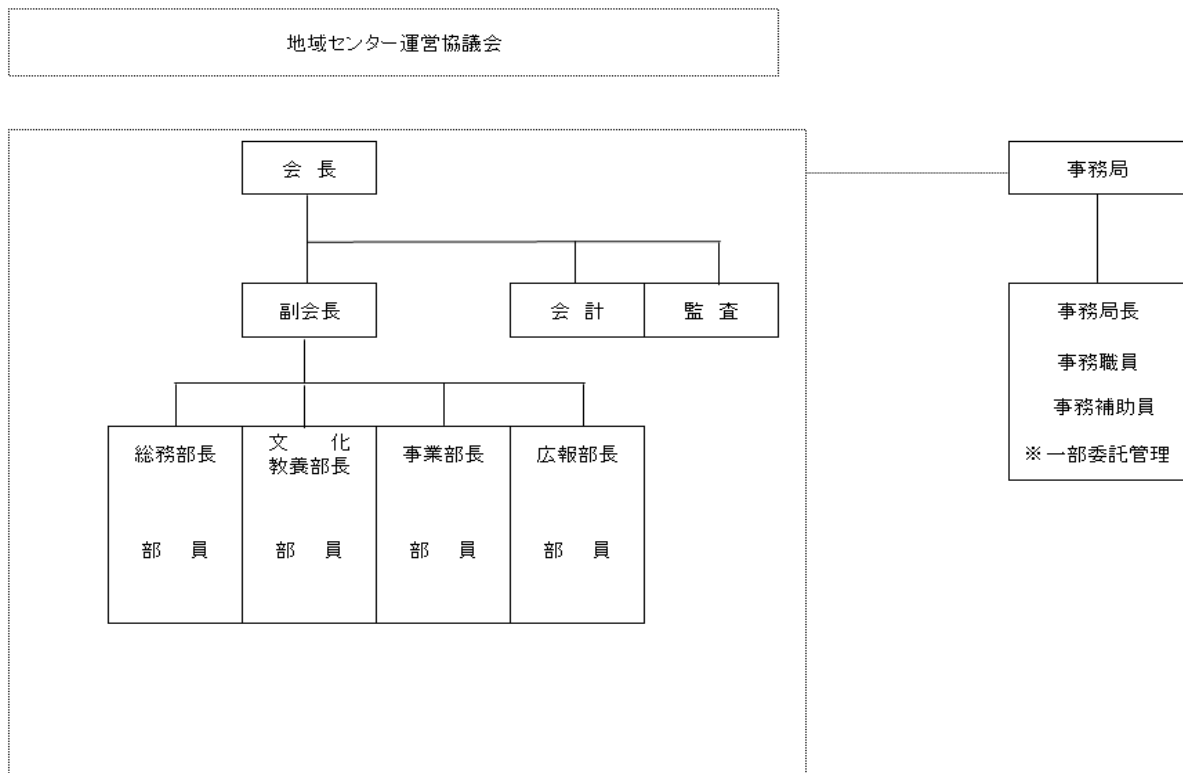
・谷戸橋地区センター

(東野川四丁目30番1号)

室名	面積 (㎡)
和室	45.36
多目的室	73.71
会議室1	45.36
会議室2	45.36

◇運営協議会の組織イメージ

組 織 図 及 び 職 員 配 置 図



【施策の成果】

- 東日本大震災の発生により市民の防災に関する意識が高まったことで、町会・自治会等の共助組織としての重要性も改めて再認識されました。このことに伴って、コミュニティ活動活性化助成金の中の設立準備会助成金の活用はなされませんでした。地域活性課の職員が関わって 23 年度中に 2 つの町会・自治会が新たに設立されています。
- また、23 年度に町会設立の相談を受けた元和泉 2・3 丁目地域については、平成 24 年も引き続き町会設立のための支援を行っています。
- 既存の町会・自治会に対しては、コミュニティ活動活性化助成金のような財政的な援助のほか、地域センター・地区センターなど活動場所の提供、行政からの情報提供・情報交換など様々な側面から活動の活性化をサポートしました。

▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況										
昨年 1 年間に町会や自治会などの交流機会に参加した市民の割合	未達成	<table><thead><tr><th>年度</th><th>割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>22.1%</td></tr><tr><td>H22</td><td>20.8%</td></tr><tr><td>H23</td><td>23.0%</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>30%</td></tr></tbody></table>	年度	割合 (%)	計画当初	22.1%	H22	20.8%	H23	23.0%	目標(H26)	30%
年度	割合 (%)											
計画当初	22.1%											
H22	20.8%											
H23	23.0%											
目標(H26)	30%											
指標の考え方												
昨年1年間に町会や自治会などの交流機会に参加した市民の割合を市民アンケート※により測るものです。設問に対し、「参加した」と答えた人の割合を 30%まで引き上げることがめざします。 ※市民アンケート …平成 24 年 4 月に、18 歳以上の無作為抽出した市民 2,500 人を対象に行い、959 人（回答率 38.3%）。に回答をいただきました。												

◇地域センターでの活動風景



2. 地域の課題を自主的に解決できる新たなコミュニティの形成

めざす姿

「地域の問題を地域で解決できるコミュニティが出来ています。」

【施策の方向性】

多様な立場や考え方の市民が交流し、市民が自らの地域の課題解決に自主的に取り組めるようなコミュニティの形成をめざし、小・中学校区等を基本とした新たなコミュニティの形成を検討します。そのため、コミュニティ会議（仮称）を設置し、市民と行政の対話集会を小・中学校や地域・地区センター等で活発に行います。

【施策展開の方針とその考え方】

- 新たなコミュニティの形成に向け、その着実な進展を図るため、既存のコミュニティ同士の交流の場や合同会議の開催などの取組みを段階的に進め、26年度までにコミュニティと行政が対話集会を行うところまで発展させます。
- 上記の取組みと並行して、自主的に解決できる組織『（仮称）地域運営協議会』について研究します。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
新たなコミュニティの形成 (政策室)	多様な立場・考え方の市民が交流し、自らの地域の課題に自主的に取り組める新たなコミュニティを形成します。	・ 検討 決算額 0 円	

【施策の成果】

新たなコミュニティについては、これまで位置付け・性格付けの議論に多くの時間を費やしてきました。新潟県上越市の「地域協議会」のように地方自治法に基づくものとして設置しているところや、大阪府大阪狭山市の「まちづくり円卓会議」のように予算執行は必ず市が行う（補助金等にはしない）ことを前提に、地域の課題に対して一定のソフト事業を市に提案するもの、ほかにも大阪府池田市・兵庫県宝塚市など、全国でも様々な取組みがなされています。

狛江市は、全国で2番目に小さな市であり、小田急線連続立体交差化の完成などにより、市内南北間の移動の便も以前より格段に向上しています。また、歴史的に見ても多摩地域自体が古くから住民運動が盛んであったことや、その中の狛江市においても、例えば人口比でのNPO数が多摩26市のうち4番目に多い※ことなどから、市民活動が盛んになる土壌は既に形成されていると担当部は認識しています。

このような狛江市の状況・特性を踏まえ、既存の各種団体の情報交換等を通じて、それぞれの活動の効果を高めるとともに、地域での住民同士の連帯を深めていくことを施策目的として推進していきたいと考えています。

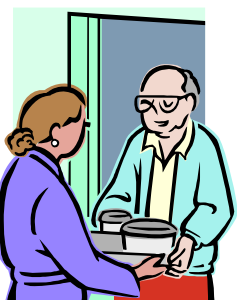
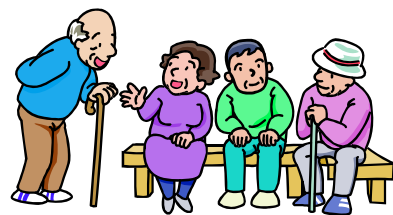
※人口1万人当たり4.6団体・26市平均3.3団体、H22版_多摩地域データブックより【表1】

■イメージ



【表 1】

	人口 単位: 千人	NPO数	人口千人当たりのNPO数
八王子	552	183	0.33
立川	174	71	0.41
武蔵野	135	68	0.50
三鷹	177	61	0.34
青梅	138	32	0.23
府中	245	79	0.32
昭島	111	18	0.16
調布	217	55	0.25
町田	417	141	0.34
小金井	111	57	0.51
小平	180	48	0.27
日野	174	43	0.25
東村山	150	46	0.31
国分寺	116	48	0.41
国立	73	28	0.38
福生	58	15	0.26
狛江	76	35	0.46
東大和	83	26	0.31
清瀬	83	24	0.29
東久留米	115	53	0.46
武蔵村山	70	16	0.23
多摩	146	76	0.52
稲城	82	21	0.26
羽村	56	10	0.18
あきる野	81	17	0.21
西東京	191	71	0.37
総計(平均)	4,011	1,342	0.33



▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況
(仮) コミュニティ会議設置数	未達成	
指標の考え方 地域の課題を自主的に解決できる「新たなコミュニティ」の設立の前段階として、町会・自治会など既存のコミュニティ同士が交流することができる「(仮称) コミュニティ会議」を市内に4件設置します。		

◆施策中項目の評価

進捗状況

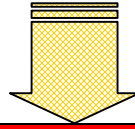
E

未だ目標を達成している項目はない。

この施策中項目に設定されている2つの指標のいずれも、まだ平成26年度までの目標に達していません。

■今後の課題

- ・コミュニティ活動活性化助成金については、東日本大震災における町会・自治会の役割を踏まえ、市として政策的に優先させる事業（防災、環境）について優遇する仕組みを平成24年度中に検討します。
- ・防災会との連携を図るなど、全庁的な協力体制のもと、あらゆる手法を活用した積極的な周知・PR活動を実施し、町会・自治会への加入率の向上や未整備地区の解消に取り組む必要があります。
- ・地域センター・地区センターは、地域における自主的なコミュニティ活動の場とし多くの利用者が集い、独自事業も数多く展開されている反面、その運営を行っている運営協議会は、地域住民や利用団体の代表で構成されていることから1～2年で交代することもあり、継続的な運営等が難しい状況があるため、地域センターの運営のあり方等について検討する必要があります。
- ・新たなコミュニティについては、一定程度地域の団体を集め、運営している避難所運営協議会や地域センター運営協議会との関係をどのように整理するか検討する必要があります。



◆施策に関する外部評価委員会の提言と市の回答

【外部評価委員会の総評】

東日本大震災の発生により、地域におけるコミュニティの存在やその活動の重要性は、市民の間であらためて認識されている。地域の活動に対しては、消極的な人や煩わしく感じる人もいるかもしれないが、防災や防犯、福祉の面において、また特に子どもがいる人にとって、町会・自治会や子ども会など、地域の団体の活動は大変心強いものがある。

狛江市でも、現状の町会・自治会への加入率（42.3%・H24.3.31 現在）や未整備地域の多さ、リーダー層の固定化・高齢化など、地域コミュニティに関しては厳しい状況に置かれている。しかしながら、このような状況の中でも、市がコミュニティの活動の活性化に向け、コミュニティに対する補助を団体の活動に対する補助に転換したことは評価すべきであり、さらに防災や環境など、一定の分野に重点化しようとすることも理解できる。今後は、地域コミュニティの存在の重要性を踏まえ、未整備地域の解消を最優先に取り組んでいただくようお願いする。

【外部評価委員会の総評に関する市の考え】

東日本大震災の発生により、町会・自治会をはじめとした地域に根ざしたコミュニティの絆、共助の重要性が改めて認識されたところです。市としても地域コミュニティの重要性については認識をしており、特に町会・自治会の未整備地区の解消については最優先すべき重要な課題であると捉えているところです。

幸いにも平成24年12月2日には、新たな町会として「元和泉2・3丁目町会」が設立されましたが、引き続き新たな町会・自治会の設立がなされるように広報周知活動を実施するとともに、積極的な支援を行ってまいります。

◆指摘事項

①町会・自治会の未整備地域

提言内容	行政が前面に出て町会・自治会の整備を推進することは、その本旨から望ましいこととは言えないが、未整備地域の解消にあたっては、既存の町会・自治会の方々の経験など当事者の話も含めて広く協力を仰ぐなど、市は様々な方策を検討していただきたい。
市の回答	町会・自治会の設立については、あくまでも地域住民によって自主的に行われるべきものであることから、市が前面に出て町会・自治会の整備は出来ないものと考えておりますが、未整備地区の解消に向けて、常に情報収集を行い、町会・自治会の設立の兆しを捉え、職員による定款や設立スケジュールの作成支援等の人的支援、コミュニティ活動活性化助成金の設立準備金等の財政的支援を今後も行っていきます。

②町会・自治会への補助額

提言内容	町会・自治会への補助額は、現状でも決して多いといえる金額ではないが、逆に多ければ多いほどよいというものでもない。今後、補助額を検討する際には、近隣自治体との比較を行うなど、多角的な視点から検討していただきたい。
市の回答	現行のコミュニティ活動活性化助成金は、平成21年度に町会・自治会が行う事業に対して助成する方式へ見直しを行ったものですが、東日本大震災における町会・自治会の役割を踏まえ、市としても政策的に優先すべき防災・環境事業を重点的に支援する仕組みを検討しております。 また、今後、補助額を含め、制度を大きく見直す際には、近隣自治体を参考にしながら検討を行ってまいります。

③地域の活動の周知	
提 言 内 容	地域の活動は、まず一人でも多くの人々に知ってもらうことが重要である。活動している団体に、周知・広報活動を促すための方策を検討していただきたい。
市 の 回 答	地域センターにおける団体活動については、各運営協議会によって、掲示板へのポスター等の掲示や、団体活動を取り上げるコミュニティ誌の発行を行っているところです。 また、より多くの市民の方に、コミュニティ活動を行う様々な団体の情報を周知するため、広報に地域・地区センターで行われるイベント情報を掲載するほか、市民活動・生活情報誌である「わっこ」を毎月1日に発行し、地域のイベントや、仲間募集などの記事を掲載しており、今後も引き続き情報の発信を行ってまいります。
④市の特性	
提 言 内 容	「市域が狭い」という狛江市の特徴は、地域交流の促進には都合が良い。年代を超え、市域の狭さを活かした地域交流を進めていただきたい。
市 の 回 答	狛江市は「市域が狭い」ため、コミュニティ活動の活動場所である地域・地区センターまでの距離が近く、活動に参加がしやすいと考えております。各運営協議会及び市による情報提供を今後も積極的に行うことで、コミュニティ活動への参加を促し、地域交流の活性化を推進してまいります。
⑤地域センター	
提 言 内 容	地域センターにおける各種の行事は、普段、町会・自治会など地域コミュニティとの接点が少ない人と地域コミュニティの接点になっているように感じる。このような機会を最大限活用し、地域のコミュニティ活動への参加に繋げていくべきである。
市 の 回 答	地域センターでは、運営協議会による様々な事業が行われ、地域住民の交流の機会を広げています。とりわけ、例年10月に開催しているセンターまつり、利用者発表会は、地域センターを活用した大きなイベントであり、日頃、地域コミュニティとの接点が少ない方々も気軽に参加しやすい機会であるため、市においても、引き続き情報発信等の支援を行ってまいります。
⑥めざす姿と施策成果指標のズレ	
提 言 内 容	施策小項目1では、めざす姿を「市民が地域で相互に交流できる機会ができています」としている一方で、指標は「交流機会に参加した市民の割合」となっている。交流の機会の創出とそのような機会への参加という異なる段階をもって、めざす姿と施策成果指標が整理されている。
市 の 回 答	現在、基本計画の改定作業を進めていますので、指標についても、その中で検討します。
⑦新たなコミュニティ	
提 言 内 容	「新たなコミュニティ」に関する取組みは、ほとんど進展が見られない。今後、この取組みを円滑に進めるにあたっては、既にある程度基盤が整備されている区域をテストケースとして進めていくことが良いのではないかと。また、この新たなコミュニティに課題解決のための権限や財源を与えることで、活動の継続が期待できる。
市 の 回 答	地域の課題解決に向けた取組みの一つとして、災害時における避難所の運営に関し、町会・自治会及び自主防災組織等により構成する避難所運営協議会の設置を各避難所単位で進めています。この避難所運営協議会の進捗状況や他自治体の取組事例を参考に検討を進めます。

⑧地域における多様な活動主体との連携

提 言 内 容	市民フォーラムでの議論にもあったとおり、町会・自治会以外にも、現在、地域で活発に活動している団体は、多数存在している。現状、市は個々の活動団体への支援は各施策で行っているが、「地域全体において活動を活性化する」という視点で考えると、今後は、町会・自治会も含め、同じ地域で活動している団体間の“横の繋がり”を生み出していくことが重要ではないか。より効果的に地域全体の活性化が図られるような取組みを検討していただきたい。
市 の 回 答	生涯学習に取り組む個人や団体の活動を支援するため、生涯学習データベースの構築に向けた諸経費を平成 25 年度予算案に盛り込んでいます。このデータベースの運用・活用を通じて、個人や団体活動の活性化を地域全体の活性化に繋げていけるよう取り組んでいきます。

4-1-3 安全で快適な交通環境の実現

■現況と課題 ※計画策定時（H22.2）

狛江市は、面積も小さく地形的にも平坦であり、自転車による移動がしやすいまちであることや近年の環境意識・健康意識の高まりにより、自動車と自転車の交通手段を使い分け、近隣移動手段として自転車を利用する人が増えています。その一方で、自転車利用者のルール違反や駅前の放置自転車等により歩行者が安全に通行できない等自転車による問題が深刻化しています。また、高齢者や障がい者等の交通弱者が移動するためのバリアフリー化や移動手段の確保等交通環境に対するニーズは多様化しています。そこで、自転車利用者のマナー向上に取り組むとともに、自転車、歩行者、自動車それぞれが安全に移動できる道路環境を整備する必要があります。駅前の放置自転車については、行政・事業者が連携して、十分な駐輪場の確保に取り組まなければなりません。

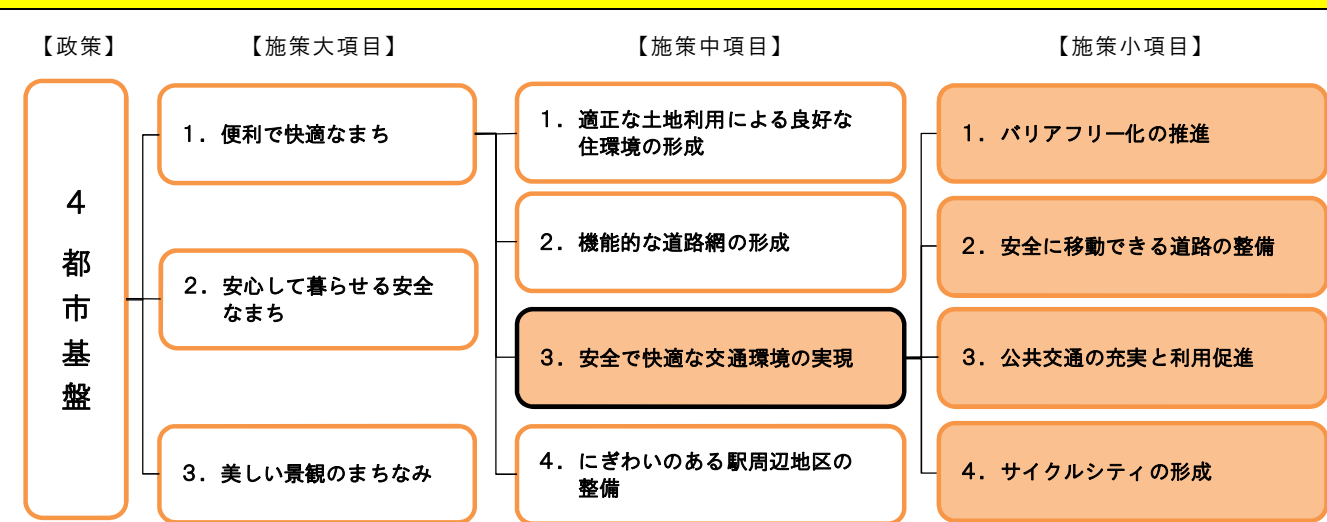
なお、狛江市自転車等の放置防止等に関する条例を平成9年10月1日に制定し、この中で自転車等放置禁止区域の指定等を定め、平成12年度より駅周辺の放置自転車撤去を開始しました。条例制定当時は駐輪場が狛江駅周辺には4か所（小田急3ヶ所^{※有料}、市1ヶ所^{※無料}）、和泉多摩川駅周辺には4か所（小田急2ヶ所^{※有料}、市2ヶ所^{※無料}）、喜多見駅周辺には3か所（小田急3ヶ所^{※有料}）ありました。現在では、和泉多摩川駅周辺の無料自転車置場が1ヶ所となったが、狛江駅においては民間活用によって有料駐輪場が5ヶ所に増加した。これらの結果、撤去台数のピークが平成14年度の6,730台に対して平成23年度は2,462台となり、一定の効果は見られるが放置自転車解消には至っていません。

また、誰もが安全で快適に移動できる交通環境の実現に向けて、道路のバリアフリー化の促進、安全に移動できる道路の整備、コミュニティバス「こまバス」利用者の利便性の向上等を行い、誰もが気軽に安心して出かけられるまちづくりを進める必要があります。

【計画策定時（H22.2）からの状況の変化】

- こまバスの1台当りの乗車人数の平均は、15.5人（平成21年度末）から19.0人（平成23年度末）に増加しました。
- 平成23年度末に都市計画道路3・4・4号線（市道4号線から泉竜寺裏までの区間・約175m）が開通しました。

■施策体系



【施策の構成】

この施策では、市の交通施策全般について、取り扱っています。

このうち、小項目1「バリアフリー化の推進」では、市民の誰もが市内を移動しやすいという状況にしていけるためのハード面の施策について取り扱っています。また、小項目2「安全に移動できる道路の整備」では、交通事故を防ぐ視点から、市民が安全に移動できるようにするための施策を取り扱っています。小項目3「公共交通の充実と利用促進」では、路線バスやコミュニティバスなどの公共交通に関する施策を取り扱っています。小項目4「サイクルシティの形成」は、狛江市の地勢を最大限活用した「サイクルシティ」を形成するための自転車に焦点を当てた施策です。

1. バリアフリー化の推進

めざす姿

「高齢者や障がい者にとって、暮らしやすいまちになっています。」

【施策の方向性】

歩行者や車椅子利用者が安全で快適に通行できるよう、放置自転車の撤去・誘導の強化や道路整備と合わせた歩道の確保と拡幅を進めます。また、歩道と車道の段差解消や点字ブロックの整備を進めるとともに、バリアフリー対応型信号機^{*1}の設置を警察に要請し、誰もが安全で快適に移動できるまちづくりを進めます。

(^{*1}音により信号の状況を知らせたり、押ボタン等の操作により歩行者用青信号の時間を延長できる信号機)

【施策展開の方針とその考え方】

- 道路修繕計画を策定して計画的に道路整備及び修繕を実施していきます。
- ユニバーサルデザインブロックと休憩ベンチの積極的な設置をしていきます。
- 駅周辺の放置自転車の撤去・誘導を強化し、快適な歩行空間を確保していきます。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
交通安全施設整備費 （環境管理課）	交通及び歩行者の円滑化と安全確保を図るため、道路の保全と施設の修繕並びに交通安全施設の設置を行います。	道路反射鏡設置 15 基 道路反射鏡修繕 13 基 道路区画線設置 4,883m 決算額 941 万 9 千円	
道路点検調査 （環境管理課）	道路整備及び修繕について計画的に実施していくため、平成 24 年度に道路修繕計画を策定します。その基礎調査として、道路の現況を調査したものです。	市道調査 117km 決算額 945 万円	
自転車整理関係費 （環境管理課）	駅周辺の放置自転車に対する監視指導、撤去を中心とした事業展開をするとともに、駐車施設の整備を進めます。	撤去回数 264 回 監視指導日数 360 日 撤去台数 自転車 2,408 台 バイク 54 台 決算額 6,172 万 2 千円	

○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

事業（取組み）	概 要	活動状況（H23）	コスト内訳
自転車等返還業務 （環境管理課）	自転車保管返還所における自転車等の返還業務	返還台数 自転車 1,622 台 バイク 50 台	
自転車返還所整備 （環境管理課）	平成 24 年 2 月 1 日より旧 7 小跡地に移転した自転車返還所の整備に係る経費	敷地面積 1,364.9 m ² 自転車収容台数 716 台	

- 職員による道路補修，反射鏡鏡面調整を行っています。
- 委託業務以外での職員による放置自転車の撤去を行っています。
- 道路パトロールを実施しています。

【施策の成果】

- 放置自転車の撤去台数が平成 22 年度比 24.4%減少しました。
- 道路整備時における歩道のセミフラット化を行いました。
- 休憩ベンチを 2 基設置しました。



▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況										
道路のバリアフリーが進んでいると思う市民の割合	未達成	<table><caption>施策成果指標の進捗状況</caption><thead><tr><th>時期</th><th>割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>27.3%</td></tr><tr><td>H22</td><td>30.2%</td></tr><tr><td>H23</td><td>26.5%</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>32%</td></tr></tbody></table>	時期	割合 (%)	計画当初	27.3%	H22	30.2%	H23	26.5%	目標(H26)	32%
時期	割合 (%)											
計画当初	27.3%											
H22	30.2%											
H23	26.5%											
目標(H26)	32%											
指標のえ方 市内の道路のバリアフリー化が進んでいると思う市民の割合を市民アンケート※により測るものです。設問に対し、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた人の割合を 32%まで引き上げをことをめざします。 ※市民アンケート …平成 24 年 4 月に、18 歳以上の無作為抽出した市民 2,500 人を対象に行い、959 人（回答率 38.3%）。に回答をいただきました。												

2. 安全に移動できる道路の整備

めざす姿

「交通事故がなく、誰もが安心して移動できます。」

【施策の方向性】

見通しの悪い交差点の改良や歩道・道路照明の整備や「ゆとりシグナル*²」、視認性が高い LED（発光ダイオード）式信号機等の交通安全施設の設置を進め、安全に移動できるまちをつくりまします。また、生活道路への過剰な車両進入を防ぎ、歩行者の安全性や住宅地の快適性を高めるため、コミュニティ・ゾーン*³の導入を検討します。あわせて、狭あい道路の拡幅を行うことにより安全に移動できるだけでなく、災害にも強いまちづくりを進めます。

（*³自動車の通行ではなく、歩行者の安全性や快適性を主たる目的とした道路で形成される地区）

【施策展開の方針とその考え方】

- 夜間における犯罪防止を図り、生活環境の向上を目指します。
- 安全な歩行空間を確保することを目的とした路側帯内カラー舗装整備マニュアルに沿って、計画的にカラー舗装を実施していきます。



◇ゆとりシグナル*²
（目盛りで青信号と赤信号の残り時間を表示する信号機）

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
街路灯電気料金補助 （環境管理課）	公共性が認められる団地敷地内街路灯電気料の一部に対する補助です。	市内団地4自治会へ補助 決算額 68万6千円	一般財源 69万円 100%
再掲 交通安全施設整備費 （環境管理課）	交通及び歩行者の円滑化と安全確保を図るため、道路の保全と施設の修繕並びに交通安全施設の設置を行います。	道路反射鏡設置 15基 道路反射鏡設置 13基 道路区画線設置 4,883m 決算額 941万9千円	一般財源 942万円 100%

○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

事業（取組み）	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
街路灯維持管理費 （環境管理課）	市管理の街路灯の維持管理、設置を行うものです。	市管理街路灯設置総数 4,353灯 （うちLED 230灯） 決算額 3,317万5千円	国補助 500万円 15% 一般財源 2818万円 85%

- 街路灯の球切れなど市民からの通報等への対応を行っています。
- 職員による街路灯の一斉点検を行っています。

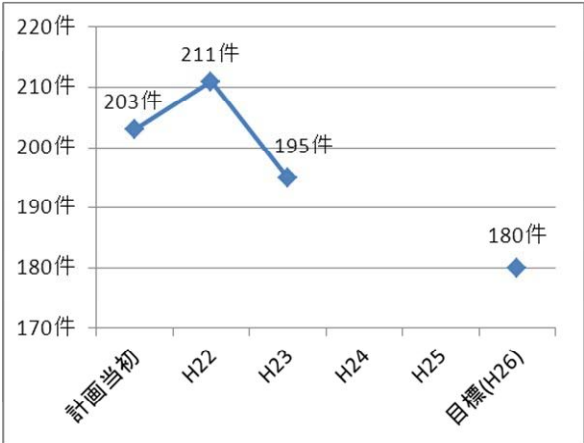
【施策の成果】

- 平成 24 年度より計画的にカラー舗装を実施しています。



- 夜間における犯罪情報等を安心安全課と情報を共有し、危険箇所への照度を上げるためにLED街路灯を集中的に設置しています。また、まちづくり条例による開発等事業の事業者に対して、LED街路灯の設置を指導しています。

▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況										
市内の交通事故発生件数	未達成	 <table><caption>交通事故発生件数推移表</caption><thead><tr><th>年度</th><th>発生件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>203件</td></tr><tr><td>H22</td><td>211件</td></tr><tr><td>H23</td><td>195件</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>180件</td></tr></tbody></table>	年度	発生件数	計画当初	203件	H22	211件	H23	195件	目標(H26)	180件
年度	発生件数											
計画当初	203件											
H22	211件											
H23	195件											
目標(H26)	180件											
指標の考え方												
市内で発生した交通事故の件数です。発生件数を180件に抑えます。												

3. 公共交通の充実と利用促進

めざす姿

「誰もが移動しやすい交通手段が確保されています。」

【施策の方向性】

市民、運行事業者等とともに利用実態や利用ニーズに基づいて、「こまバス」の安定した運行に向けた検証を行い、サービスと利便性の向上を図ります。また、環境負荷の少ない公共交通の利点のPR、バス停やダイヤ等の情報提供を進め、路線バス、「こまバス」の利用を促します。

【施策展開の方針とその考え方】

- コミュニティバスの運行開始から3年半が経過し、運行ルートやバス停の増設などの各種課題を整理して、サービスや利便性の向上を図ります。
- 和泉多摩川方面の都市計画道路の整備に併せ、事業者にはバス路線整備の要望をしていきます。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
コミュニティバス運行 （都市整備課）	利用実態やニーズを考慮して、定められた路線と時刻表に基づき、安定した運行を確保します。 総運行経費から乗車収入等を差し引いた経費について市が補助を行います。	1日当たり22便の運行 決算額 1,735万4千円 地域公共交通会議報酬 30千円 市民検証委員会報酬 64千円 運行補助金 17,007千円 運行収入 22,045千円 運行経費 39,052千円 妊婦等乗車賃助成 253千円	 一般財源 1735万円 100%
バス路線整備要望 （都市整備課）	平成24年12月の都市計画道路3・4・17号線の整備に関連して、新規バス路線整備を要望していきます。	事業者との調整 決算額 0円	

○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

- 車内広告により収入の確保を図っています。
- 事業参加者や福祉施設利用者への福祉券の発行による乗車賃の助成を行っています。

▼こまバス



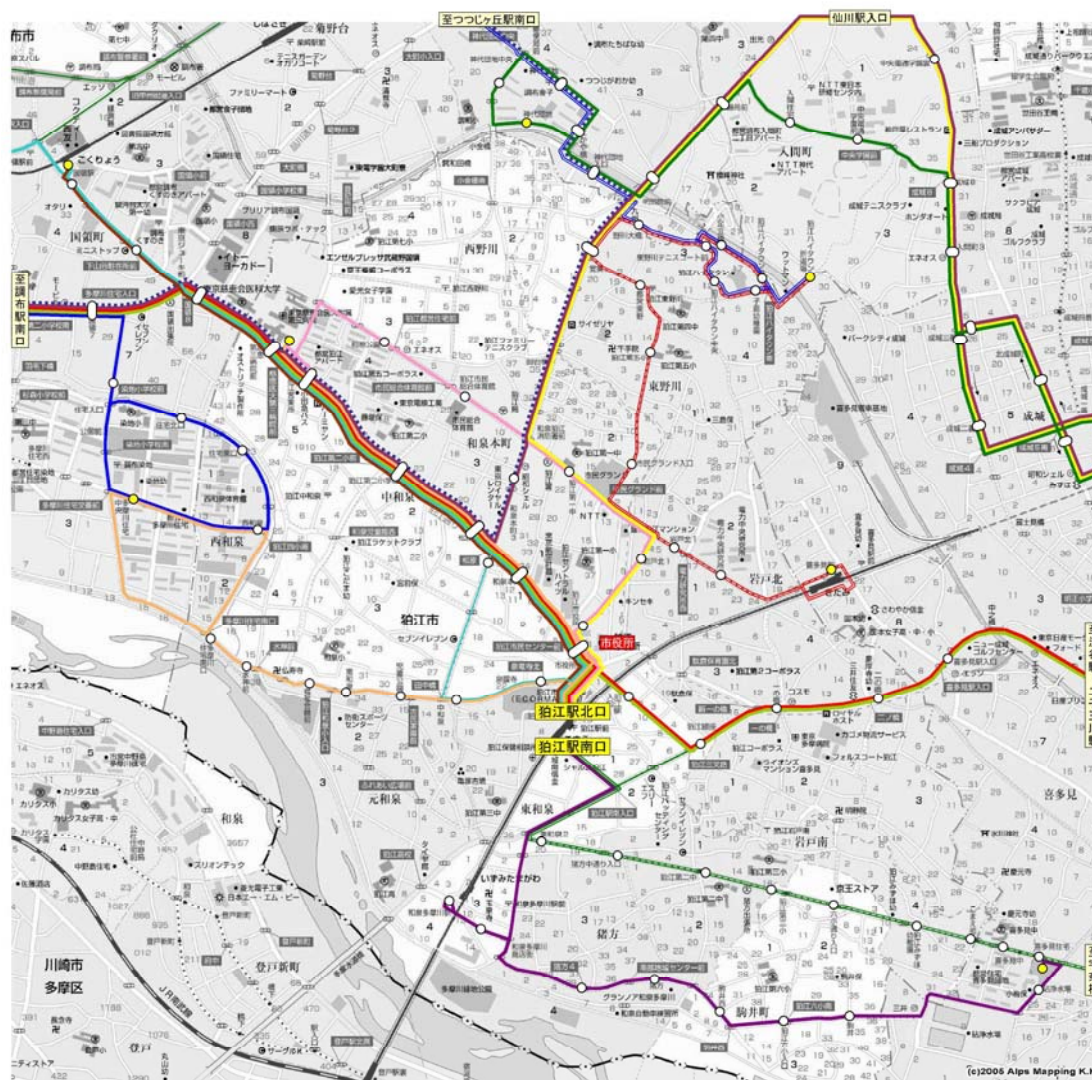
【施策の成果】

- 乗車率が向上しました。
（平成22年度17.6人/便→平成23年度19.0人/便）
- 車内広告により行政情報等を発信しました。

▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況
公共交通が充実し、移動がしやすいと思う市民の割合	未達成	54% 45.1% 45.4% 45.5% 計画当初 H22 H23 H24 H25 目標(H26)
指標の考え方 公共交通が充実し、移動がしやすいと思う市民の割合を市民アンケート※により測るものです。設問に対し、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた人の割合を54%まで引き上げることをめざします。 ※市民アンケート …平成 24 年 4 月に、18 歳以上の無作為抽出した市民 2,500 人を対象に行い、959 人（回答率 38.3%）。に回答をいただきました。		

◇市内路線バス ルート図



◇こまバス 運行ルート



4. サイクルシティの形成

めざす姿

「安心で安全なサイクルシティが形成されています。」

【施策の方向性】

自転車の適正利用を進め歩行者の安全を確保するため、自転車利用者のマナー向上に取り組むとともに、自転車利用を前提とした道路整備などを進めます。また、駅前の放置自転車の解消に向け、商業施設と連携した駐輪スペースの確保と通勤通学自転車の駐輪場の整備に取り組めます。

【施策展開の方針とその考え方】

- 駅周辺の放置自転車対策や幅広い広報活動の工夫を行うことにより、自転車駐車場（民間施設を含む）利用を促進し利用者数の向上を図ります。
- 環境への貢献度も高く、交通手段として幅広く利用されている自転車を利用しやすい都市基盤（空間）を整備して、交通安全施設整備と合わせ、市民が安心して安全に通行できる快適な道路環境整備を目指します。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
交通安全施設整備費 （環境管理課）	交通及び歩行者の円滑化と安全確保を図るため、道路の保全と施設の修繕並びに交通安全施設の設置を行います。	道路反射鏡設置 15 基 道路反射鏡修繕 13 基 道路区画線設置 4,883m 決算額 941 万 9 千円	
自転車整理関係費 （環境管理課）	駅周辺の放置自転車に対する監視指導、撤去を中心とした事業展開をするとともに、駐車施設の整備を進めます。	撤去回数 264 回 監視指導日数 360 日 撤去台数 自転車 2,408 台 バイク 54 台 決算額 6,172 万 2 千円 うち、 自転車返還業務委託 509 万 4 千円 放置自転車等札貼付業務委託 74 万 3 千円 駅周辺見回り業務委託 855 万 2 千円 放置自転車等撤去業務委託 359 万 8 千円 放置自転車等監視指導委託 889 万円	

○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

事業（取組み）	概 要	活動状況（H23）	コスト内訳
自転車等返還業務	自転車保管返還所における返還業務です。	返還台数 自転車 1,622 台 バイク 50 台	
自転車返還所整備	平成 24 年 2 月 1 日より旧 7 小跡地に移転したものです。	敷地面積 1,364.9 m ² 自転車収容台数 716 台	

■委託業務以外での職員による放置自転車の撤去を行っています。

【施策の成果】

- 平成 21 年度の狛江駅北口自転車駐輪場につき、平成 24 年度に民間活用によって狛江駅南口路上に駐輪施設を設置しました。
- 放置自転車の撤去台数が平成 22 年度比 24.4%減少しました。

◇狛江駅北口



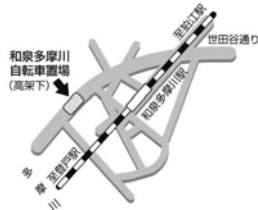
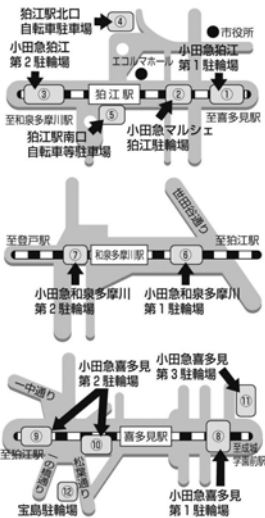
◆駐輪場一覧

有料駐輪場

	名 称	収容台数
①	小田急狛江第1駐輪場	703台
②	小田急マルシェ狛江駐輪場	525台
③	小田急狛江第2駐輪場	2,191台
④	小田急和泉多摩川第1駐輪場	677台
⑤	小田急和泉多摩川第2駐輪場	207台
⑥	小田急喜多見第1駐輪場	2,095台
⑦	小田急喜多見第2駐輪場 (狛江駅寄り)	857台
⑧	小田急喜多見第2駐輪場 (喜多見駅寄り)	290台
⑨	小田急喜多見第3駐輪場	349台
⑩	宝島駐輪場	200台
⑪	狛江駅北口自転車駐車場	182台
⑫	狛江駅南口自転車等駐車場	100台

無料駐輪場

	名 称	収容台数
①	中和泉1丁目置場	200台
②	和泉多摩川自転車置場 (高架下)	400台



▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況														
日常の移動手段として自転車を利用する市民の割合	未達成	<table><tr><th>時期</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>計画当初</td><td>62.6%</td></tr><tr><td>H22</td><td>66.0%</td></tr><tr><td>H23</td><td>65.1%</td></tr><tr><td>H24</td><td></td></tr><tr><td>H25</td><td></td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>68%</td></tr></table>	時期	割合 (%)	計画当初	62.6%	H22	66.0%	H23	65.1%	H24		H25		目標(H26)	68%
時期	割合 (%)															
計画当初	62.6%															
H22	66.0%															
H23	65.1%															
H24																
H25																
目標(H26)	68%															
指標の考え方 通勤・通学や買物などの際に、移動手段として自転車を利用している市民の割合を市民アンケート※により測るものです。設問に対し、「いつも利用している」「ときどき利用している」と答えた人の割合を 68%まで引き上げをことをめざします。 ※市民アンケート …平成 24 年 4 月に、18 歳以上の無作為抽出した市民 2,500 人を対象に行い、959 人（回答率 38.3%）。に回答をいただきました。																

◆施策中項目の評価

進捗状況

E

未だ目標を達成している項目はない。

この施策中項目に設定されている4つの指標のいずれも、まだ26年度までの目標に達していません。

■今後の課題

【バリアフリー化の推進】

歩行者や車椅子利用者が安全で快適に通行できる道路づくりとして、歩行空間の用地確保が重要な要素です。市内の多くは道路沿道が住宅化しているため、歩行空間の用地確保するためには膨大な用地費、補償費が必要となってきます。また、既存で歩道設置されている道路についても歩車道の段差解消が道路整備路線以外では進んでおらず、今後予算を踏まえ計画的に実施する必要があります。

【安全に移動できる道路の整備】

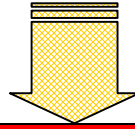
現在市で管理している街路灯が約4,300基であり、その内LED街路灯が230基となっています（設置率約5%）。消費電力も少なく環境負荷低減の観点から順次LED街路灯へ交換していますが、年間100基前後しか設置できていないため、全ての街路灯をLED化するには、かなりの年数がかかってしまいます。

【公共交通の充実と利用促進】

サービスの向上と利用の促進のため、今後、実際の運行の中での各バス停の利用状況の調査等を検討する必要があります。

【サイクルシティの形成】

駅周辺の放置自転車台数は大幅に減少しているものの、解消には至っていません。放置自転車に対する認識を向上させるような広報活動の工夫が必要になっており、また誰もが安心して歩ける駅前にするためには、既存駐輪場への誘導を図る取り組みとともに、通勤・通学・買い物など、様々な駐輪需要に対応した利用し易い自転車等の駐輪施設を充実させる必要があります。



◆施策に関する外部評価委員会の提言と市の回答

【外部評価委員会の総評】

「3. 交通安全対策の充実（総務部）」でも指摘しているが、交通安全施策に関しては、ハード事業とソフト事業の両輪で構成すべき施策である。この施策も含め、施策分類については今後整理していく必要がある。また、この施策における小項目「4. サイクルシティの形成」では、放置自転車対策やカーブミラー・道路の区画線の設置など、およそサイクルシティには程遠い施策（事業）の実態となっており、施策名称と行政活動との間にズレが生じている。

その一方で、特に私道の街路灯の管理のほとんどを市が行っていることは、市民全体の安全を守るという観点からの取組みであり、その趣旨は高く評価できる。

今後、下記の提言事項も参考にしながら、さらなる施策の推進に努めていただきたい。

【外部評価委員会の総評に関する市の考え】

現在、基本計画の改定作業を進めていますので、施策分類や名称構成についても、施策の推進に向けた実効性と分かりやすさの視点を踏まえて検討します。

◆指摘事項

①基礎データの把握

提言内容	バリアフリーや狭あい道路、コミュニティ道路など、施策としてそれらの改修等を検討する際には、その対象となる箇所を調査等により明確にしてから実施すべきである。
市の回答	平成23年度に粕江市が管理する道路（約117km）の舗装状況を調査しました。調査項目として路面のひび割れ、段差、わだち掘れ等です。その結果に基づき、平成24年度に道路修繕計画を策定して今後計画的に舗装工事を実施していく予定であり、安全で快適に通行できる道路づくりに努めていきたいと考えています。

②指標

提言内容	「日常の移動手段として自転車を利用する市民の割合」とあるが、施策の趣旨は移動手段を自動車から自転車に変えてもらうことである。指標についても、そのような考え方をもって設定すべきである。
市の回答	現在、基本計画の改定作業を進めていますので、指標についても、その中で検討します。

③こまパス

提言内容	道路事情などにより改善が簡単ではないことは理解できるが、税金を投入している以上、運営改善に向けた不断の努力をお願いする。また、事業者への補助形態（総運行経費から乗車収入等を差し引いた経費を市が負担する）に鑑みても、運賃を免除されている市民の利用者数や混雑状況など、市として利用実態や運営状況を常日頃から把握すべきである。
市の回答	運営改善に向けて、市民ニーズを確認するための必要な調査を適時に行います。利用者数や混雑状況などの状況把握についても継続して確認をしていきます。未整備地域の解消等に向けた新規路線の検討にあたっては、当該地域の市民の方の意見を参考とできるような方策を検討していきます。

4-2-3 交通安全対策の充実

■現況と課題 ※計画策定時（H22.2）

車社会の到来とともに交通事故の増加が問題となり、それに対応するため狛江市では昭和 62 年には「交通安全都市」宣言を行い、交通安全に対する取組みを進めてきました。

市内の交通事故状況を見ると、平成 20 年の発生件数は 203 件で、これは平成 14 年の 377 件の 54% となっており、減少しています。これは警察、交通安全協会等との連携した対策の効果であり、今後継続してさらに対策を進めていく必要があります。また、近年自転車利用者のルール・マナーを無視した通行実態に対する社会的批判が高まっており、交通安全教育の充実が課題となっています。

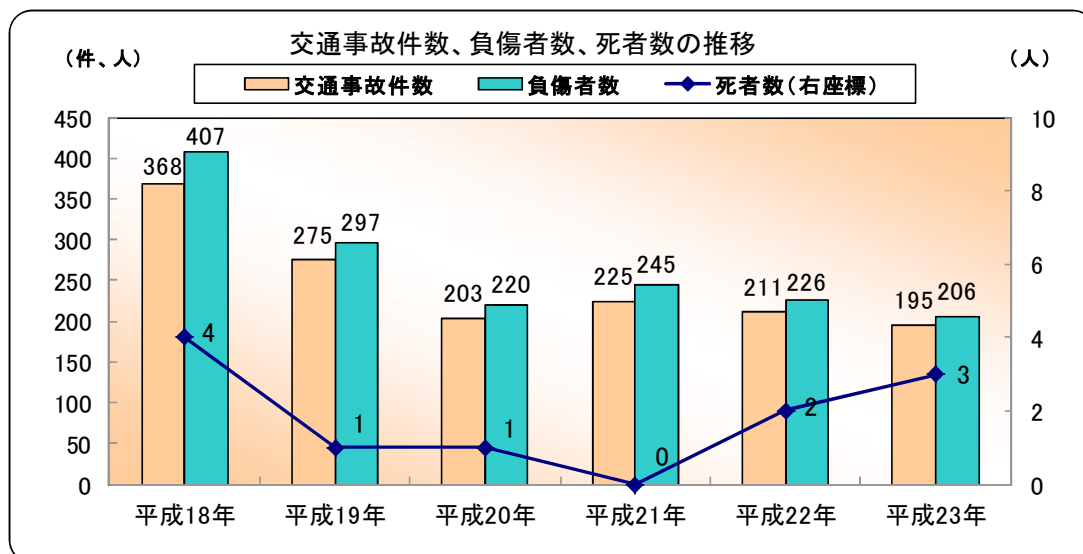
交通事故は交通ルールを守ることによって防げる場合が多いことから、法令遵守の重要性を訴えるとともに、運転マナーの向上に取り組む必要があります。特に自転車利用者に対しては、交通ルール遵守の徹底が求められています。また、子どもや高齢者による交通事故を防ぐための交通安全教育や自転車安全教室などによる交通安全意識の高揚を図らなくてはなりません。

【計画策定時（H22.2）からの状況の変化】

- ・道路交通法の改正による※¹「高齢運転者等専用駐車区間制度の導入」（平成 22 年 4 月 19 日施行）、※²「自転車道・歩道で自転車を一方通行とする規制標識の新設」（平成 23 年 9 月 12 日施行）がありました。
- ・交通事故の発生件数は平成 21 年は 225 件と前年比で 22 件増加したものの、平成 22 年は 211 件、平成 23 年は 195 件となるなど、現在は減少傾向にあります。
- ・交通事故による死傷者数についても、平成 21 年は 245 人と前年比で 24 人増加したものの、平成 22 年は 228 人、平成 23 年は 209 人となるなど、現在は減少傾向にあります。
- ・狛江市交通安全計画を平成 24 年 2 月に策定し、市としての交通安全に対する考え方や分野別の施策等を示しました。

■市内の交通事故件数及び死傷者数の推移

狛江市		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	対18年比
交通事故件数		368件	275件	203件	225件	211件	195件	△47.0%
死傷者	死者数	4人	1人	1人	0人	2人	3人	△25.0%
	負傷者数	407人	297人	220人	245人	226人	206人	△49.4%
	合計	411人	298人	221人	245人	228人	209人	△49.1%



(道路交通法の改正の要旨)

※1 「高齢運転者等専用駐車区間制度の導入」(平成22年4月19日施行)

高齢者等(障がい者、妊婦も含む)が多く利用する官公庁・福祉施設等の周辺の道路上には、都道府県公安委員会が高齢運転者等専用駐車区間を設置できるようになりました。この区間では、高齢者等が運転し、かつ都道府県公安委員会が交付する標章を掲示した普通自動車だけが駐車できます。



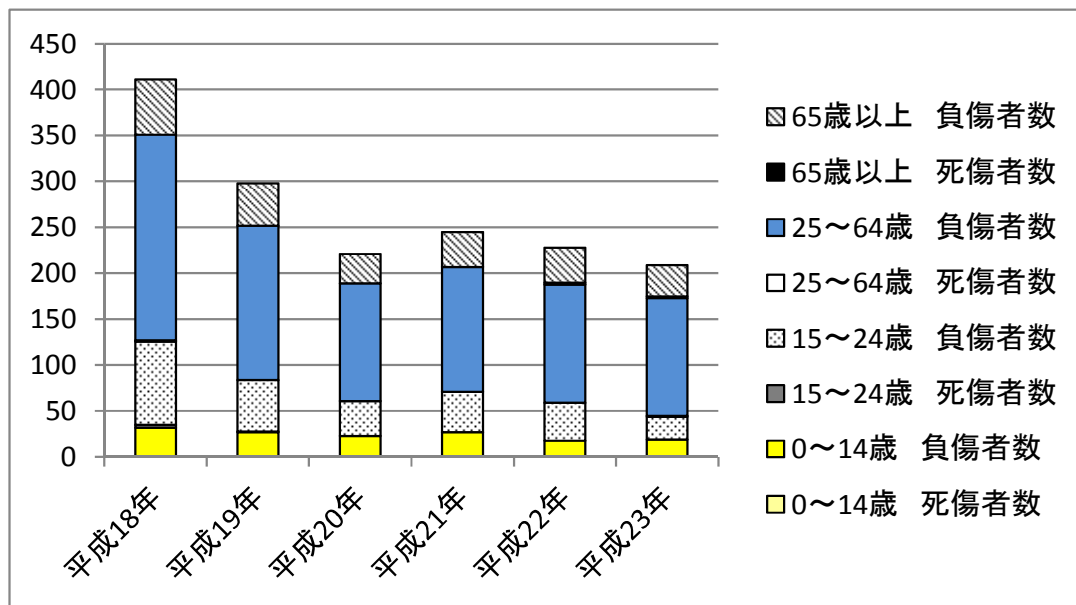
※2 「自転車道・歩道で自転車を一方通行とする規制標識の新設」(平成23年9月12日施行)

自転車の交錯による事故の危険性を減少させ、自転車道・歩道での自転車の通行を整序化するとともに、自転車道などの自転車通行環境の整備を推進するために、規制標識「自転車一方通行」が新設されました。



■年齢別市死傷者数の推移

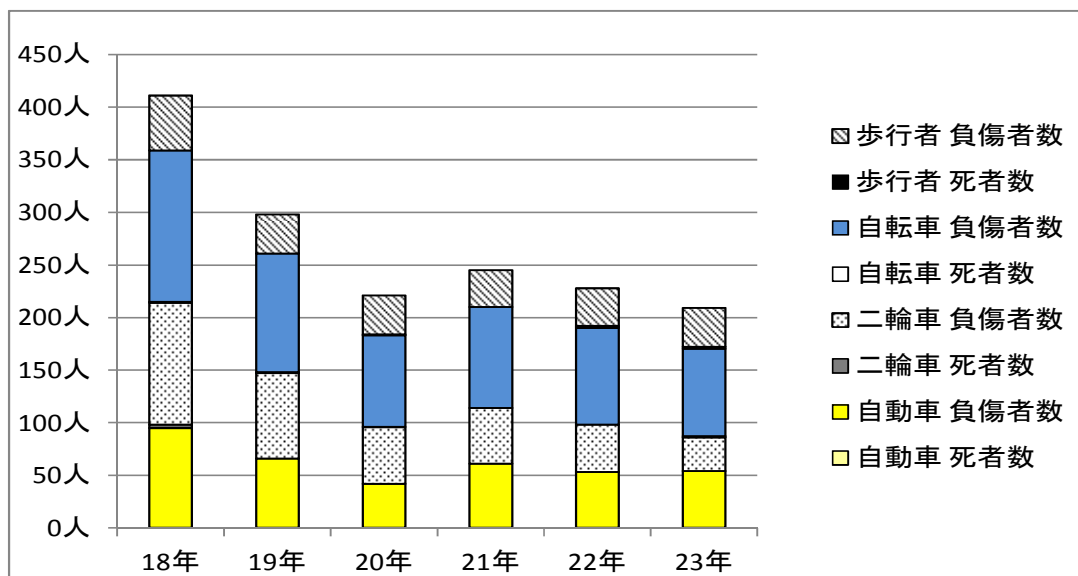
		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	対18年比
0～14歳	死者数	0人	0人	1人	0人	0人	0人	△40.6%
	負傷者数	32人	27人	22人	27人	18人	19人	
15～24歳	死者数	3人	1人	0人	0人	0人	0人	△73.4%
	負傷者数	91人	56人	38人	44人	41人	25人	
25～64歳	死者数	1人	0人	0人	0人	0人	1人	△42.7%
	負傷者数	224人	168人	128人	136人	129人	128人	
65歳以上	死者数	0人	0人	0人	0人	2人	2人	△40.0%
	負傷者数	60人	46人	32人	38人	38人	34人	
死者数合計		4人	1人	1人	0人	2人	3人	△49.1%
負傷者数合計		407人	297人	220人	245人	226人	206人	



- ・交通事故の年齢別死傷者数については、全世代ともに平成18年と比較し、減少しています。
- ・交通事故による死者数については、平成21年は0人でしたが、22年に2人(65歳以上が2人)、23年に3人(25～64歳が1人、65歳以上が2人)となっています。

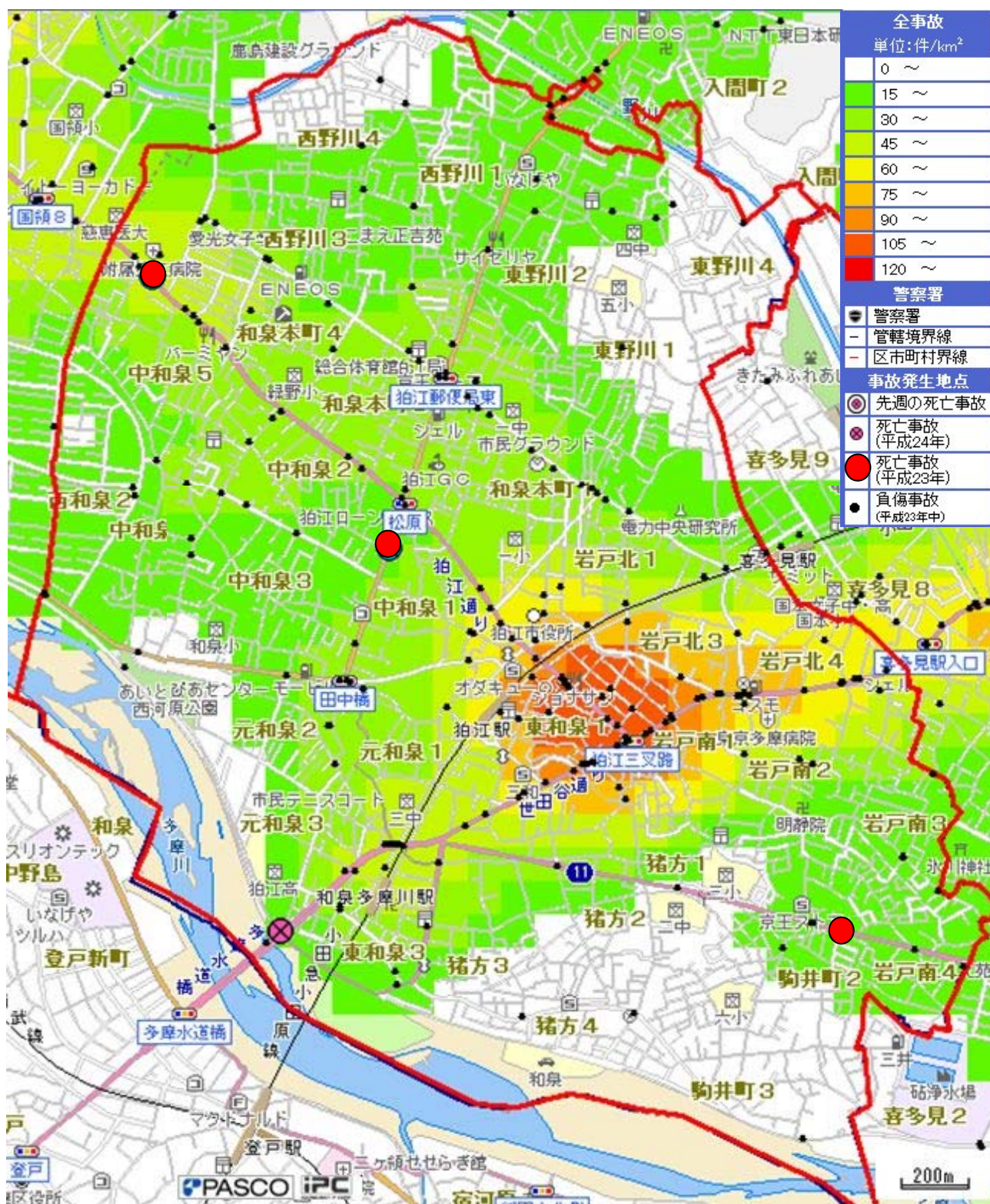
■状態別死傷者数の推移

狛江市		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	対18年比
自動車	死者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	△43.2%
	負傷者数	95人	66人	42人	61人	53人	54人	
二輪車	死者数	3人	0人	0人	0人	0人	0人	△73.1%
	負傷者数	116人	81人	54人	53人	45人	32人	
自転車	死者数	1人	1人	0人	0人	0人	1人	△42.1%
	負傷者数	144人	113人	87人	96人	92人	83人	
歩行者	死者数	0人	0人	1人	0人	2人	2人	△25.0%
	負傷者数	52人	37人	37人	35人	36人	37人	
死者数合計		4人	1人	1人	0人	2人	3人	△49.1%
負傷者数合計		407人	297人	220人	245人	226人	206人	

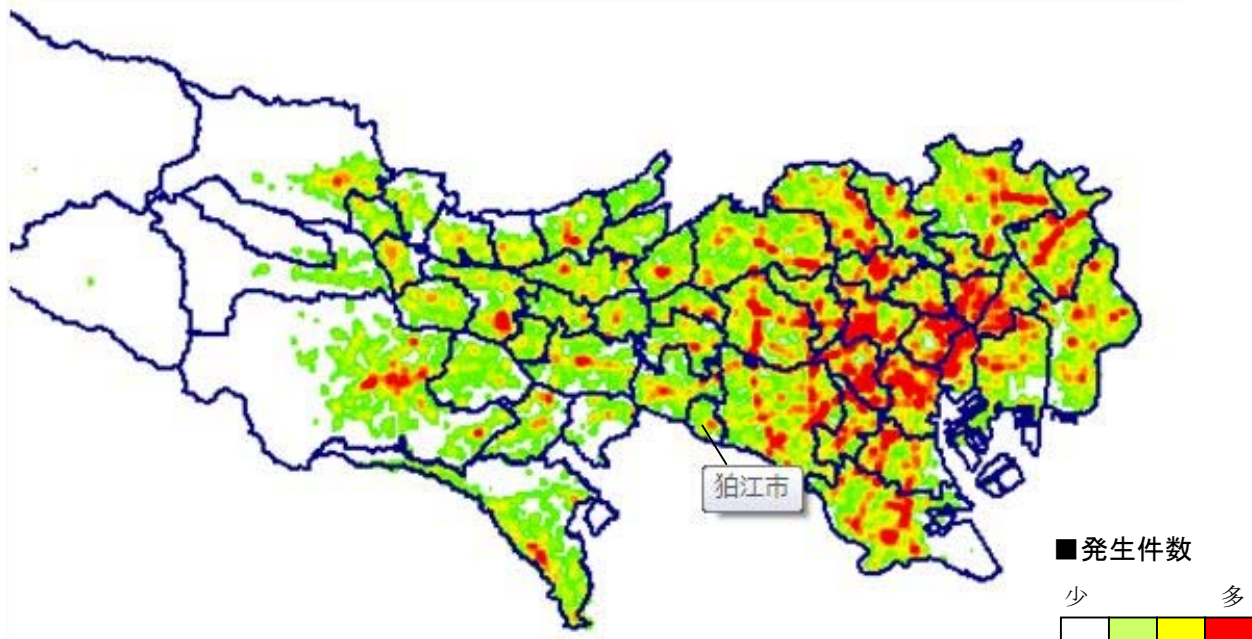


- ・交通事故の状態別死傷者数については、自動車乗車中、二輪車乗車中、自転車運転中、歩行中ともに平成18年と比較し、減少しています。
- ・自転車運転中の死傷者数の割合が最も高く、平成22・23年には全体の40%を超えるなど、自転車の事故の比率が高まりました。
- ・交通事故による死者数については、平成21年は0人でしたが、22年に2人（歩行者2人）、23年に3人（歩行者が2人、自転車が1人）となっています。

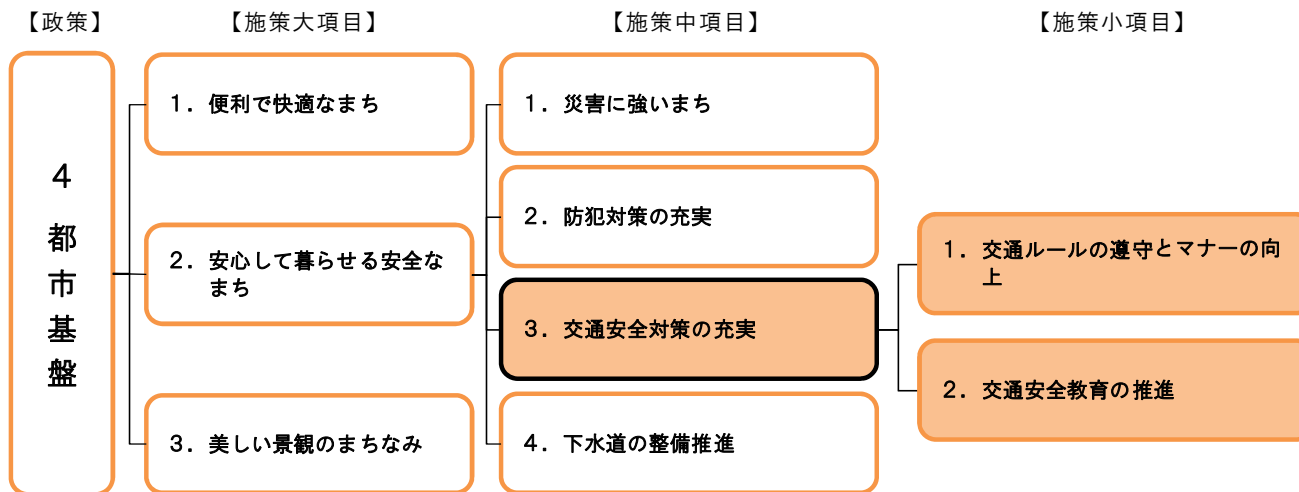
■市内における平成 23 年中の交通事故発生状況（出典：警視庁ホームページ）



■東京都内における平成 23 年中の交通事故発生状況（出典：警視庁ホームページ）



■施策体系



【施策の構成】

この施策では、市民の安心安全を守るための交通安全に関する施策について取り扱っています。このうち「1. 交通ルールへの遵守とマナーの向上」では、市民が自転車や自動車を運転する側の視点から、交通事故を“起こさない”ための施策を主に扱っています。一方、「2. 交通安全教育の推進」では、1とは反対の視点から、交通事故に“遭わない”ための施策を主に取り扱っています。

ただ、施策体系上は2つの視点に分けて構成していますが、それぞれの状況により市民がどちらの立場にもなり得ることから、事業の実施にあたっては、より事業効果を高いものとするため、一体的な事業展開を行っています。

1. 交通ルールへの遵守とマナーの向上

めざす姿

「交通ルールが守られ、安全に移動できるまちになっています。」

【施策の方向性】

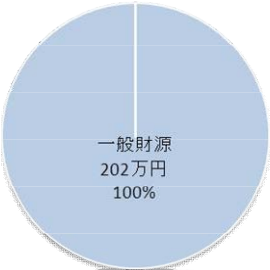
安全でゆとりのある運転に向けて、警察署や交通安全協会と連携してドライバーに対する交通安全キャンペーンを定期的実施し、交通規則の遵守を促します。さらに、スピード違反、駐車違反などに加え、自転車の交通違反の取締りの強化を警察署に要請し、交通事故の未然防止に努めます。

【施策展開の方針とその考え方】

- 交通安全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる「狛江市交通安全計画」に基づき、交通事故のない環境で安心して暮らせる人優先の交通社会を目指します。
- 市における交通事故事情として、全体の件数や死傷者数は減少傾向にあるものの、自転車による事故の発生割合が高止まりしていること、また、この中には、自転車の運転が正しく行われていれば重大な事故に至らなかったケースもあることから、自転車運転マナー向上のための施策を重点的に行います。
- 自転車運転マナー向上のためには、自転車を乗り始める小学生など、幼少期からのルールやマナーの習得が重要と考え、小中学校を対象に児童生徒の発達段階に応じた事業を行います。
- 市単独の事業実施だけでなく、警察や小中学校、自動車学校等が行う事業と連携して、事業効果をより一層高めます。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
交通安全対策事業 （環境管理課）	多摩川堤防道路の通行管理を行います。都道114号線の開通後には閉鎖し、その後の利活用については、国土交通省並びに関係機関等との協議と並行して、検討を進めます。	多摩川堤防道路通行管理委託 多摩川堤防道路車止め等設置委託 決算額 201万5千円	 一般財源 202万円 100%
交通安全教育 （安心安全課）	様々な年代に対して、その年代に応じた啓発、講習等の事業を行い、交通安全に関する知識や意識の向上に努めています。	スタントマンによる交通安全教育（1回） 自転車運転免許証の発行（328枚） 春と秋の全国交通安全運動（横断幕、懸垂幕、庁用車による広報等） 交通安全のつどいの開催（春は震災の影響で中止。秋は調布市主催で実施） 交通対策調整会議の開催（5回・交通安全計画の策定） 交通災害共済費公費負担（私立小中学校737人） 決算額 208万1千円	 一般財源 208万円 100%

○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

事業（取組み）	概 要	活動状況（H23）	コスト内訳
こまめ安心安全情報メールの活用 （安心安全課）	こまめ安心安全情報メールによる交通安全に関する情報提供を行います。	4 回	
交通安全イベント等の連携 （安心安全課）	警察署，学校，自動車教習所等と連携し，講習会や教室等を実施します。	自動車運転講習会（2 回） 自転車教室（小学校・PTA 主催 4 回） 幼児二人乗り自転車教室（幼稚園主催 1 回） 交通安全キャンペーン（1 回） 交通安全教室（教習所主催。震災の影響で中止）	
飲酒運転させないＴＯＫＹＯキャンペーン （安心安全課）	都主催のキャンペーンにあわせて，飲酒運転撲滅の広報活動を実施します。	3 回（7 月，12 月，3 月）	

■飲酒運転の根絶

酒を提供する飲食店等に注意喚起のステッカーを掲示するなど，飲酒運転の撲滅を目指しています。



【飲酒運転根絶のステッカー】

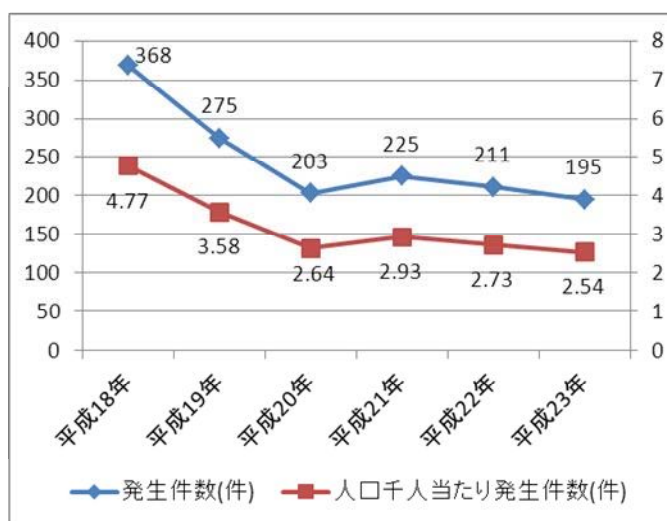
【施策の成果】

市における交通事故の発生件数及び死傷者数は減少傾向にあります。市内の交通人身事故の発生件数は、平成18年は368件であったのに対し23年は195件と、173件の減となりました。これはピークであった平成14年度の376件から見ると約48%の減となっています。また、人口千人当たりの発生件数も平成18年は4.77件であったのが23年は2.54件に減少しました。

その一方で、事故発生の原因として自動車、二輪車の前方不注意や安全不確認のほか、歩行者の横断歩道外横断や自転車側の交通違反など、運転マナーの欠如を原因とする事故も依然として発生していることから、さらなるマナー向上・改善に向けた取組を進める必要があります。

■市内の交通人身事故件数

年度	発生件数	千人当たり発生件数
平成18年	368件	4.77件
平成19年	275件	3.58件
平成20年	203件	2.64件
平成21年	225件	2.93件
平成22年	211件	2.73件
平成23年	195件	2.54件



■交通安全のつどいの開催

交通安全少年団による“キラキラ体操”	ゲストの歌を交えた交通安全の啓発・広報

交通安全の大切さを広く市民に広報するため、春と秋に交通安全のつどいを実施しています。

■交通安全キャンペーン及び広報活動

春と秋の全国交通安全運動の実施に合わせた交通安全キャンペーンでは運転マナーの向上、自転車の安全利用について周知・広報・啓発をするとともに自転車の無料点検を実施しています。また、シートベルトの効果を経験していただくブースを設け、市民に運転席・助手席だけでなく、後部座席を含めたシートベルト着用の徹底を周知しています。

全国交通安全運動期間中は交通安全協会各支部等による地域での広報活動のほか、広報車にて交通安全協会女性部の方による市内巡回広報を行っています。

自転車の点検の大切さを周知しています。



車がぶつかったときの衝撃を経験できます。



▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況														
交通ルールやマナーが守られ、安全に移動できると思う市民の割合	未達成	<table><caption>進捗状況の推移</caption><thead><tr><th>年度</th><th>割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>55.1%</td></tr><tr><td>H22</td><td>61.3%</td></tr><tr><td>H23</td><td>52.4%</td></tr><tr><td>H24</td><td></td></tr><tr><td>H25</td><td></td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>66%</td></tr></tbody></table>	年度	割合 (%)	計画当初	55.1%	H22	61.3%	H23	52.4%	H24		H25		目標(H26)	66%
年度	割合 (%)															
計画当初	55.1%															
H22	61.3%															
H23	52.4%															
H24																
H25																
目標(H26)	66%															
指標の考え方																
交通ルールやマナーが守られ、安全に移動できると思う市民の割合を市民アンケート※により測るものです。設問に対し、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた人の割合を66%まで引き上げることをめざします。 ※市民アンケート …平成 24 年 4 月に、18 歳以上の無作為抽出した市民 2,500 人を対象に行い、959 人（回答率 38.3%）。に回答をいただきました。																

2. 交通安全教育の推進

めざす姿

「交通事故のない安全なまちになっています。」

【施策の方向性】

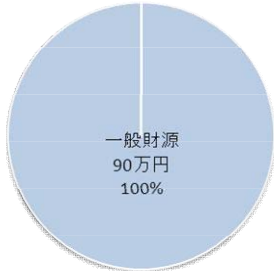
子どもや高齢者の交通事故を防ぐため、学校や地域による交通安全教育や交通安全意識の高揚に努めます。さらに、自転車安全教室を開催し、広い世代を対象にした自転車のルールへの遵守とマナーの向上を図ります。また、交通災害共済への加入を促し、被害者の救済体制の整備を進めます。

【施策展開の方針とその考え方】

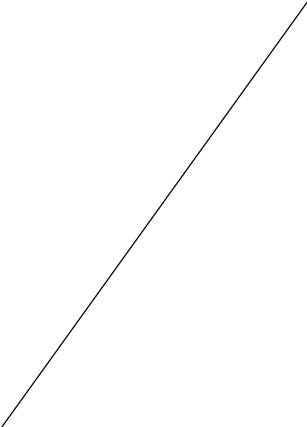
- 交通安全施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる「狛江市交通安全計画」に基づき、交通事故のない環境で安心して暮らせる人優先の交通社会を目指します。
- 市の現状として、交通事故の状態別（自動車乗車中・二輪車乗車中・自転車運転中・歩行中）に見ると自転車運転中の死傷者数の割合が最も高く、平成23年にその割合が40%を超えるなど、自転車の事故比率が高いという特徴があります。また、自転車の事故は死亡や重大事故につながる危険性が高いことを踏まえ、自転車に関する交通安全施策を重点的に実施します。
- 年齢別の死傷者数の構成割合では、0～14歳の子ども、また、65歳以上の高齢者の割合が都平均と比べて高いこと、特に高齢者についてはここ2年間で4名の死者が出ていることに着目し、子ども向け、高齢者向けの施策を重点的に実施します。
- 交通安全協会や調布警察署内園児交通安全防犯連絡会など、地域住民が中心となって行う日頃からの交通事故防止活動、交通安全思想の普及活動や全国交通安全運動にあわせたキャンペーン等をより推進させ、地域を中心とした取組み（共助）の充実を図ります。
- 市単独の事業実施だけでなく、警察や小中学校、自動車学校等が行う事業と連携して、事業効果をより一層高めます。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
交通安全協会補助 （安心安全課）	交通安全協会による日ごろの交通安全活動をはじめ、全国交通安全運動期間にあわせた各種キャンペーンを連携して実施します。 調布警察署内園児交通安全防犯連絡会は園児や保護者に対して各種教室の実施を通じ交通安全思想の普及を図ります。	調布交通安全協会補助 園児交通安全防犯連絡会補助 決算額 90万円	 一般財源 90万円 100%
交通安全教育 （安心安全課）	様々な年代に対して、その年代に応じた啓発、講習等の事業を行い、交通安全に関する知識や意識の向上に努めています。	スタントマンによる交通安全教育（1回） 自転車運転免許証の発行（328枚） 春と秋の全国交通安全運動（横断幕、懸垂幕、片用車による広報等） 交通安全のつどいの開催（春は震災の影響で中止。秋は調布市主催で実施） 交通対策調整会議の開催（5回。交通安全計画の策定） 交通災害共済費公費負担（私立小中学校737人） 決算額 208万1千円	 一般財源 208万円 100%

○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

事業（取組み）	概 要	活動状況（H23）	コスト内訳
交通災害共済事業 （安心安全課）	都内 39 市町村が共同で運営する交通災害共済（ちょこっと共済）の消防団員への公費加入を行います。	消防団員 108 人(定数分) 加入 決算額 5 万 4 千円	 一般財源 5万円 100%
交通災害共済事業 （学校教育課）	都内 39 市町村が共同で運営する交通災害共済（ちょこっと共済 [※] ）の市立の小学校・中学校に通う児童・生徒への公費加入を行います。（私立小中学生には前ページ「交通安全教育」事業にて実施）	小学生 3,192 人加入 中学生 1,356 人加入 決算額 181 万 9 千円	 一般財源 182万円 100%
こまえ安心安全情報メールの活用（再掲） （安心安全課）	こまえ安心安全情報メールによる交通安全に関する情報提供を行います。	4 回	
交通安全イベントの連携（再掲） （安心安全課）	警察署、学校、自動車教習所等と連携し、講習会や教室等を実施します。	自動車運転講習会（2 回） 自転車教室（小学校・PTA 主催 4 回） 幼児二人乗り自転車教室（幼稚園主催 1 回） 交通安全キャンペーン（1 回） 交通安全教室（教習所主催。震災の影響で中止）	

*ちょこっと共済とは…交通事故に遭って怪我をした場合、加入者の申請により見舞金をお支払いする制度です。

【施策の成果】

狛江市では、自転車運転中の事故、また、高齢者の事故の割合が高まっていることや、これらが重大事故につながっていることが特徴として窺えます。市全体における交通事故の発生件数及び死傷者数が減少傾向にあり、一定の成果が表れていると考えますが、今後は高齢者への交通安全施策を手厚くするほか、他市の取組等も参考にして、警察署や学校等と連携しながら、より効果的な施策展開をしていきます。

■市と警察との役割について

交通安全対策を効果的に講じていくためには、市と警察がそれぞれの役割を補完しつつ、互いに協力・連携を図り、交通安全施策を展開していく必要があります。警察においては、交通における指導や取締り、交通安全教室の積極的な開催、市においては道路環境の整備、交通安全教室や交通安全運動の推進、地域全体の交通安全意識の向上を図ることなどが挙げられます。

■スタントマンを活用した交通安全教室

平成 20 年度から中学生を対象にスタントマンを活用して交通事故の再現をし、交通事故の恐ろしさを体験する教室を行っています。中学生には在学中に体験していただくためにの各中学校で 3 年に 1 回の予定で実施しています。なお、一般市民向けについては 2 年に 1 回の割合で開催しています。

※狛江第一中学校及び狛江第四中学校については、交通事故被害者の関係者が在学中であるため、心理面を考慮した学校側から申し出により卒業後の平成 25 年度からの実施を予定しています。

開催日	場所	参加者
平成 20 年 12 月 17 日	狛江第三中学校	226 人（中学生）
平成 21 年 6 月 8 日	狛江第二中学校	359 人（中学生）
平成 22 年 11 月 16 日	西和泉グランド	93 人（一般市民）
平成 23 年 7 月 16 日	狛江第三中学校	255 人（中学生）

時速 40 キロの速度の自動車と自転車と激突！



交差点から自転車が飛び出し！そこへバイクが！



■自転車免許証発行

交通ルールの学習と自転車の実技演習を行う自転車教室を小学生を対象に実施し、狛江市独自で作成した自転車免許証を発行しています。

※平成 24 年度からは警視庁交通安全教育センターで交通安全教室を実施する狛江第三小学校、狛江第六小学校の児童にも発行を予定しています。

開催日	場所	参加者
平成 22 年 7 月 16 日	和泉小学校	40 人（小学生）
平成 23 年 6 月 28 日	狛江第一小学校	96 人（小学生）
平成 23 年 7 月 1 日	緑野小学校	95 人（小学生）
平成 23 年 7 月 15 日	和泉小学校	45 人（小学生）
平成 24 年 2 月 4 日	狛江第五小学校	92 人（小学生）

障害物をうまく避けてスラローム走行の練習



八の字走行。線からはみ出さずにできるかな。



▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況														
自転車が原因の市内交通事故発生件数	達成	<table><caption>交通事故発生件数推移表</caption><thead><tr><th>年度</th><th>発生件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>40</td></tr><tr><td>H22</td><td>13</td></tr><tr><td>H23</td><td>16</td></tr><tr><td>H24</td><td>-</td></tr><tr><td>H25</td><td>-</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>35</td></tr></tbody></table>	年度	発生件数	計画当初	40	H22	13	H23	16	H24	-	H25	-	目標(H26)	35
年度	発生件数															
計画当初	40															
H22	13															
H23	16															
H24	-															
H25	-															
目標(H26)	35															
指標の考え方																
狛江市内で発生した「自転車が原因となって発生した交通事故」の件数です。1年間の発生件数を 35 件に抑えることをめざしています。																

◆施策中項目の評価

進捗状況

B

多くの項目で、既に 26 年度までの目標を達成している。

この施策中項目に設定されている 2 つの指標のうち、1 つが既に 26 年度までの目標に達しています。

■今後の課題

狛江市内における交通事故の発生件数は減少傾向にあり、ピークであった 10 年前の平成 14 年と比べておよそ半減していることは、日頃からの調布交通安全協会、調布警察署管内園児交通安全連絡会、警察、学校、PTA、市等の各機関・団体の取組みの成果の表れであると考えます。

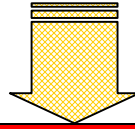
しかし、個別の現状を見ていくと、死亡事故はほぼ毎年発生しており、負傷者も 23 年は 200 人を超えています。また、子どもや高齢者といった弱者が被害者となる事故の割合が、依然として高いという点も指摘できます。また、自転車運転中の事故については、発生件数では目標をクリアしていますが、交通事故で死傷する者の 40%以上が自転車運転中であるという点が現在喫緊に解消すべき課題であると考えます。

こうした現状を踏まえ、市としては、自転車事故対策、また、弱者対策を主軸としてさらに重点的に取り組を進めていきます。また、過去の交通事故の歴史を顧みると、飲酒、携帯電話、チャイルドシートなど、その時代によって交通事故発生の主因は変遷してきていることから、これからもその時々の発生要因、発生場所、被害者の属性等を見極めながら、効果的な事業を検討・実施していきます。

このような考えのもと、人命尊重の理念に立って、究極的には交通事故のない社会を実現するために、交通事故による死傷者数の減少に取り組むとともに、交通事故そのものの件数の減少にも取り組んでいきます。平成 24 年 2 月に策定した狛江市交通安全計画に規定した下記の重点施策を総合的かつ効果的に実施することにより、計画の目標として掲げた平成 27 年度までに年間の交通事故死者数ゼロ及び年間の交通事故件数の減少を目指し、安全で円滑な交通社会の実現、交通事故の着実な減少と交通災害の防止を図ります。

【狛江市交通安全計画の重点施策】

- ▽高齢者の交通安全の確保
- ▽自転車の安全利用の促進
- ▽二輪車の交通事故の防止
- ▽飲酒運転の根絶
- ▽交通安全意識の向上



◆施策に関する外部評価委員会の提言と市の回答

【外部評価委員会の総評】

この施策における具体的な取組内容を見ると、交通安全教育というソフト事業のみで構成されているが、施策名称は「交通安全対策の充実」であり、施策成果指標も交通事故の発生件数の減少を掲げている。名称や指標が示すように交通安全施策全体として考えるのであれば、当然ハード面も含めたものとして施策全体を考え、推進していく必要がある。また、施策の性質上、警察との連携の重要性は認識しているものの、事故原因を分析し、その対策が立てられるまでの情報を警察から得るところまでは至っていないのが現状である。

今後、施策目標の達成に向けて、実効性のある対策を取ることができるよう、市内で発生した事故情報の詳細の入手も含め、警察との連携をより一層強化していただきたい。ただし、交通災害共済に関しては、小・中学生が通学先を問わず公費負担による全員加入となっていることは、市民サービスが公平に行き渡っていることとして高く評価できる。

【外部評価委員会の総評に関する市の考え】

本施策における取組内容としては、ソフト事業を取り上げていますが、交通安全に対する市の取組みとしては、ソフト面・ハード面の両輪による取組みが重要であるとの考えのもとで、各担当部署間での積極的な情報共有等を図っていきたいと考えています。

交通事故の発生件数は年間約 200 件ほどあり、全てにおいて詳細情報を得ることは困難と考えます。ただし、死亡事故などの重要案件については、警察署と連携し、事故原因などの情報交換を行っていることに加え、平成 24 年 8 月に調布警察署との間で、情報交換等の協力を積極的に行うこと等を内容とした覚書を交わしたこともあり、より一層の警察との連携強化の推進を図っていきます。

また、ここ 2 年間で発生した死亡事故の原因については、歩行者や自転車側のマナー違反やルール違反と思われるケースが見受けられ、交通ルールの遵守等、基礎的な部分を啓発していく必要があります。

◆指摘事項

①高齢者

提言内容	事故による死亡者に高齢者が多いことを踏まえ、高齢者に重点化して対策を講じることが有効ではないか。また、町会や自治会で独自に行っている交通安全対策も含め、市全体の交通安全対策の把握と実施に努めていただきたい。
市の回答	高齢者に交通事故が発生している状況を踏まえ、従来は中学生を対象にスタントマンを活用した交通安全教室を実施していましたが、平成 24 年度からは一般市民向けにも実施しました。関係機関と連携し高齢者も参加しやすくなるよう情報提供を行うとともに、町会や自治会で実施している交通安全運動などを通して、高齢者の交通事故防止に努めていきたいと考えます。

②子ども

提言内容	交通安全計画の重点施策には、子どもに関する安全対策は特段示されていないが、例えば交通安全教室など、特に低年齢の子どもたちに参加してもらうことが重要な取組みもある。そのような取組みは、できるだけ多くの子どもたちに参加してもらえよう、学校等への積極的な働きかけを心掛けていただきたい。
市の回答	子どもたちの交通安全教育については、各小学校でも道德教育や安全指導などを通して取り組んでおり、市としても交通安全講習を受講した児童には自転車運転免許証の発行を毎年行っています。また、市や警察で実施する交通安全イベントや交通安全教室の周知を図っていくとともに、市内における事故発生状況などを各学校へ情報提供し、交通安全教室の重要性を互いに認識し、取り組みに対しての連携を深めていきたいと考えます。

5-2-1 地域福祉の充実

■現況と課題 ※計画策定時（H22.2）

少子高齢化が進んでいく中で、障がい者の高齢化や障がいの重度・重複化などに伴い、従来の「高齢者」「障がい者」「子ども」といった縦割りの視点ではなく、横断的な視点を持った福祉サービスの基盤をつくる必要があります。また、近年は施設入所ではなく住み慣れた地域で生活し続けることが重視されるようになってきています。

市では、これまで市役所内の福祉総合相談窓口や高齢者に必要な支援を総合的に行う地域包括支援センター（市内3箇所）の設置を行うとともに、介護予防のためのうんどう教室の開催、福祉総合サービス総合支援事業、難病相談員の配置、精神障害者共同作業所の法定施設移行に伴う運営費の一部助成などの様々な福祉サービスを展開してきました。また、市民とともに相談援助や情報提供、啓発活動などの様々な活動を行ってきました。

これからもすべての市民が安心して地域で暮らしていけるようにするためには、市民・事業者・行政が一体となった基本的福祉システムを構築し、地域福祉を推進していく必要があります。そのために必要な横断的福祉サービスの充実や総合的な支援体制の検討、相談体制の強化、地域での見守り、公共施設のバリアフリー^{*1}化、ユニバーサルデザイン^{*2}の導入、災害時要援護者対策などが主な課題となっています。

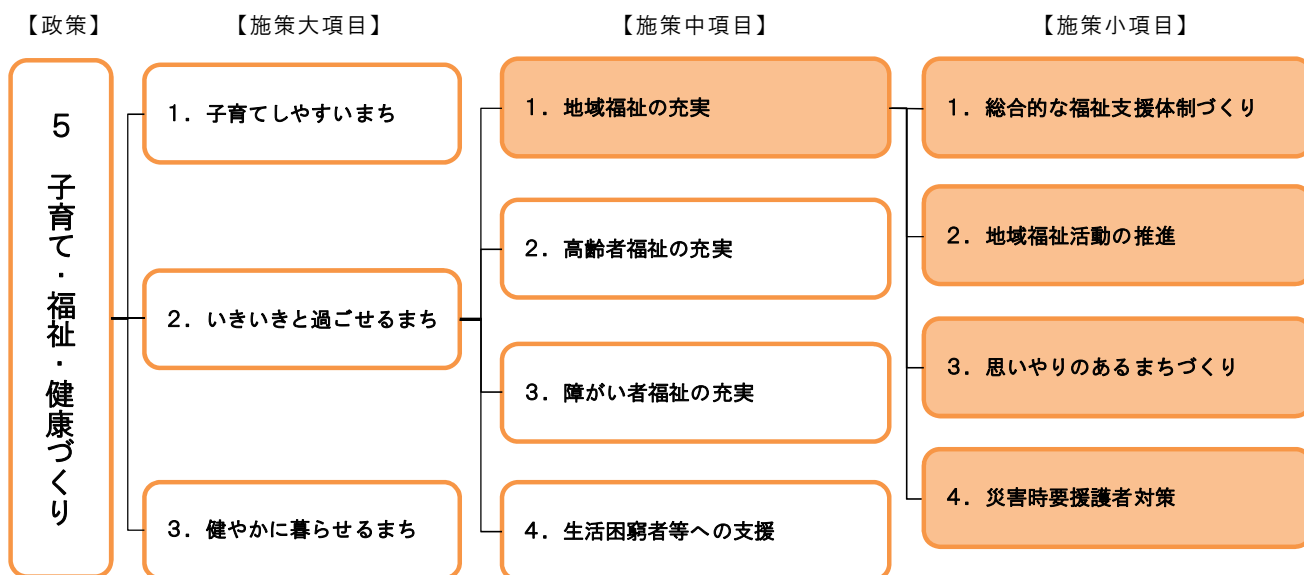
^{*1}日常生活で障害となるものを取り除いていくこと。施設などを高齢者や障がい者が使いやすいように整備すること

^{*2}すべての人が使いやすいように設計されているデザインのこと。

【計画策定時（H22.2）からの状況の変化】

- ・障がい者本人の望むライフスタイルや価値観の多様化により、福祉サービスのニーズの多様化や需要が多くなっています。
- ・東日本大震災以降、災害時における要援護者に対する福祉的な支援の早急な対応が求められています。

■施策体系



【施策の構成】

この施策は、福祉施策のうち、福祉施策全般に対して横断的に関連する施策を取り扱っています。

このうち、小項目1「総合的な福祉支援体制づくり」では、総合的な支援体制としての相談機能や権利擁護に関する施策を取り扱っています。また、小項目2「地域福祉活動の推進」では、地域の視点からの施策になっています。小項目3「思いやりのあるまちづくり」では、インフラにおけるバリアフリー・ユニバーサルデザインに関連する施策を扱っています。小項目4「災害時要援護者対策」では、災害時に特に支援を必要とする高齢者・障がい者などへの対策について取り扱っています。

1. 総合的な福祉支援体制づくり

めざす姿
「市民が福祉サービスと相談体制に満足しています。」

【施策の方向性】

すべての市民が安心して生活できるよう福祉サービスの充実を図るとともに、様々な問題を抱え、支援を必要としている人をそれぞれの状況に応じて総合的に支援します。また、福祉全般に係る相談機能を強化し、きめ細やかな対応ができるよう職員のスキルの向上と専門性の高い相談員の配置を進めます。

【施策展開の方針とその考え方】

■障がいをお持ちの方に対して、地域に専門相談員を配置し、当事者の相談に応じ、地域で安心して暮らしていけるよう、社会資源を整備し、関係機関が支援体制を構築していきます。

■地域で障がい者、高齢者の方など判断の能力が不十分な方に対して、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用を図っていきます。また障がい者、高齢者の虐待等に関しても関係機関と連携を図り、解決しています。

■これまでのバリアフリーの考え方から、ユニバーサル社会作りが必要となり、福祉基本条例を改定しました。また、地域福祉のより一層の発展を推進するため、地域福祉計画の改定を行いました。

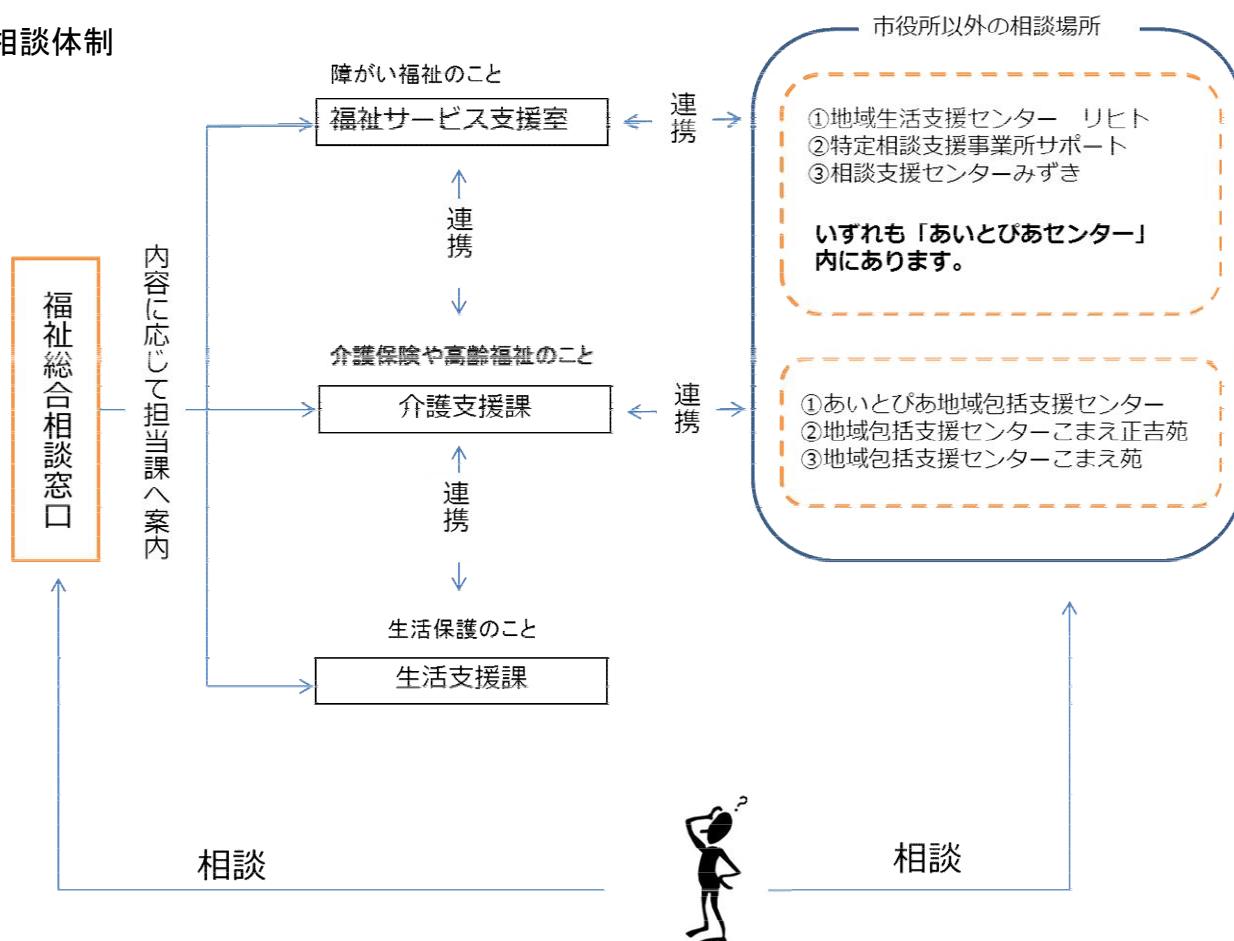
【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
相談支援事業 (福祉サービス支援室)	地域で暮らす障がい者（児）やその保護者、介護者からの相談に応じ、日常生活の支援や情報提供、関係機関等の連携を行い、ご本人や介護をしている方が安心して地域生活を送ることができるよう支援をします。 相談支援は、市役所福祉総合窓口をはじめとして、あいとぴあセンター内に3か所ある相談支援事業所で行われているほか、身近な地域の相談機関として、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の配置をしています。 また、精神疾患を抱えている方やご家族、関係者に対し、専門医による「こころの健康相談」を毎月実施しているほか、難病の方に対する相談を実施しています。	①地域活動支援センター 面接相談：632 件 電話相談：881 件 決算額 784 万円	
		②市福祉総合相談 障がい相談件数 683 件（H24 年 11 月分） （電話・窓口含む）	
		③身体障がい者相談 相談員人数：3 名 相談件数：31 件 地域活動：67 件 研修：1 回 決算額 12 万 8 千円	
		④知的障がい者相談 相談員人数：2 名 相談件数：125 件 地域活動：14 件 研修：1 回 決算額 8 万 6 千円	
		⑤精神保健相談 相談員人数：2 名 相談回数：12 回 相談件数：31 件 講演会：2 回 決算額 59 万 3 千円	

事業	概要	活動状況 (H23)	コスト内訳
(前頁から続く)		⑥難病者相談 相談回数：3回 決算額 1万5千円	
成年後見制度申立 (福祉サービス支援室)	障がい者の成年後見制度の法人後見利用に係る手続きと経費の負担を行っています。	申立件数：1件（障がい） 決算額 0円	
権利擁護事業 (介護支援課)	地域の中で高齢者が、安心して安全に生活できるよう、権利擁護に関する啓蒙活動や関係機関との連携により高齢者に対する支援を展開しています。	講演会：3回 委託団体：3団体（各地域包括支援センター） 決算額 292万5千円	
虐待防止ネットワーク事業 (介護支援課)	地域包括支援センターを中心とした地域の関係機関や関係者等の連携による高齢者虐待防止のためのネットワークの運営を行っています。	見守りサポーター数：27人 ネットワーク会議：1回 決算額 90万3千円	
地域活動支援センター事業 (福祉サービス支援室)	地域生活する障がい者の日常生活の援、創作的な活動または生産活動提供、社会との交流、障がい者の地域生活支援、地域定着を図ります。	フリースペース (FS) の開放や個別生活支援 FS利用者：1,691件 生活支援：1,181件 自主活動：119件 決算額 1,540万円	
福祉サービス総合支援事業 (福祉サービス支援室)	支援を必要とする市民が安心してサービスを利用できるように、成年後見制度や地域権利擁護事業の活用を図ります。多摩南部成年後見センターは狛江を含めて5市で共同運営しています。	社協相談件数：131件 弁護士相談：10件 利用援助契約人数：28人 市長申立件数：2件 決算額 1,805万2千円	
福祉サービス第三者評価事業 (福祉サービス支援室)	福祉サービス提供事業者の第三者評価受審に対する補助事業です。	補助件数：14件 補助事業所数：7事業所 決算額 405万円	

◇相談体制



※上記以外にも、子どもに関する相談があった場合は児童部局や教育部局などの関係部署や関係機関と連携して対応しています。

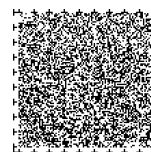
○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

事業（取組み）	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
委譲事務相談・事務処理体制整備事業 （福祉サービス支援室）	保健所統廃合に伴う委譲事務，事務処理体制整備事業で現在，養育医療，育成医療，小児慢性疾患，難病医療助成，B型・C型ウイルス肝炎，大気汚染医療費助成，原子爆弾被爆者等の申請受付事務を行っています。	保健所移譲事務に係る事務について，嘱託及び臨時職員各1名を配置しています。 決算額 408万4千円	都補助 408万円 100%
市民保養施設利用助成 （福祉サービス支援室）	4歳以上小学生以下の児童，65歳以上の高齢者や身体・知的・精神障がい者，難病の認定を受けてる方に対し，市が契約している日帰り施設又は宿泊施設を利用する際の費用の一部助成を行っています。	23年10月に制度を全市民対象にしたことで24年度より地域活性課に移管しました。 助成延人数：114名 決算額 40万1千円	一般財源 41万円 100%

総合相談窓口として、福祉部門に関する業務についての相談に応じ、必要に応じて他部署へのご案内や連絡などを行っています。

- 視覚に障がいがある方に対する東京都の広報や都議会だよりの点字版や朗読テープの窓口設置
- SPコード※³が添付された資料を聴くことが出来るよう、窓口に視覚障がい者用音声読み上げ装置（スピーチオ）の配置
- 障害者手帳を取得された場合に、受給することの出来るサービス等が記載された「障がい者（児）のしおり」の窓口配布及び市ホームページへの掲載
- 障害福祉サービスの広報への掲載及び年数回の「福祉だより」の刊行

◇SPコード※³：例



文字情報を内包した二次元コードの1つ。専用の読取機を使用することで、音声で文字情報を聴くことが出来るものです



【施策の成果】

- 市役所本庁舎内に福祉総合窓口を設け、福祉部門の相談・受付を総合的に取扱うとともに、高齢者には地域包括支援センター（市内3か所）、障がい者には地域活動支援センター（あいとびあセンター内）を設置し地域における相談受付、支援体制を強化しました。また身体・知的障がい者に対する地域における相談員の配置や介護保険苦情相談員の配置など専門相談の強化も行いました。
- 平成23年度に「障がいのある人とともに生きる粕江プラン」（粕江市障害者計画、障害福祉計画）を策定しましたが、その際には多くの事業者からの意見や、当事者からの意見を吸い上げたものとして完成しました。
また、策定作業委員会には当事者が傍聴者として参加する機会が多く、そこで発せられた意見も多く取り入れたものとして完成しました。
今後は特に議論すべき項目を5つに分け、市・事業者・当事者・有識者等を含めたプロジェクトチームにより、その課題を検討していくこととしています。

「障がいのある人とともに生きる粕江プラン」プロジェクトチーム検討事項

- ①包括的な相談支援体制づくりに向けた検討PT
相談支援機関の要となる機能や24時間対応の相談機能などの整備について検討
- ②障がいのある人が住宅を借りて生活をする上での支援に向けた検討PT
障がいのある人が賃貸住宅を円滑に借りられるよう、支援のあり方の検討
- ③災害時要援護者支援体制の整備に向けた検討PT
災害時要援護者支援体制の整備に向けた検討
- ④事業所との連携による就労支援のあり方に関する検討PT
さまざまな角度から障がいのある人の就労機会を確保するための検討
- ⑤一貫した地域療育システムの構築に向けた検討PT
学校との連携、保育園や幼稚園への支援、放課後児童対策など地域療育システムの構築に向けた検討



- 市民保養施設の利用助成については、対象施設の拡大を行い、更に市民全員が利用することが出来るようにしました。
- 狛江市地域自立支援協議会の取組みから地域の事業者間のネットワークが形成され、事業者が主体となった新たなネットワーク構築の支援を行い、狛江市障害福祉サービス等事業者連絡会が発足しました。また、狛江市地域自立支援協議会内の4つの専門部会では、当事者の意見から地域の課題を吸い上げて議論を行い、地域における問題の共有を図りました。中でも、今までになかった当事者のみの部会では、自ら行事の企画や立案を行い、障がいの種別や作業所などの枠を超えた当事者同士の新たなネットワークが徐々に構築されています。

▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況										
福祉サービスと相談体制に満足している市民の割合	未達成	<table><caption>福祉サービスと相談体制に満足している市民の割合の進捗状況</caption><thead><tr><th>時期</th><th>割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>22.0%</td></tr><tr><td>H22</td><td>22.1%</td></tr><tr><td>H23</td><td>22.1%</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>30%</td></tr></tbody></table>	時期	割合 (%)	計画当初	22.0%	H22	22.1%	H23	22.1%	目標(H26)	30%
時期	割合 (%)											
計画当初	22.0%											
H22	22.1%											
H23	22.1%											
目標(H26)	30%											
指標の考え												
狛江市の福祉サービスと相談体制に満足している市民の割合を市民アンケート※により測るものです。設問に対し、「満足している」「どちらかと言えば満足している」と答えた人の割合を 30%まで引き上げることをめざします。 ※市民アンケート …平成 24 年 4 月に、18 歳以上の無作為抽出した市民 2,500 人を対象に行い、959 人（回答率 38.3%）。に回答をいただきました。												

2. 地域福祉活動の推進

めざす姿

「地域全体に福祉に対する理解と活動が広がっています。」

【施策の方向性】

誰もが住みなれた地域で快適に暮らすことができる社会をめざし、社会福祉協議会を中心とした地域福祉活動の推進とその周知に努めます。さらに、それぞれの地域で福祉に対する理解と活動を広げ、その推進する担い手を確保するとともに、住民が参加する小地域での福祉活動を支援します。

【施策展開の方針とその考え方】

- 地域の福祉活動を社会福祉協議会の「あいとびあ運動※」を中心に置き、担い手を確保し、地域の福祉活動を支援します。
- 地域の組織、市民福祉推進委員会、地域自立支援協議会、民生・児童委員などの地域福祉活動について地域福祉の推進のため今後も支援を強化していきます。

※あいとびあ運動 であい・ふれあい・ささえあいの“あい”と、“ユートピア”からの合成語。「あいとびあ」の中で、ささえあいに関する活動をイメージしたものです。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳												
福祉基本条例見直し （福祉サービス支援室）	福祉基本条例の改正を行い、ユニバーサル社会づくりの視点の導入，ユニバーサル社会づくりに向けたまちづくりの推進等を新たに規定しました。	平成 23 年度に福祉基本条例の改定を行いました。													
地域福祉計画改定 （福祉サービス支援室）	改正された福祉基本条例に基づくユニバーサル社会づくりを推進していくため，各福祉施策を総合的・横断的に推進していくための指針となる計画を改定しました。	平成 23 年に地域福祉計画の改定を行いました。													
福祉環境整備資金補助 （福祉サービス支援室）	狛江市福祉基本条例第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる公共的建築物（都市施設）やそれに付帯する施設に対して，福祉環境整備のための資金援助を行います。	補助件数； 0 件 決算額 0 円													
地域福祉推進事業補助 （介護支援）	創意工夫により地域の社会資源を有効活用し，市内の非営利市民団体が実施する福祉事業の普及・拡大や，その育成を図るため事業経費の一部を補助します。	補助団体： 7 団体 決算額 94 万 2 千円	<table><tr><th>項目</th><th>金額</th><th>割合</th></tr><tr><td>都補助</td><td>38万円</td><td>41%</td></tr><tr><td>一般財源</td><td>56万円</td><td>59%</td></tr></table>	項目	金額	割合	都補助	38万円	41%	一般財源	56万円	59%			
項目	金額	割合													
都補助	38万円	41%													
一般財源	56万円	59%													
社会福祉協議会※4 （福祉サービス支援室）	社会福祉協議会に対し，コミュニケーション支援事業や障害者福祉センター事業，障害者地域自立生活支援センター事業，障がい者就労支援事業等の委託を行っています。	運営費補助 53,244 千円 ボランティアのまちづくり推進事業 5,687 千円 決算額 9,449 万 7 千円	<table><tr><th>項目</th><th>金額</th><th>割合</th></tr><tr><td>都補助</td><td>175,700円</td><td>19%</td></tr><tr><td>国補助</td><td>111,000円</td><td>1%</td></tr><tr><td>一般財源</td><td>758,200円</td><td>80%</td></tr></table>	項目	金額	割合	都補助	175,700円	19%	国補助	111,000円	1%	一般財源	758,200円	80%
項目	金額	割合													
都補助	175,700円	19%													
国補助	111,000円	1%													
一般財源	758,200円	80%													

事業	概要	活動状況 (H23)	コスト内訳
地域自立支援協議会 (福祉サービス支援室)	障がい者が地域の中で安心・安全に生活出来るよう地域の関係機関によるネットワークの構築を図りながら、地域の課題について具体的な検討を行います。	開催回数 3回(全体会) 4回(定例会) 12回(事務局会議) 10回(報告会) 1回(シンポジウム) 決算額 38万3千円	 都補助 3万円 7% 一般財源 36万円 93%

■社会福祉協議会※4

社会福祉協議会は、地域の課題解決と住民生活の向上を目指した福祉活動を推進する、営利を目的としない民間組織で、昭和26年(1951年)に制定された社会福祉事業法(現在の「社会福祉法」)に基づき、連合体としての全国社協(略称「全社協」と、各都道府県、市区町村に設置されています。

社会福祉協議会は、地域に暮らす皆様のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざした様々な活動を行っています。

市から福祉事業を受託するなど福祉のまちづくりの担い手として市とともに地域福祉の増進に取り組む団体です。

独自事業

【小地域活動事業】

地域における支え合いネットワークの構築に向け、顔の見える関係づくりの支援をしていきます。

【在宅福祉サービス(笑顔サービス)】

高齢者や障がい者(児)などが日常生活で困ったときに、地域の人々の協力によりサービスを提供する有料の家事援助サービスです。

【ボランティアのまちづくり】

ボランティア活動についての情報を収集し、ボランティアを希望する方への情報提供を行います。また、各種講座・研修を開催し、ボランティア意識の醸成を図ります。

【福祉教育】

子どもを対象としたボランティア体験プログラムなどを通して、次世代を担う子どもたちのボランティア意識を育てます。

【電話訪問サービス】

高齢者等への安否確認を兼ねた電話訪問活動を行うボランティアグループの活動を支援しています。

【地域福祉権利擁護事業】

高齢や障がいなどで、自身で日常生活上の手続きなどを行うことが困難な方に対して、日常生活上の支援(福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理、書類等の預かりなど)を行います。(一部有料)

【麦の穂】

主に重度の知的障がい者を対象として創作活動などの各種プログラムを通して基本的な生活習慣を身につけ、日常生活を豊かに過ごせる為の援助をする施設です。

【生活福祉資金の貸付】

所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付けと必要な相談支援を行います。

市委託事業

【緊急一時保護事業】

在宅の心身障がい者(児)を介護している保護者などが病気等の理由で介護することが困難になったときに、その保護者に代わって介護を行います。

【コミュニケーション支援事業】

聴覚に障がいのある方に対して、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、社会参加を促進します。

【障害者地域自立生活支援センター】

在宅の障がい者に対し、福祉サービスの利用援助や生活力を高めるための支援、障がい当事者同士による相談支援(ピアカウンセリング)、介護相談などを行い、総合的な支援をしていきます。

【障がい者就労支援センター】

障がい者が安心して働くことができるよう、就労面と生活面の支援を一体的に提供することによって、障がい者の一般就労を促進し、障がい者の自立と社会参加を促進していきます。

【早期療育訓練事業(ばる)】

成長がゆっくりであったり、アンバランスであったりする子どもたちに楽しい遊びの場を提供しています。子どもたちが安心して自分を出し、遊ぶ中で力をつけていけるような支援を行っています。

【障害者福祉センター】

市内在住の障がい者に、相談や、訓練事業(上記「ばる」)、健康の増進、レクリエーションなどを提供し、生活を豊かにするお手伝いをします。

【福祉サービス総合支援事業】

市内にお住まいの高齢者・障がい者が、住みなれた地域でいつまでも安心して生活ができるように、福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用援助など、様々な相談・援助を行います。

【受験生チャレンジ支援貸付事業】

学習塾などの費用や、受験費用の貸付を行い、費用の捻出が困難な世帯の子どもを支援します。

○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

事業（取組み）	概 要	活動状況（H23）	コスト内訳
市民福祉推進委員会関係費 （福祉サービス支援室）	市長の付属機関として、福祉サービスのあり方、福祉計画の策定や改定等の審議を行う委員会です。	開催回数：7回 障がい作業委員会 11回 障害者計画等市民説明会 2回 地域福祉計画等策定業務委託 地域福祉計画等アンケート委託 決算額 726 万 9 千円	 一般財源 727万円 100%
民生委員，児童委員※ ⁵ 関係費 （福祉サービス支援室）	民生・児童委員の活動の支援 日常生活の中で問題が生じたとき地域を担当し、福祉サービスや関係機関へ繋げるパイプ役を果たす他、地域の福祉活動を行います。	委員報償費 562 万円 協議会費 32 万 5 千円 特別強化費 3 万 2 千円 会長協議会費 1 万 4 千円 連合会費（国・都）27 万円 決算額 626 万 1 千円	 一般財源 152万円 24% 都補助 474万円 76%
民生委員，児童委員協力員関係費 （福祉サービス支援室）	民生・児童協力員の活動を支援することによって、地域福祉力の向上を図り、地域の社会福祉に寄与します。	委員報償費 31 万円 消耗品 3 万 4 千円 役務費（切手・保険）7 千円 決算額 35 万 1 千円	 都補助 35万円 100%
民生委員推せん会費 （福祉サービス支援室）	民生委員候補者を都知事に推薦する委員会です。	開催回数 4 回 決算額 15 万円	 都補助 15万円 100%

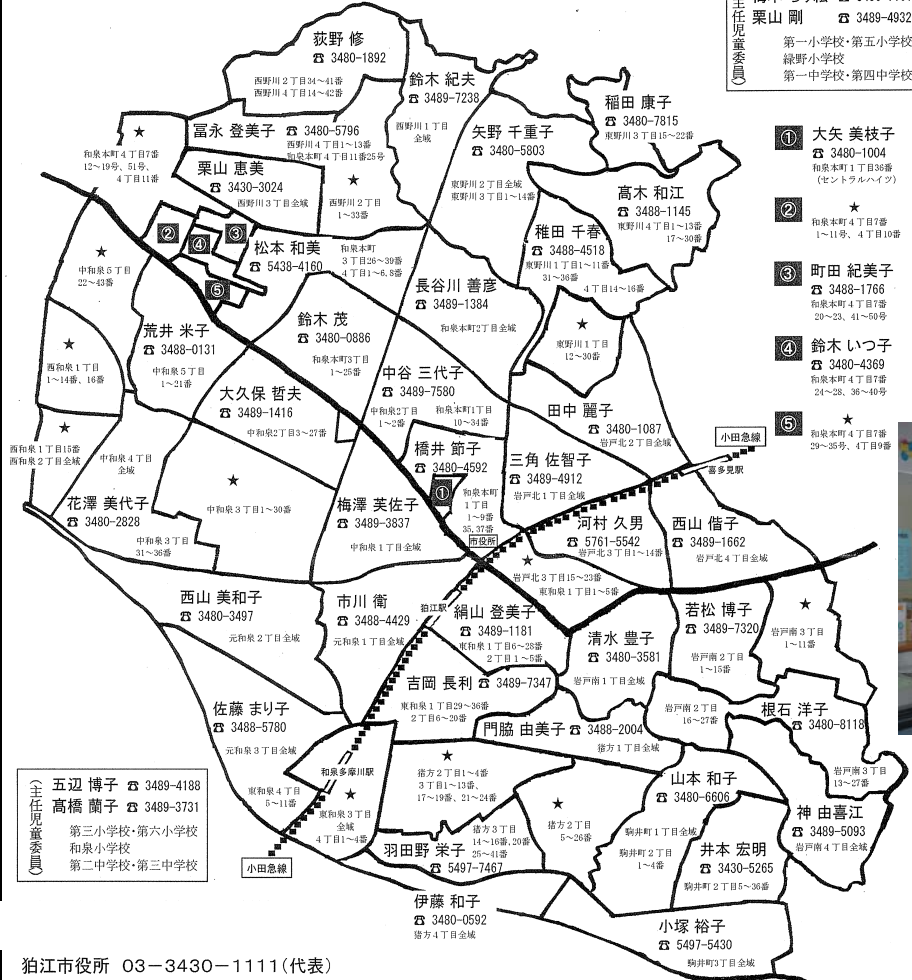
■ 民生・児童委員は市内の各地域に配置され、地域にお住まいの方の福祉に関する様々な相談に応じ、市役所など各種関係機関への橋渡しなど必要な支援活動を行っており、現在、39 名の方が配置されています。また主任児童委員は、特に担当地域を持たず、児童福祉に関する問題を専門的に担当しており、現在 4 名の方が配置されています。

■ 現在の課題は民生・児童委員の空き地区があることです。自治会等がない地区もあり、現在空き地区が 14 地区となっています。福祉における市民と行政の架け橋となる民生・児童委員の不在は地域にとっても行政にとっても悩ましい課題です。空き地区解消のために、民生・児童委員の確保について各町会等と連絡を行うなど、市から就任のお願いをするために会合等に参加し、普及活動に努めています。

※⁵ 民生委員とは、日常生活で解決できない困った問題や心配事、悩み事が起きたときに、生活困窮者や心身障がい者、児童、高齢などの問題に応じて、福祉サービスや関係機関に繋げるパイプ役の活動を行う厚生労働省より委嘱されたボランティアです。

民生・児童委員担当地域一覧

ー 私たちは、一定の区域を受けもってご相談に応じています。お気軽にご相談下さいー
(秘密は固く守ります)



粕江市役所 03-3430-1111(代表)

【施策の成果】

■粕江市福祉基本条例の改正

粕江市では、すべての市民が生涯にわたり人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会の実現をめざして、全国に先駆けて「粕江市福祉基本条例」を平成6年に制定しました。その後、粕江市独自の福祉環境整備基準を設けるなど、高齢者や障がいのある人を含むすべての市民が、安心して快適に利用できるよう、公共的建築物に対して必要な措置を講じるよう指導・助言を行ってきました。しかし、これまでの高齢者や障がいのある人等の移動困難者の障壁を取り除く「バリアフリー」の考え方から、誰もが利用しやすい生活環境づくりをめざした「ユニバーサル社会づくり」の推進が提唱されるとともに、地域でのささえあいの推進などより一層のユニバーサル社会づくりも必要となっています。このような社会状況の変化を反映させるとともに、さらなる福祉のまちづくりを推進するため、平成24年3月に粕江市福祉基本条例を改正しました。

■あいとぴあレインボープラン（地域福祉計画）改定

改正された福祉基本条例に基づくユニバーサル社会づくりを推進していくため、福祉施策を総合的・横断的に推進していくための指針となる「あいとぴあレインボープラン（地域福祉計画）」、分野別計画である「障がいのある人とともに生きる粕江プラン（障害者計画・障害福祉計画）」、「介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画」を改定しました。

▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況										
地域で福祉に関する活動に参加した ことのある市民の割合	未達成	<table><thead><tr><th>時期</th><th>割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>15.9%</td></tr><tr><td>H22</td><td>16.0%</td></tr><tr><td>H23</td><td>16.7%</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>30%</td></tr></tbody></table>	時期	割合 (%)	計画当初	15.9%	H22	16.0%	H23	16.7%	目標(H26)	30%
時期	割合 (%)											
計画当初	15.9%											
H22	16.0%											
H23	16.7%											
目標(H26)	30%											
指標の考え方												
自分が住んでいる地域で、福祉に関する活動に参加 したことがある市民の割合を市民アンケート※により測 るものです。設問に対し、「参加したことがある」と答え た人の割合を 30%まで引き上げることをめざします。												
※市民アンケート …平成 24 年 4 月に、18 歳以上の無作為抽出した市民 2,500 人を対象に行い、959 人（回答率 38.3%）。に回答 をいただきました。												

3. 思いやりのあるまちづくり

めざす姿

「誰もが暮らしやすいまちになっています。」

【施策の方向性】

誰もが安全で円滑に生活できるまちの実現に向けて、道路や公共施設、公共交通機関などのバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、人に優しい地域公共交通づくりや休憩施設の配置などを行い、思いやりのあるまちづくりを進めます。

【施策展開の方針とその考え方】

- 公共的建築物等に対して福祉のまちづくりに向けた整備基準を設け、公共的建築物等のバリアフリー化を進めます。（例 駒井学童保育所、狛江第二中学校体育館）
- 高齢者や障がい者等の特に配慮が必要な人だけでなく、誰もが暮らしやすいまちづくりの推進に向け、福祉基本条例を改正し、ユニバーサル社会づくりの視点を導入する。
- 一時休憩ベンチの設置（環境管理課）

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
おトイレ安心ネットワーク事業 （介護支援課）	高齢者・障がい者及び乳幼児並びにその保護者等の外出時のトイレに対する不安を解消するため、誰でも利用することのできる施設を紹介する、狛江市おトイレマップを作成（平成22年度）。	窓口にて配布 決算額 0円	
福祉環境整備資金補助 （福祉サービス支援室）	狛江市福祉基本条例第6条第1項第1号に掲げる公共的建築物（都市施設）やそれに付帯する施設に対して、福祉環境整備のための資金援助を行います。	0件 決算額 0円	

○予算計上のない取組み（日常業務など）

- 福祉のまちづくりに関しての事業者からの事前相談や、協議事項としての要望、建物が建った後の検査に随行し、申請をされた内容と整合しているかどうかの確認を行います。
また、東京都が制定している福祉のまちづくり条例よりも厳しい基準としているため、法改正等があった場合には、都条例の適用除外申請を行っています。
ホームページには各種申請書類を掲載している他、ユニバーサルデザイン推進に関する補助金のお知らせも掲載しています。（24年度開始事業）

ユニバーサルデザイン推進 補助金のご案内

○ 建築物のユニバーサルデザイン化を支援します

狛江市では民間施設の福祉環境整備を更に円滑に普及するため、整備に必要な費用の一部を補助する制度を設けています。

○ 補助の対象となる施設

延床面積が200㎡未満の、新規に建築する施設又は、平成6年3月31日以前に建てられた施設であって、次に該当するもの。

- ・ 共同住宅 ・ 医療施設
- ・ 物品販売業を営む店舗や飲食店、サービス店舗など

※ 個人住宅は対象となりませんので、ご注意ください。

○ 具体的な整備の例

具体的には、次のような整備や改修を行う場合が考えられます。

- ・ オストメイト対応設備を整備する場合
- ・ 既存のトイレをユニバーサルデザイン対応に改修する場合
- ・ 既存建物の玄関を自動扉に改修する場合
- ・ 傾斜路（スロープ）、点字ブロック、階段の手すりを設置する場合など



【施策の成果】

■ 狛江市福祉基本条例の改正を行い，民間施設の福祉環境の整備のための資金援助の実施，移動手段の確保に努めることについて新たに規定を行い，より一層の市内の福祉のまちづくりを推進するようにしました。

そして狛江市第3次あいとぴあレインボープラン（狛江市地域福祉計画）においては，ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進について，誰もが安心して暮らせるまちづくりとして取組むことを規定しました。

併せて，公共的な利用がされやすい建物において，ユニバーサルデザインを推進するため，建築費用を補助する仕組みを構築し，予算化をしました。（24年度開始事業）

今後は市内の関係する機関に対し，情報発信を行い，一層のユニバーサルデザイン化を図ると共に，随時開催される関係各課協議において，事業所に対しても周知を図り，利用の促進を行います。



▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況										
市内の施設のバリアフリー化が進んでいると思う市民の割合	未達成	<table><caption>進捗状況の推移</caption><thead><tr><th>時期</th><th>割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>41.4%</td></tr><tr><td>H22</td><td>44.1%</td></tr><tr><td>H23</td><td>41.5%</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>49%</td></tr></tbody></table>	時期	割合 (%)	計画当初	41.4%	H22	44.1%	H23	41.5%	目標(H26)	49%
時期	割合 (%)											
計画当初	41.4%											
H22	44.1%											
H23	41.5%											
目標(H26)	49%											
指標の考え方												
狛江市にある施設のバリアフリー化が進んでいると思う市民の割合を市民アンケート※により測るものです。設問に対し、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた人の割合を49%まで引き上げることをめざします。												
※市民アンケート …平成24年4月に、18歳以上の無作為抽出した市民2,500人を対象に行い、959人（回答率38.3%）。に回答をいただきました。												

4. 災害時要援護者対策

めざす姿

「災害時にも要援護者を援護できる体制が整っています。」

【施策の方向性】

普段から地域で介護が必要な高齢者や障がい者を見守り、災害などの緊急時には災害時要援護者支援マニュアルに沿って、要援護者の安否を確認し、身の安全が確保できる体制を整えます。また、そのための啓発活動や情報提供に積極的に取り組みます。

【施策展開の方針とその考え方】

■災害時要援護者登録名簿の精査を行うとともに、情報のデータベース化、システム化を図り、全体計画の策定並びに支援体制構築に向けて、取り組みを進めます。

【施策に関連する取り組みの概要】

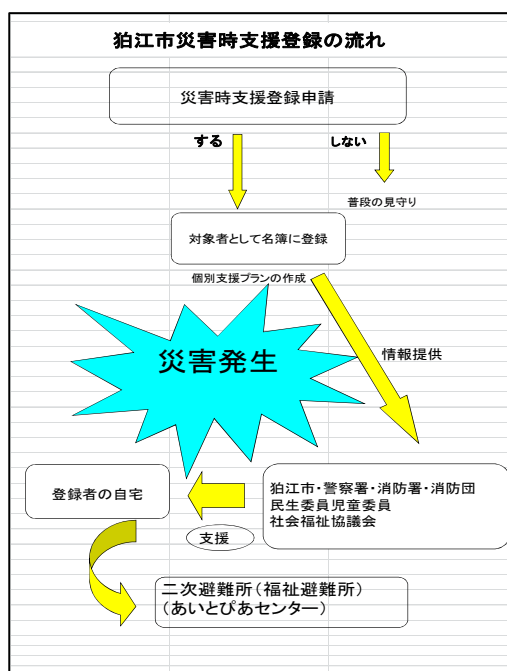
○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
災害時要援護者支援制度 （福祉サービス支援室）	狛江市災害時要援護者支援制度実施要綱に基づき、高齢者、障がい者等災害が発生したときに独自で避難することが難しく、避難生活に何らかの支障が生じやすい方（要援護者）が、迅速かつ的確に避難できるように地域の協力・連絡等の支援体制を整備します。	- 要援護者名簿のシステム・データベース化 - 状態の判らない高齢者宅への個別訪問を行いました。 決算額 1,202万1千円	一般財源 15万円 1% 都補助 1187万円 99%

○予算計上のない取り組み（日常業務など）

■平成20年度に作成した「防災の心得」の改訂を行い、また、町会や民生委員等の地域における支援団体との連絡調整等を行い、協力関係の構築に努めています。

災害時要援護者の名簿登録を随時受付することが出来るよう、ホームページの整備を行っている他、広報等により情報周知を行っています。



3/31時点	狛江市人口	76,025人	
	3/31時点人数	障がい別割合	対人口比
身体障がい	1,938人	78.2%	2.55%
知的障がい	358人	14.5%	0.47%
精神障がい	181人	7.3%	0.24%
合計	2,477人	100.0%	3.26%

災害時要援護者システム登録者数		
登録対象者	登録者数	登録割合
6,746人	2,312人	34.27%

【施策の成果】

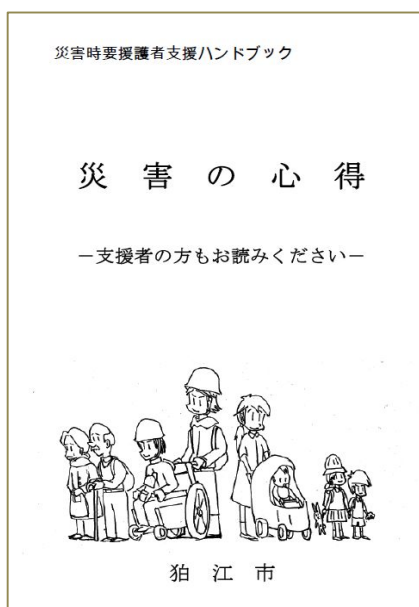
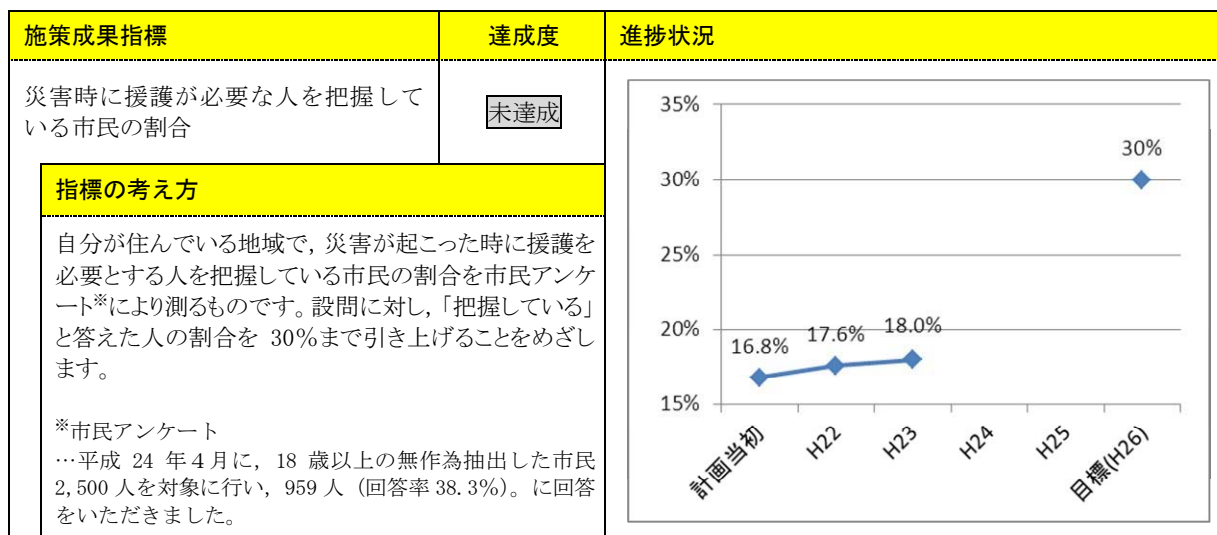
■市内の地図情報が入力された地理情報システム（GIS※⁶）に、災害時要援護者※⁷の情報を入力し、支援を必要としている方がどの地域に居住しているか、ご本人の状態等についてシステムに入力を行い、データベース化を行いました。そして災害時要援護者避難支援プランの全体計画の素案策定の取り組みを行いました。

今後は安心安全課が策定する地域防災計画と併せて、これらを活用して地域の町内会や自主防災組織等と連携を行い、共助の観点から災害時要援護者避難支援プランを策定し、災害時においても要援護者を中心に安全に避難を行うことが出来るように取り組んでいきます。

※⁶ 地理情報システム（Geographic Informational Systems）の略称であり、コンピューター上の地図情報やその他の情報を持たせて、作成等を行った地理情報を参照できるようにしたシステムのことを言います。

※⁷ 障がいを持っている方や高齢者などの災害発生時に自力で避難することが困難であるなど、避難生活において困難さがある方を総称して言います。

▽施策の進捗状況



◆施策中項目の評価

進捗状況

E

未だ目標を達成している項目はない。

この施策中項目に設定されている4つの指標のいずれも、まだ26年度までの目標に達していません。

■今後の課題

◇総合的な福祉支援体制づくり

地域福祉のいろいろな分野で、相談支援の重要性が高まっており、より身近な、そして、ワンストップの相談窓口が求められています。庁内には、障がい、高齢、生活支援、児童の相談等、それぞれの課が分割して、相談窓口を設けており、また、分野別に委託、指定管理等の形で市内には様々な相談窓口が存在していますが、福祉の相談窓口はワンストップの観点から、1箇所で行うことが望ましいと考えます。また、少子高齢化に加え、核家族化もあり、世帯の分化が進んでおり、地域力が乏しくなっている中、市民は様々な生活課題を抱え、多様な支援を求めています。それには、きめ細やかな対応のできる相談担当職員のスキル（専門性）の向上が課題であると考えています。

◇地域福祉活動の推進

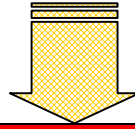
少子高齢化や核家族化の影響で、世帯の分化が進み、地域力が弱まっています。多様な地域福祉の課題に行政のみでは、解決困難な課題も多くなっています。町会等のない地域もあり、近隣との関係が弱まっている中で地域福祉の推進のためには、社会福祉協議会を中心とした小地域活動等を促進し、地域の福祉活動を強化し、地域福祉の担い手の養成を図っていくことが急務であると考えています。

◇思いやりのあるまちづくり

公共交通機関等がバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入を取り入れている中、当市においては、本庁舎をはじめとし、ユニバーサルデザイン化が先行しているとは言い難い状態です。ハード面はいうまでもなく、情報等ソフト面に関しても、より一層のユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。

◇災害時要援護者対策

東日本大震災以降、当市においても、災害時要援護者対策により一層の力を入れ、現在、要援護者名簿のシステム化、要援護者の支援の必要度のランク分けを訪問等を行いながら進めてきましたが、今後の課題はこの取り組みを全庁的な取り組みにすることと、共助の部分での地域の避難支援者を組織化していくことです。今後、地区を選定し、モデルプランを行い、マニュアルを作成し、庁内（例 安心安全課等）で連携しながら、全市的な展開にしていくことです。



◆施策に関する外部評価委員会の提言と市の回答

【外部評価委員会の総評】

ヒアリングに提出された施策レポート原案では、市民に伝えたいことがあまり伝わってこなかった。『施策に関する情報を市民に分かりやすく伝える』という施策レポートの趣旨を踏まえ、社会福祉協議会、民生委員、相談業務など、施策のポイントを踏まえた構成・記述に努めていただきたい。

その一方で、福祉基本条例や市民福祉推進委員会など、ある程度先進的といえる取組みがこれまで行われてきたことは高く評価できる。そのような視点から施策レポート原案を作成していただいても良かったのではないかと。

地域福祉は、民生委員の担い手不足など課題も山積しており、厳しい状況に置かれているが、市民にとっても大変重要な事柄である。下記の提言事項も参考に、その充実に努めていただきたい。

【外部評価委員会の総評に関する市の考え】

総評において指摘された事項については真摯に受け止め、当市の地域福祉施策について市民に分かりやすい記述となるようにするとともに、重点的に取り組んできた地域福祉施策については、より一層市民に対し情報提供を行い、当市が実施する地域福祉施策に理解を深めていくよう努めてまいります。

さらに、煩雑化している事業精査を行うとともに、今後は組織のあり方も含めて、地域福祉の充実に努めてまいります。

◆指摘事項

①民生委員

提言内容	地域福祉を充実させるために、例えば、「地域福祉委員」というような狛江市独自の制度を新たに設け、地域での福祉活動を民生委員も含め、複数の人が協力して行う形に転換していくことを検討してみてはどうか。
市の回答	ご指摘のとおり、狛江市では一部の地域で民生委員が欠員している状況が数年続いております。民生委員の担い手不足解消のために、今後も地域住民が参画する場へ赴き、地域福祉貢献について協力依頼を実施するとともに、ご提言いただいた地域の福祉活動の担い手のあり方についても検討してまいります。

②災害時要援護者

提言内容	災害時要援護者対策は、対象者のプライバシーが確実に守られるよう配慮していただきたい。
市の回答	個人情報保護の観点から、行政責任として対象者の個人情報が確実に守ることは当然ですが、特に災害時要援護者については、本人の心身の状況や家族等に関する情報など配慮すべき点が多く含まれていることを踏まえ、個人情報が確実に守られるよう施策の実施については万全を期していきます。

③相談件数の把握

提言内容	市が委託で行っている各種相談については、その件数が把握されているが、市が直接実施している相談の件数については把握されていない。市民にとっては大変重要な情報であることから、今後は統計をとっていただきたい。
市の回答	市福祉部門では、相談件数が把握できているものとそうでないものがありました。福祉ニーズの多様化や制度の拡充等により、相談件数が伸びているところであり、相談業務は非常に重要な位置を占めております。ご提言のとおり、多様化する福祉ニーズに応えるべく市福祉総合相談窓口では、どのような相談が、どの程度なされているかを把握していくことは非常に重要であると考えておりますので、今後相談件数の正確な数値の把握及び統計情報の公表についても努めていきます。

6－1－2 青少年の自立と社会参加

■現況と課題 ※計画策定時（H22.2）

子どもたちが地域で安心して遊べる安全な場を提供するために平成13年度から実施しているフリープレイ事業は、共働き家庭の増加などの要因もあり、現在も多くの子どもたちに利用されています。これからも地域の方々の協力のもと、地域全体で子どもたちの成長や発達を見守っていく必要があります。

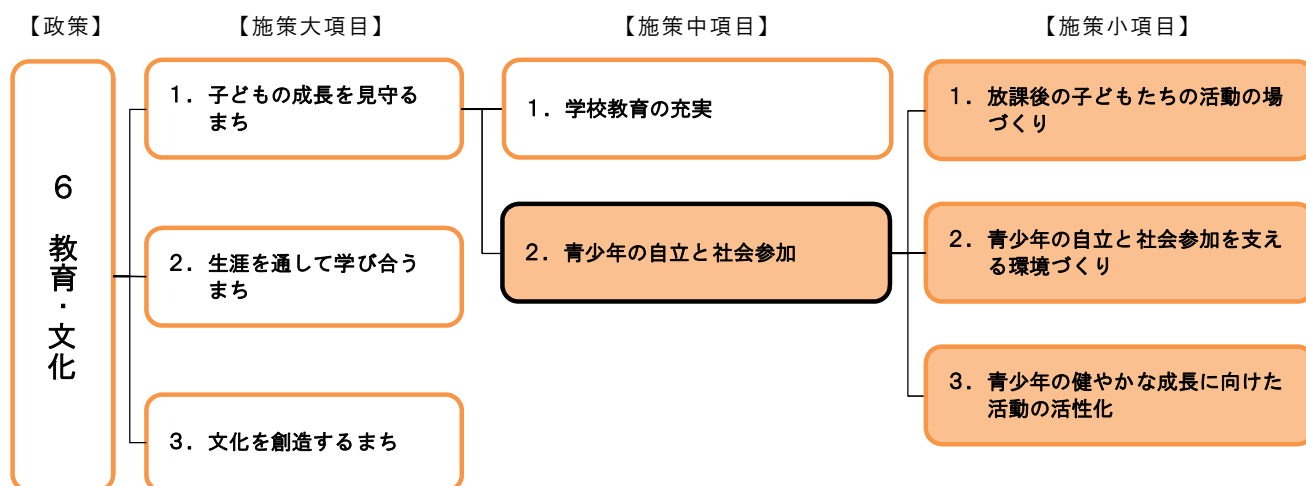
また、情報化社会の進展に伴い、青少年の周りには様々な情報が氾濫し、薬物や有害サイトに安易にふれられる環境になっています。さらに、核家族化や就労形態の変化により親子がふれあう機会が減り、都市化の進展によって地域での結びつきも希薄になっています。地域での交流が減少することで、家庭や地域の中で培われていたあいさつやマナーなども含む青少年のコミュニケーション能力も低下しています。それと同時に、青少年も習い事や部活動で忙しくなり、自分の時間をなかなか持つことができず、地域の行事など青少年が活動できる機会も少なくなってきました。

青少年の健全な育成を促すため、青少年を取り巻く環境の整備を行うとともに、地域への愛着を深めることができるよう青少年の居場所を確保し、地域の行事への参加の機会を提供するなど青少年の主体的な活動を支援することが求められます。

【計画策定時（H22.2）からの状況の変化】

- ・特定の学童クラブに入所が集中する一方で、その他の学童では定員を下回る状況も発生し、地理的な偏在性が大きくなってきています。
- ・国は、新たな放課後健全育成の仕組み＝「子ども・子育て新システム」の具体的な制度設計を進め、法案として取りまとめました。
- ・新システムにおいては、学童保育についても、「全児童対策」と「学童保育」を合わせて行われることにより「保育」から「居場所」となり、「学童」の存在価値が大きく変わってしまう可能性があります。

■施策体系



【施策の構成】

この施策は、主に小学生以上の子どもと青少年の活動を対象とした施策です。

このうち、小項目1「放課後の子どもたちの活動の場づくり」では、主に小学生の放課後対策について取り扱っています。また、小項目2「青少年の自立と社会参加を支える環境づくり」は、主に青少年を取り巻く環境の健全化と居場所づくりに関する施策になっています。小項目3「青少年の健やかな成長に向けた活動の活性化」では、主に青少年の主体的な活動の促進と相談体制について取り扱っています。

1. 放課後の子どもたちの活動の場づくり

めざす姿

「子どもたちが放課後に地域でいきいきと活動しています。」

【施策の方向性】

すべての子どもたちが地域でつながりを持ち、社会性や自主性を養いながら健やかに成長できる環境を提供するため、放課後対策を進めます。また、共働きなどにより家庭で保育ができない子どもたちのために、学童保育所や小学生クラブ、放課後クラブなど異なる特徴を持ったサービスを提供し、子ども一人ひとりの成長を支援します。

【施策展開の方針とその考え方】

- 学童クラブにおいて、利用が必要な児童のすべてが利用できるように、需要の多い地域での受け入れ体制の拡充に努めます。また公共施設再編方針に基づき、大規模改修等により計画的な保育環境の整備に努めます。
- 3つの学童クラブの多様性を尊重しつつも、学年区分や障がい児の偏在性を解消し、それぞれの施設に適した構成や特性を整理します。
- 児童館については、子どもや若者や親や住民にとって身近な地域施設として「世代をつなぐ」交流を可能にする場として、地域の子育てにかかわるさまざまな社会資源と相補的な形でのネットワーク構築に努めます。また、サービス不便圏域解消のために北部地域での児童館開設を検討します。
- 放課後子ども教室事業については、夏休み等の長期休業時未実施校での事業実施を図るとともに、地域に密着した事業の展開を図ります。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
学童保育所改修・整備 （管財課）	狛江市公共施設再編方針に基づき、既存の学童保育所の改修、改築を進めます。	駒井学童保育所新築工事 猪方前学童保育所解体工事 上和泉学童保育所改修工事実施設計 決算額 1億5,517万4千円	一般財源 824万円 5% 都補助 2544万円 17% 市債 12150万円 78%
児童館・児童センター運営 （児童青少年課）	児童館は、乳幼児親子から小学生、中学生、高校生までが利用できる地域の交流、活動の拠点として、自由に遊ぶ場と機会を提供するほか、子育て親子への支援としてさまざまなプログラムを実施しています。	・岩戸児童センター 開館日数 295 日、利用者数延 46,105 人 ・和泉児童館 開館日数 295 日、利用者数延 33,247 人 決算額 1億2,957万6千円	小学生クラブ育成料 639万円 5% 都補助 5260万円 40% 一般財源 6581万円 51% 国補助 478万円 4%
放課後クラブ （児童青少年課）	放課後等に家庭で保護育成にあたることのできない世帯のお子さんを対象に、学校施設を活用し、子どもたちの遊びや安全管理・生活指導等を行い、異年齢の子どもたちとも交流することで子どもたちの健全育成を図っています。	・一小放課後クラブ 入所者数 30 人(30 人) ・緑野小放課後クラブ 入所者数 48 人(50 人) ※平成 24 年 3 月 31 日現在。括弧書は定員 決算額 2,056 万 3 千円	利用者負担 164万円 8% 都補助 100万円 5% 一般財源 1793万円 87%

事業	概要	活動状況 (H23)	コスト内訳
放課後子ども教室推進事業 (児童青少年課)	保護者の就労状況にかかわらず、すべての児童を対象とした事業で、地域の方々の参画を得て、子どもたちが放課後等に安全に豊かに過ごすための居場所であるフリースペース事業を展開しています。	・実施校数 6校 ・実施日数 延 1,382 日 ・参加人数延 48,861 人 決算額 2,119 万 6 千円	
学校開放 (社会教育課)	学校施設を、学校教育に支障のない範囲で、地域の身近なスポーツ・レクリエーション・文化活動などの場として、地域の皆様に利用していただいています。	・利用状況 (小・中) - 体育館 2,360 件 - 校庭 2,542 件 - 教室等 483 件 決算額 319 万 8 千円	

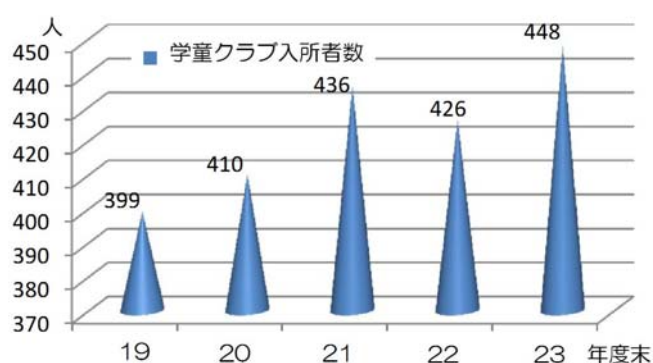
○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

事業（取組み）	概要	活動状況 (H23)	コスト内訳
学童保育所維持管理費 (児童青少年課)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校 1～3 年生に就学している児童に対して、6 か所の学童保育所にて放課後等の児童の適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図っています。	学童保育所入所者数 258 人 (定員 300 人) ※平成 24 年 3 月 31 日現在 決算額 6,517 万 1 千円	

- 学童クラブへの入所入会の相談を行っています。
- 狛江市保育所父母の会連絡協議会との連絡調整を行っています。

【施策の成果】

- 学童クラブについては、保護者の入所希望を最大限配慮して、施設によっては定員超過での受入れも実施しておりますが、23 年度 4 月 1 日時点では 8 人の待機児が発生しました。年度末には途中で退所（退会）していく方もおり、待機児は 5 人まで減っています。学童クラブの場合、希望の所に入れなかった場合でも、各学校で行っているフリースペースに入ってもらい、空きができた段階で希望の施設に入所できるため、一時的に待機とはなるものの、小学校施設を活用したフリースペースが、子どもたちの居場所づくり・安全な活動拠点を補完しています。



■用地返還に伴う移転を余儀なくされた猪方前原学童保育所については、狛江第六小学校敷地内に施設整備（敷地面積：446.62㎡，建築面積：178.10㎡，延床面積：356.84㎡）を行い、平成24年1月、新たに「駒井学童保育所」として開所しました。

■近年、入所申込みが集中している和泉小学生クラブ（和泉児童館）の受入れ分散を図るために、近隣の和泉小学校内に「和泉小放課後クラブ」（定員50人）を整備し、平成24年度からの入所を開始しました。

■3つの学童クラブについては、それぞれ延長保育を含めた開所時間、受入学年、保護者負担額、活動内容が違い、各々の特色を活かして活動していますが、子どもの生活時間やニーズ変化への対応、親の就労の多様化に伴うニーズの変化への対応、障害のある子どもたちへのよりきめ細やかな対応など、社会の変化に柔軟に応えられる学童について、青少年問題協議会小委員会において「学童のあり方」を検討しています。



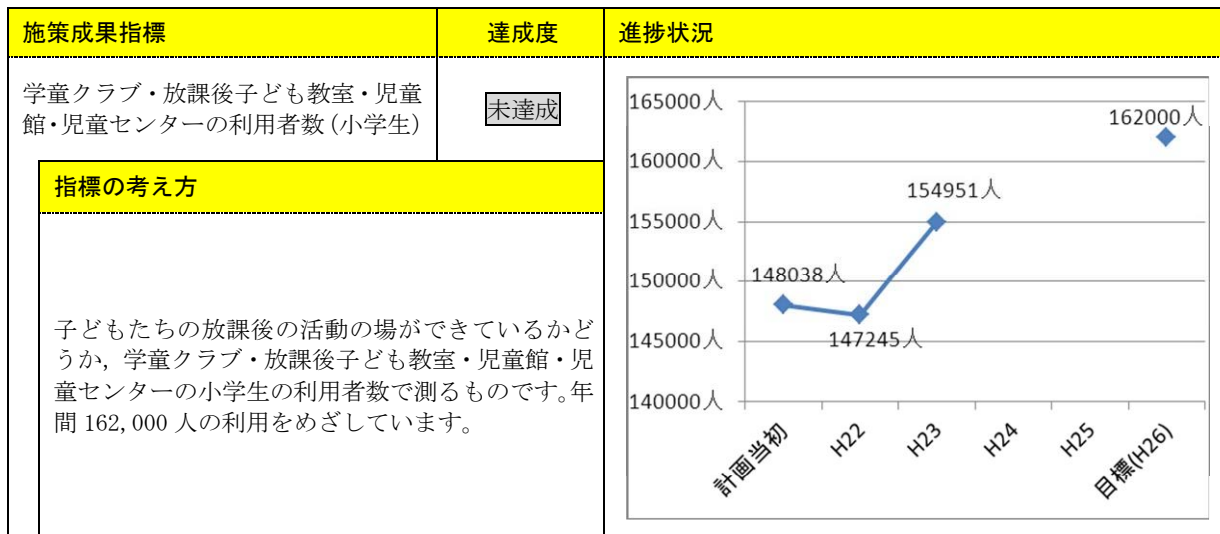
名 称	学童保育所(入所)	小学生クラブ(入会)	放課後クラブ(入会)
対 象	3年生までの小学生	全小学生(※)	3年生までの小学生(※)
実施日	日曜日・休日・年末年始を除く毎日		
実施時間	〔平日〕 放課後～午後5時 (延長保育6時15分まで) 〔土曜日・学校休業日〕 午前8時30分～午後5時 (延長保育6時15分まで ※土曜日は延長なし)	〔平日〕 放課後～午後7時 (延長保育午後8時まで) 〔土曜日・学校休業中〕 午前8時～午後7時 (延長保育8時まで ※土曜日は延長なし) ※午後7時～8時の利用には、別途料金がかかります。	〔平日〕 放課後～午後6時45分 〔土曜日(学校休業中を含む)〕 午前8時30分～午後6時 〔学校休業日〕 午前8時30分～午後6時45分
保護者負担	育成料(間食費分を含む) 月4,000円	育成料(間食費分を含む) 月5,000円 (延長利用月3,000円 スポット利用1回500円)	間食費 1日120円
運 営	公設公営	公設民営	公設公営
指導員	市職員及び市嘱託職員	委託先職員	市嘱託職員
施設名称	上和泉学童保育所 猪方学童保育所 松原学童保育所 根川学童保育所 東野川学童保育所 猪方前原学童保育所(駒井)	岩戸小学生クラブ 和泉小学生クラブ ※1年生～6年生の児童が対象ですが、1年生～3年生が優先となります。	第一小学校放課後クラブ 緑野小学校放課後クラブ ※一小、緑野小それぞれの在籍児童又は学区に在住する児童が対象です。



■東日本大震災を受けて、携帯電話利用による各学童クラブ間の連絡網を確立するとともに、夏期の計画停電に対応するため、サマータイムの早朝受入れや日曜保育体制を整備しました(利用者なし)。また、放課後子ども教室においては、的確な安全管理のための「安全管理マニュアル」を作成しました。さらに震災時に多くの親子連れが身を寄せた岩戸児童センターには、清涼飲料水メーカーとの協定により、災害時に飲料を無償提供できる自動販売機を設置しました。



▽施策の進捗状況



■放課後の居場所



2. 青少年の自立と社会参加を支える環境づくり

めざす姿

「青少年を取り巻く環境が健全になっています。」

【施策の方向性】

青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、放課後や休みの日に友人たちと集い話することができる場所や学習・音楽活動を行うことができる場所を提供するなどふれあいを大切にした居場所づくりに取り組みます。また、青少年が犯罪に巻き込まれるようなことのないよう学校など関係機関と連携し、情報教育や環境整備を進めます。

【施策展開の方針とその考え方】

- 青少年問題協議会を核とし、構成する各種団体による、青少年の指導、育成等に関する総合的な施策が展開できるようなネットワークの構築に努めます。
- 青少年が社会参加を促すため、青少年を対象とした事業を展開します。
- 成人向雑誌などの青少年を取り巻く有害環境の浄化運動を進めます。
- 携帯電話やインターネットの適正な利用についての啓発活動を進めます。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
青少年問題協議会 （児童青少年課）	地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づく青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関し調査審議するための市長の附属機関で、次代を担う青少年が将来に明るい希望を抱き、健やかに成長していくために、より良い地域の環境づくりを目指した取組みを進めています。	・すくすくコンサート 12月17日実施、参加者1,000人 ・青少協だより発行 30,000部 ・不健全図書回収 3,133冊 決算額 154万7千円	 一般財源 155万円 100%

○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

事業（取組み）	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
保護司費 （児童青少年課）	保護観察や環境整備はもとより、犯罪予防活動などの地域活動に取り組んでいる保護司会活動が円滑に行えるよう調布狛江地区保護司会の運営に関する事務局事務を行うほか、社会を明るくする運動などの実施協力を行っています。	・社会を明るくする運動 駅頭広報（狛江駅） 7月1日実施、参加者97人 ・社会を明るくする運動 実施大会コンサート 7月18日実施、参加者700人 決算額 100万円	 一般財源 100万円 100%

【施策の成果】

- 地域環境の浄化、薬物乱用防止など青少年健全育成を願う健全育成啓発用三角塔を市内6か所、健全育成看板市内3か所を設置し、啓発に努めています。
- 青少年の健全育成を目的とした広報紙「青少協だより」を年2回（各30,000部）発行し、市内各世帯に配布しています。
- 青少年の目に触れることがよくないとされている不健全図書等を回収するために、市内8か所に不健全図書追放ポスト（通称：白ポスト）を設置しています。定期的に（年4回程度）ポストの中身を回収し、平成23年度では3,133冊を廃棄しました。

- 平成 23 年 7 月 17 日（日），子どもたちに夢を与えるとともに，非行防止と健全育成に役立てるために，プロサッカーチーム（F C 東京）による中学生を対象としたサッカー教室を調布市と連携して開催しました。味の素スタジアムアミノバイタルフィールドを会場に，市内中学校の生徒 50 名が参加しました。



- 狛江市社会を明るくする運動の一環として，中学生による啓発標語を募集したところ，市内 4 つの中学校より合わせて，464 人の生徒から 495 編の応募があり，標語選考委員会において，優秀作品 5 編と入選作品 10 編を決定しました。

★23 年度優秀作品★

- ・「あいさつは 心通わす 第一步」
- ・「思いやり かわらぬ笑顔で いつまでも」
- ・「地域から つないでいこう 心の輪」
- ・「思いやり みんなでつなごう 明るい未来」
- ・「ガンバレと 言うより一緒に 頑張ろう」



- 平成 23 年 7 月 18 日（月・祝），エコルマホールにおいて，重点目標を「立ち直りを支える取組みについての理解促進」「犯罪や非行をした人たちの就労・住居等の生活基盤づくり」と定め，狛江市社会を明るくする運動推進大会を開催しました。中学生啓発標語優秀作品入選者表彰式や，狛江市立 4 つの中学校吹奏楽部によるコンサートなどに，市民 700 名が参加しました。

- 音楽活動をとおして，青少年の健全育成をすすめていこうという目的で，小学生，中学生及び高校生による発表及び交流の機会として実施している「狛江すくすくコンサート」を平成 23 年 12 月 17 日（土），1,000 人の参加のもとエコルマホールで開催しました。

- 青少年の健全育成を目的とした講座として，狛江市青少年第二育成委員会が実施した，災害時に避難所となる体育館での宿泊体験で避難時のルールやマナーを学ぶ「夏休み地域ふれあいひろば」の取組みについての報告会を平成 24 年 3 月 3 日（土）に開催しました。

▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況														
市内の少年犯罪の発生件数	未達成	<table><caption>少年犯罪発生件数の推移</caption><thead><tr><th>年度</th><th>発生件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>35件</td></tr><tr><td>H22</td><td>38件</td></tr><tr><td>H23</td><td>27件</td></tr><tr><td>H24</td><td>0件</td></tr><tr><td>H25</td><td>0件</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>0件</td></tr></tbody></table>	年度	発生件数	計画当初	35件	H22	38件	H23	27件	H24	0件	H25	0件	目標(H26)	0件
年度	発生件数															
計画当初	35件															
H22	38件															
H23	27件															
H24	0件															
H25	0件															
目標(H26)	0件															
指標の考え方																
青少年を取り巻く環境の変化を市内で発生した少年犯罪の件数で測るものです。発生件数0件をめざします。																

3. 青少年の健やかな成長に向けた活動の活性化

めざす姿

「青少年が地域で活発に活動しています。」

【施策の方向性】

青少年が地域で育ち、地域への愛着が育まれるよう主体的に活動できる機会を提供します。また、青少年が抱える悩みや引きこもりの解決をめざし、青少年に対する相談体制の充実に努めるとともに、このような青少年の活動支援や相談体制の充実に向けて、関係団体との連携を強化します。

【施策展開の方針とその考え方】

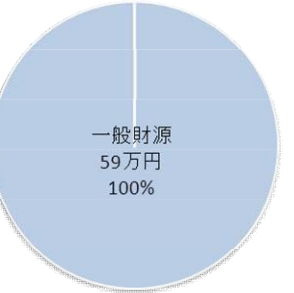
- 青少年が地域社会の一員として、また次代の地域社会の担い手として成長していけるよう、青少年のすこやかな成長に向けた学習や体験などを行う4つの育成委員会における地域活動を支援します。また、それぞれの育成委員会の相互の連絡協調を図ることで、その取組みの拡大に努めます。
- 青少年が社会とのかかわりを自覚し、自立へ向け、すこやかに成長するよう支援するために、それぞれの年齢や機会に即した事業を企画・展開します。
- 市内団体との協働で居場所を確保することにより、生活体験や自然体験をとおして、ひきこもり青年に、居場所に通いながら社会参加を促進します。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
青少年育成委員会事業 （児童青少年課）	青少年が健全で心豊かな人間に育ってほしいという願いから、自主的な地域活動組織として、PTAなどの青少年の健全育成に熱意のある地域住民を中心に構成されています。4つの中学校区ごとに委員会があり、それぞれの地域性を活かした活動を実施しています。	・夏まつり，防災講座やクリスマスリース手作り教室，小学校事業への参加など。 ・合同事業「楽しさいっぱい！森林公園」 決算額 52 万円	都補助 5万円 10% 一般財源 47万円 90%
青少年会議・子ども議会 （児童青少年課）	青少年の主体的な活動を促進するため、意見表明の場をつくることを目的としたもので、青少年会議は中学生の意見を広く聞く会議で、子ども議会は小学生が議会や行政の仕組みや役割を学ぶ模擬議会をそれぞれ隔年で実施しています。	・子ども議会体験事業 平成 23 年 7 月 9 日開催。各小学校より 3 名選出の計 18 名 決算額 6 万 8 千円	一般財源 7万円 100%
青少年育成事業補助金 （社会教育課）	青少年の健全な育成を図ることを目的として、市内の社会教育関係団体が青少年を対象として実施する事業に要する経費の一部を補助しています。	・狛江市少年野球連盟 ・狛江市ボーイスカウト連絡協議会 決算額 10 万円	一般財源 10万円 100%
ひきこもり支援事業補助 （児童青少年課）	ひきこもり等の青少年の居場所の拡大を図るため事業者の自主的な活動を保証するとともに、地域でのフリースペース活動に必要な家賃の一部を助成しています。	・ホワイトパレット（和泉多摩川商店街内） 決算額 56 万 4 千円	国補助 56万円 100%

○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

事業（取組み）	概 要	活動状況（H23）	コスト内訳
青少年委員関係費 （児童青少年課）	地域の青少年の健全育成に実績をあげている委員が、青少年の教育振興のための議論のほか、中高生フェスティバルや成人式をはじめ、青少年活動推進事業の運営やサポートを行っています。	・委員 8名 ・定例会 10回 ・都連合会等会議及び研修 25回出席 決算額 52万2千円	 一般財源 52万円 100%
青少年活動推進事業 （児童青少年課）	青少年自らが、事業を運営し、社会人としての自覚を持つことを目指し、青少年の自立と育成を支援するために、成人式並びに中高生フェスティバルを実施しています。	・成人式 平成24年1月9日 エコルマホール 参加者 383名 ・中高生フェスティバル 平成23年11月20日 西河原公民館 参加者 300名 決算額 58万5千円	 一般財源 59万円 100%

【施策の成果】

■青少年の健全育成のための学習機会として、体験学習及び交流の場を提供することを目的とした事業として、それぞれの育成委員会の企画でさまざまな事業を実施しました。併せて、日々の生活から離れ、広大な自然の中で 自然に触れる楽しさを味わい、自然の恵みの大切さを学ぶとともに、グループ活動でのもの作りをとおり参加者同士の交流を深めることを目的に、合同事業も実施しました。

▽合同事業：「楽しさいっぱい！森林公園」の実施。住宅街の中で過ごしている日々の生活から離れ、広大な自然の中で自然に触れる楽しさを味わい、自然の恵みの大切さを学び、グループ活動を通して参加者同士の交流を深める。

・平成24年3月27日（火）実施 国営武蔵丘陵森林公園

▼第一育成委員会：「夜回り先生」講演会、クリスマスリース作り教室、未来への広場の整備、あいさつ運動（一中・一小）、夜間パトロール、一中ふれ合いフェスティバル、一中落ち葉清掃、一小秋まつり、五小夏まつりなど

▼第二育成委員会：夏休み二中学区ふれあいひろば（学校の体育館での宿泊体験を通して防災・防犯に関するイベント）、手作りを楽しもう（タイルアート、葉脈アート、万華鏡などの手作り教室の実施、料理教室も開催

▼第三育成委員会：落書き一斉消去プロジェクト、アトリエ3 i KU 体験教室プレストフラワー、3 i KU ビーチボール技術指導、3 i KU バスケットボール mini 市内交流戦及び技術指導、キッズニアに行こう！豊洲キッズニアでお仕事体験、3 i KU スターツアーズ（夏の星座を探す観望会）、「森のつみ木広場」オイスカ財団イベント（つみ木遊びを通じて自然の大切さを学ぶ）、たのしくフラメンコなど

▼第四育成委員会：五小夏まつり、緑野小まつり、五小展覧会、四中スペシャル地域の人が講小「夏まつり」、「紙飛行機をつくって飛ばそう」など

- イベント事業の実施はもとより、青少年の健全育成等に積極的に参画する地域の担い手を養成することを目的として、成人式においては、青少年委員 8 名に加え新成人 9 名による実行委員会を、また中高生フェスティバルにおいては、同じく青少年委員に加え中学生 3 名、高校生 3 名による実行委員会を組織し、企画・運営を担いました。



- 子どもたちが議会や行政の仕組み、役割を学び、社会の一員としての自覚を培うとともに、子どもたちの意見や要望を、狛江市のまちづくりに反映させていくことを目的として、子ども議会を開催しました。第 3 回目となる今回、子ども議員として市役所の行っている仕事等を勉強してもらうために、事前講習会を行い、有意義な議会になるように努めました。



- ひきこもり等の青少年への対応は喫緊の課題であるにもかかわらず、法的な整備がないため、行政による公的サービスの提供が困難な状況にありました。しかしながら、すでにフリースペース等、民間事業者等による、ひきこもり等青少年の状況に応じた柔軟できめ細かな取組みが実践されています。そこで、平成 23 年度からは、活動の場である物件の家賃の一部を補助することにより、当該団体と協働して地域でのフリースペース等の活動の場を確保する取組みを開始しました。また、就労を通じて、社会参加、復帰を促すために、市の業務のうち軽作業の発注も行いました。

▽ 施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況										
青少年が地域で活発に活動している と思う市民の割合	未達成	<table><caption>進捗状況のグラフデータ</caption><thead><tr><th>年度</th><th>割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>27.3%</td></tr><tr><td>H22</td><td>32.1%</td></tr><tr><td>H23</td><td>26.7%</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>32%</td></tr></tbody></table>	年度	割合 (%)	計画当初	27.3%	H22	32.1%	H23	26.7%	目標(H26)	32%
年度	割合 (%)											
計画当初	27.3%											
H22	32.1%											
H23	26.7%											
目標(H26)	32%											
指標の考え方												
青少年が地域で活発に活動していると思う市民の割合を市民アンケート※により測るものです。設問に対し、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた人の割合を 32%まで引き上げることをめざします。 ※市民アンケート …平成 24 年 4 月に、18 歳以上の無作為抽出した市民 2,500 人を対象に行い、959 人（回答率 38.3%）。に回答をいただきました。												

◆施策中項目の評価

進捗状況

E

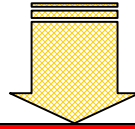
未だ目標を達成している項目はない。

この施策中項目に設定されている3つの指標のいずれも、まだ26年度までの目標に達していません。

■今後の課題

・青少年の健全な育成を促すために、青少年の居場所を確保し、青少年の主体的な活動を支援する必要があります。

- ① 放課後の子どもの活動の場づくりでは、学童クラブの入所者の偏在性を解消し、新たな受入れ体制の整備を図る必要があります。また、障がい児対応についても、それぞれの学童クラブの役割を整理する必要があります。開所時間の延長や長期休業中の弁当給食の提供などが今後の課題です。
- ② 青少年の自立と社会参加を支える環境づくりでは、青少年の指導、育成の核となる青少年問題協議会を活性化し、協議会を構成する各種団体による事業展開が図られるような体制づくりが必要です。
- ③ 青少年の健やかな成長に向けた活動の活性化では、青少年育成委員会に求められている学校と地域とのパイプ役としての役割の具現化に努めるとともに、青少年活動を継続的に展開するための指導者を養成する必要があります。



◆施策に関する外部評価委員会の提言と市の回答

【外部評価委員会の総評】

市の青少年の健全育成に関する各種取組みが、地域の人々との関係の中で実施されていることは高く評価できる。また、青少年事業は、その対象を「市内に住んでいる子ども全て」としており、例えば市立学校に通学していない子どもにも事業等に関する情報が発信されていることも高く評価できる。あわせて、これら青少年の活動を地域の人々に伝えることも大変重要であり、その努力は今後も続けていただきたい。

なお、学童クラブや青少年関連の委員会など、類似の行政サービスや委員会等の区別をつけるのに、本委員会としても苦慮した。市民にとっての分かりやすさを念頭に置き、施策の推進やレポートの作成に取り組んでいただきたい。

また、子ども・青少年施策に関しては、近年社会問題ともなっているいじめやひきこもりに加え、障がい児対応など、現在の市の組織の枠を超えた対応が必要な課題も存在している。時代の流れや時々の政策課題にも柔軟に対応できるよう、市の組織のあり方は常に検討していただきたい。

【外部評価委員会の総評に関する市の考え】

青少年の健全育成に関する各種取組みについて、一定の評価をいただいたと受け止めました。今後も引き続き高い評価をいただけるよう、青少年施策の充実に努めます。

それぞれのサービス内容や事業内容について、今後の施策の推進やレポートの作成の中で、少しでも分かりやすくお伝えすることができるよう努めてまいります。

子ども・青少年施策については、ご指摘のとおりその時々において多種多様な課題が存在いたします。様々な課題に対し、市の組織が一体となって柔軟に対応できるように努力してまいります。

◆指摘事項

① 指標

提言内容	青少年が地域で活発に活動することに対する成果指標は、「そう感じる市民の割合」ではなく、施策の主体となる青少年に関する数値を設定すべきである。
市の回答	現在、基本計画の改定作業を進めていますので、指標についても、その中で検討します。

② 児童館

提言内容	児童館が市内に2箇所しかなく、居住地域によって行政サービスに差が生じており、改善が必要である。
市の回答	北部地域における児童館の整備については、以前より課題となっており、今後も検討する必要があると認識しています。

④ 子ども議会

提言内容	現実の市議会に近い方法で、社会的なテーマを話し合うべきである。
市の回答	子ども議会については、小学生が議会や行政の仕組みや役割を学ぶことを目的に隔年で実施しているものです。現在は、子どもたちが質問に対して行政側が答弁する「一般質問形式」で実施しており、質問内容についても子どもたちの自由な発想を尊重し、特に限定していません。今後、形式等で何らかの変更を加えることがあれば、検討します。

⑤ 青少年育成委員会

提
言
内
容

役割の重要性を踏まえ、市との関係や位置付けを明確にするためにも、要綱等で明文化した方が
良いのではないかと。

市
の
回
答

青少年育成委員会は、自主的な地域活動組織として、PTAなどの青少年の健全育成に熱意のあ
る地域住民を中心に構成されています。市としても、自主性を尊重した青少年育成事業の展開を望
んでいることから、市の附属機関等として明確に位置付けることは特に考えていません。今後も各
育成委員会に対する青少年健全育成事業に係る経費の補助を通じて、委員会の活動を支援してい
きたいと考えています。

⑥ 青少年施策における大人の存在

提
言
内
容

市民フォーラムでの議論にもあったとおり、青少年を対象とした施策であっても、その推進には
地域の大人の存在が重要である。青少年を対象とした施策に加え、地域の大人に対する啓発や働き
かけもあわせて充実させていただきたい。

市
の
回
答

青少年施策の推進にあたり、地域の大人の存在は大変重要であると認識しています。施策の実施
にあたっては、引き続き地域の方々のご理解とご協力をいただきながら、推進を図ってい
きます。

⑦ 青少年施策全体

提
言
内
容

引き続き、地域の人との関係の中で施策の充実を図っていただきたい。

市
の
回
答

青少年施策については、今後も地域の方々との関係を大切にして、施策へのご理解とご協力をい
ただきながら、その充実を図っていきます。

6-3-2 スポーツ・レクリエーションの振興

■現況と課題 ※計画策定時（H22.2）

健康の維持や市民相互の交流，余暇時間の有効活用など，市民が健康で文化的な生活を送るために，スポーツ・レクリエーションは重要な役割を担っています。

市では，これまで誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境の整備に努め，各種スポーツ教室の開催や教育施設の開放，体育施設への指定管理者制度の導入，地域の特性を活かした総合型地域スポーツクラブ*¹の設立に向けた設立準備委員会の立ち上げなどを進めてきました。また，平成25年に開催される第68回国民体育大会（東京・多摩国体）では，市民総合体育館で少年男子バレーボール競技の実施も予定されています。

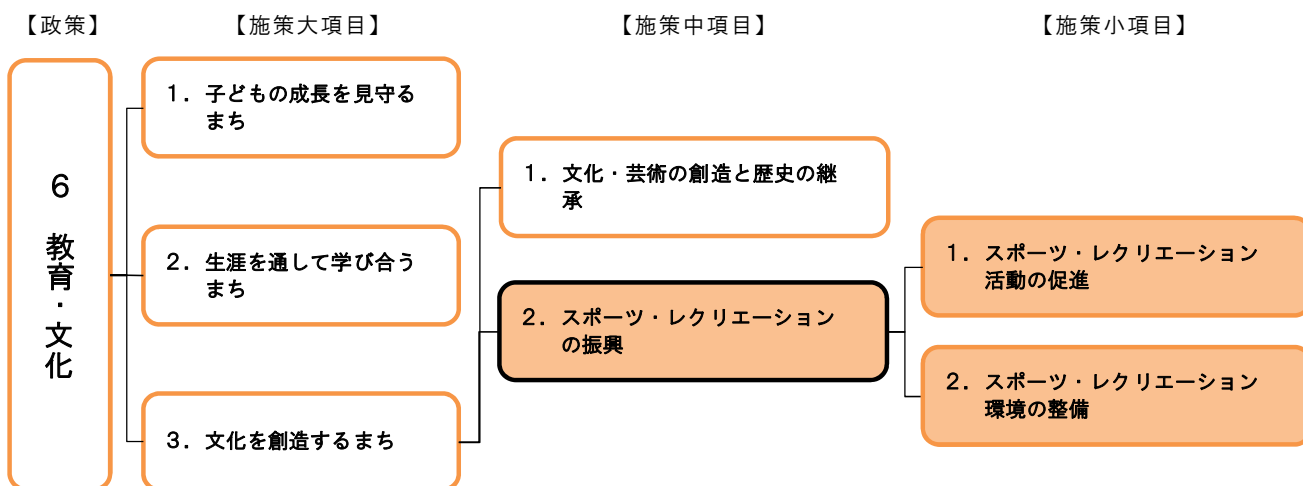
今後は，市民一人ひとりが生涯にわたって地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる環境づくりと，東京国体にあわせた体育施設の整備や事業の拡充なども含め，市民一人ひとりのスポーツ・レクリエーション活動を支える環境の整備が課題となっています。

（*¹人々が身近な地域でスポーツに親しめるよう，スポーツ振興基本計画により平成22年までに全国の市区町村にクラブの育成が義務付けられている。地域住民による自主的な運営を原則とする。）

【計画策定時（H22.2）からの状況の変化】

- ・スポーツ基本法が施行されました。（平成23年6月）
- ・狛江市総合型スポーツ文化クラブ「狛〇クラブ」が設立されました。（平成23年2月）

■施策体系



【施策の構成】

この施策では，市のスポーツ施策全般について，取り扱っています。

このうち，小項目1「スポーツ・レクリエーション活動の促進」では，スポーツ活動における地域と市民，市民同士の繋がりという観点から展開している施策です。また，小項目2「スポーツ・レクリエーション環境の整備」では，市民がスポーツ・レクリエーション活動を楽しむための施設整備や各種事業に関する施策を扱っています。

1. スポーツ・レクリエーション活動の促進

めざす姿

「市民が日常的にスポーツ・レクリエーション活動を行っています。」

【施策の方向性】

スポーツを通じた健康づくりや市民相互の交流に向けて、スポーツ団体と連携して市民のスポーツ活動を支援します。また、世代を超えて参加できる総合型地域スポーツクラブを育成・支援し、多くの市民がスポーツをする・見る・指導するといった様々な活動を通して、地域で人と人とがつながり、生涯にわたって気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる環境をつくります。

【施策展開の方針とその考え方】

全ての市民が生涯にわたって健康で活力のある生活を送れるようスポーツ活動の機会作りと場の提供を推進します。

■子どもから高齢者までが気軽に参加できる市民ニーズにあったスポーツや参加しやすいスポーツ事業を検討し、実施していきます。

■総合型スポーツ・文化クラブの活性化と定着を支援するために市事業の一部を委託するなどの検討を行っています。

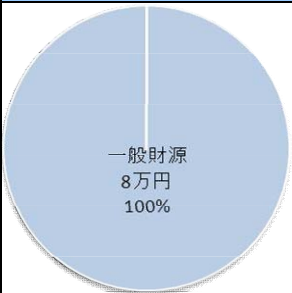
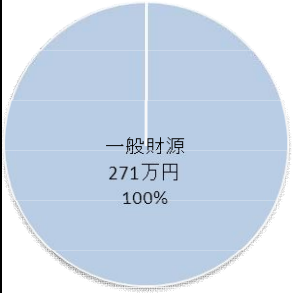
■国民体育大会を契機にスポーツへの意欲を喚起すると同時に、国民体育大会を契機に醸成されたスポーツへの関心をスポーツ活動に結びつけます。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
市民スポーツ大会 （社会教育課）	市民を対象に既存スポーツ（軟式野球、バドミントン、バレーボール等）を中心とした市民体育大会と誰もが参加できるニュースポーツを中心とした市民スポ・レク大会を実施しています。なお、事業運営については、狛江市体育協会に委託しています。	市民体育大会 15 種目 市民スポ・レク大会 8 種目 決算額 264 万 1 千円	 一般財源 264万円 100%
少年少女スポーツ振興 （社会教育課）	小学生から高校生を対象にスポーツ教室やスポーツ大会を実施しています。なお、スポーツ大会については、運営を該当する市民スポーツ団体等に委託しています。	スポーツ教室 6 種目を延 42 回 スポーツ大会 4 種目 決算額 201 万 7 千円	 教室等参加費 9万円 4% 一般財源 193万円 96%
総合型地域スポーツクラブ育成 （社会教育課）	子どもから高齢者の誰もが体力、年齢、興味や関心、技術レベルに応じてスポーツや文化に親しみ、地域交流の拠点として、また地域活動の活性化に寄与することを目的として平成 23 年 2 月に設立されたクラブです。 会員を募り、会費での自主運営を目指していますが設立後間もないため市が運営費等の援助をしています。	通年のスポーツ教室を 4 種目 単発のスポーツ教室を 5 種目 通年の文化系教室を 1 教室 決算額 50 万円	 一般財源 50万円 100%

○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

事業（取組み）	概 要	活動状況（H23）	コスト内訳
スポーツ推進審議会関係費 （社会教育課） ＊スポーツ基本法の施行に伴い名称がスポーツ振興審議会からスポーツ推進審議会に変更となりました。	スポーツ基本法に基づき、スポーツ関係者、学校教育関係者、スポーツ関係の学識経験者、行政機関職員により構成され、市長からの諮問に応じ、スポーツ振興計画やスポーツの推進に関する重要事項を調査、審議する機関です。	審議会開催回数 2回 決算額 8万円	 一般財源 8万円 100%
スポーツ推進委員関係費 （社会教育課） ＊スポーツ基本法の施行に伴い名称が体育指導委員からスポーツ推進委員に変更となりました。	スポーツ基本法に基づき、スポーツ推進のための事業実施、連絡調整、スポーツの実技指導やスポーツに関する助言を行うための組織です。	委員会開催回数 12回 成人向けスポーツ教室 …2種目 延20回 少年少女スポーツ教室 …6種目 延42回 （少年少女スポーツ振興に記載済み） スポーツイベント 1回 決算額 270万6千円	 一般財源 271万円 100%

- スポーツ推進員関係事業及びスポーツ大会実施に伴う事前準備…教室運営，大会運営はスポーツ推進委員や市民スポーツ団体等が行いますが，実施に当たり消耗品の購入，広報への掲載，参加者の保険加入等の業務を行っています。

【施策の成果】

市民スポーツ大会

市民スポーツ大会として日頃のスポーツ活動の成果を競う市民体育大会と誰もが気軽に参加できる市民スポ・レク大会を実施しています。市民体育大会は，上位入賞を目指し練習に励んでいる市民や団体が参加できるよう種目が固定していますが，市民スポ・レク大会については実行委員会を組織し，より多くの市民が参加できるよう開催時期や大会内容を検討し実施しています。

○平成23年度 市民スポーツ大会実績

大会名	競技名	開催期間	参加者数
市民体育大会	軟式野球，スキー，バドミントン，卓球，ゴルフ，バレーボール，ボウリング，硬式テニス，空手道競技，バスケットボール，柔道，ダンススポーツ，グラウンドゴルフ，剣道，ソフトボール	平成23年9月4日 ～平成24年2月26日	2,664人
市民スポ・レク大会	水泳大会，ノルディックウォーキング教室，ビーチボール大会，ウォーキング大会，三中地区スポーツ大会，一・四中地区スポーツ大会，二中地区スポーツ大会，多摩川ロードレース大会	平成23年8月20日 ～平成24年3月4日	1,884人

少年少女スポーツ大会

競技愛好者の多い野球やサッカーについては毎年実施していますが，少数派のスポーツについても日頃の練習成果を競い，更なるスポーツ活動の励みになるよう大会種目を検討し実施しています。

綱引大会については，事前にスポーツ推進委員事業に綱引きを取り込み，教室参加者も大会に参加できるよう取り組みました。

○平成 23 年度 少年少女スポーツ大会実績

大会名	開催期間	対象者	参加者数
狛江市少年野球大会	平成 23 年 9 月 4 日 ～10 月 16 日	小学 3 年生以下	4 チーム 72 人
		小学 4 年生	6 チーム 87 人
		小学 5・6 年生	10 チーム 129 人
狛江市少年少女サッカー大会	平成 24 年 2 月 5 日 ～3 月 18 日	小学 3 年生	12 チーム 121 人
		小学 4 年生	13 チーム 156 人
		小学 5 年生	8 チーム 102 人
		小学 6 年生	9 チーム 116 人
狛江市少年少女綱引大会	平成 24 年 1 月 29 日	小学 3～6 年生	10 チーム 90 人
		小学 3・4 年生	5 チーム 49 人
狛江市少年少女剣道大会	平成 24 年 3 月 4 日	小学校低学年	13 人
		小学校高学年	5 人
		中学生男子	11 人
		中学生女子	4 人
		高校生	5 人



○狛江市立中学校スポーツ対抗戦（平成 24 年度新規事業）

青少年会議（概ね 12 歳～18 歳で構成された会議）で提案された「中学校対抗戦を行って欲しい。」といった意見を具現化し，平成 24 年度から実施します。平成 24 年度は，サッカー，バスケットボール，バレーボール，野球の 4 競技についてクラブ対抗戦を行い，総合優勝校を決定します。中学校間のスポーツ振興や交流を促進するために，将来的にはクラブに加入していない人やクラブ外の競技も取り組んでいきます。

スポーツ推進委員関係事業

気軽に多くの市民がスポーツ活動のきっかけをつくれるよう、毎年、会議で人気のあるスポーツや市民ニーズの高いスポーツ等を検討し実施していますが、教室を企画しても参加者が少なく実施できないものもあります。実施に至らなかった原因を分析し、魅力ある事業を企画していきます。

○平成 23 年度 スポーツ推進委員関係スポーツ教室実績

教室名	開催期間	対象者	延参加者数
成人バドミントン教室	平成 23 年 5 月 18 日 ～7 月 20 日 (10 回)	市内在住・在勤の 20 歳 以上の健康な方	185 人
成人卓球教室	平成 23 年 9 月 14 日 ～11 月 16 日 (10 回)	市内在住・在勤の成人 男女	225 人
フットサル教室 (前期)	平成 23 年 5 月 14 日 ～7 月 23 日 (10 回)	小学 3 ～ 6 年生	168 人
ヒップホップ系ダンス教室	平成 23 年 9 月 25 日 ～12 月 4 日 (10 回)	小学 5 年～高校 3 年生	62 人
卓球教室	平成 23 年 9 月 24 日 ～12 月 3 日 (10 回)	小学 4 年～中学 3 年生	91 人
綱引教室	平成 23 年 12 月 17 日 平成 24 年 1 月 14 日	小学 3 ～ 6 年生	42 人
バドミントン教室	平成 24 年 2 月 5 日 ～ 3 月 4 日 (5 回)	小学 4 ～ 6 年生	51 人
フットサル教室 (後期)	平成 24 年 2 月 11 日 ～ 3 月 10 日 (5 回)	小学 4 ～ 6 年生	70 人
市民スポーツデー	平成 23 年 10 月 15 日	市内在住・在勤・在学者	68 人



狛江市総合型スポーツ・文化クラブ

スポーツのみにとらわれることなく、文化系の教室を併設しているところが魅力の一つと考えます。

平成 23 年度は様々な事業を実施いたしました。市事業と同種目の教室が実施されており、今後クラブが地域に定着していくためには、クラブのコンセプトを明確にした事業を展開していく必要があると思われます。

○平成 23 年度 狛江市総合型スポーツ・文化クラブ実績

教室名	開催時	会 場	延参加者
バドミントン教室	毎週月曜日	西和泉体育館	1,003 人
健康体操教室	毎週月・水曜日	市民総合体育館 和室・格技室	695 人
バレーボール教室	毎週水曜日	西和泉体育館	787 人
ショートテニス教室	毎週火曜日	西和泉体育館 市民総合体育館	194 人
ノルディックウォーキング 教室	平成 23 年 6 月 5 日	西和泉体育館 市民総合体育館	27 人
狛○バイシクルクラブツー リング	平成 23 年 7 月 18 日	多摩川サイクリングロード	6 人
バスケットボール教室	平成 23 年 7 月 10 日 平成 23 年 7 月 24 日	市民総合体育館	4 人
スポーツけん玉教室	平成 24 年 2 月 11 日	市民総合体育館 会議室	24 人
テニス教室	平成 24 年 2 月 5 日 平成 24 年 2 月 19 日	ゆうぽーと 世田谷レクセンター	13 人
書道教室	第 2・第 4 木曜日	市民総合体育館 会議室	78 人

◆「こまわくらぶ」ってどんなクラブ？

「こまわくらぶ」は、バドミントンやバレーボールなど身近なスポーツはもちろん、健康体操、ノルディックウォーキングなど、普段できないスポーツや書道・華道などの文化活動まで、生涯にわたって様々な種目が楽しめるクラブを目指します。運動不足解消や趣味、仲間づくりの場として、人とのつながりから狛江の良さを再発見できるクラブです。



KomaWa Club



▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況														
週に1回以上スポーツ活動やレクリエーション活動を行っている市民の割合	未達成	<table><caption>進捗状況の推移</caption><thead><tr><th>時期</th><th>割合 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>29.0%</td></tr><tr><td>H22</td><td>32.8%</td></tr><tr><td>H23</td><td>35.1%</td></tr><tr><td>H24</td><td></td></tr><tr><td>H25</td><td></td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>50%</td></tr></tbody></table>	時期	割合 (%)	計画当初	29.0%	H22	32.8%	H23	35.1%	H24		H25		目標(H26)	50%
時期	割合 (%)															
計画当初	29.0%															
H22	32.8%															
H23	35.1%															
H24																
H25																
目標(H26)	50%															
指標の考え方 日常的なスポーツ・レクリエーション活動として、週に1回以上の活動を行っている市民の割合を市民アンケート※により測るものです。設問に対し、「行っている」と答えた人の割合を50%まで引き上げることをめざします。 ※市民アンケート …平成24年4月に、18歳以上の無作為抽出した市民2,500人を対象に行い、959人（回答率38.3%）。に回答をいただきました。																

2. スポーツ・レクリエーション環境の整備

めざす姿

「市民がスポーツ・レクリエーション活動を楽しむ場所が充実しています。」

【施策の方向性】

市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を親しむことができ、またそのきっかけともなる環境づくりに努めます。また、市民を対象としたスポーツ大会やスポーツ・レクリエーション活動のための施設や備品の整備・充実を図るとともに、国民体育大会の開催や総合型地域スポーツクラブの設立にあわせ、その活動を支える環境整備を進めます。

【施策展開の方針とその考え方】

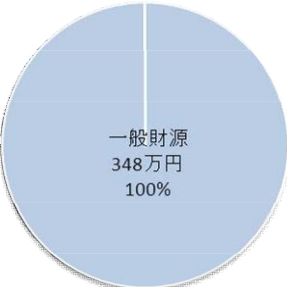
- 国民体育大会の補助金を活用し、競技会場の施設改修や競技会場及び練習会場の競技用備品の整備を行います。
- 総合型地域スポーツクラブの地域への定着と成長を支援するため、事業の開催場所と活動の拠点としてクラブハウスの提供を行います。
- 施設のハード面とソフト面の充実を図るために、指定管理者に対し質の高いサービスと効率的な施設運営と管理を求めています。
- 高齢者及び障がい者の健康づくりを推進していくために不安なくスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう環境整備を図っていきます。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳									
体育施設整備 (管財課)	昭和 53 年から借用していた元和泉テニスコートについて、地主から売却希望があったため、市で用地を買い上げました。	用地買取り 決算額 4 億 8,930 万 3 千円	<table><tr><td>一般財源</td><td>2430万円</td><td>5%</td></tr><tr><td>市債</td><td>20000万円</td><td>41%</td></tr><tr><td>基金繰入</td><td>26500万円</td><td>54%</td></tr></table>	一般財源	2430万円	5%	市債	20000万円	41%	基金繰入	26500万円	54%
一般財源	2430万円	5%										
市債	20000万円	41%										
基金繰入	26500万円	54%										
東京国体 (社会教育課)	平成 25 年度スポーツ祭東京 2013（第 68 回 国民体育大会）の実施に向け、実行委員会を組織し、計画的な大会準備を行いながら、国体のための啓発活動や事業を実施しています。	実行委員会開催 1 回 常任委員会開催 2 回 専門部会開催 5 回 国民体育大会関係視察 5 回 イベント等参加による啓発活動 4 回 啓発事業の実施 1 回 ホームページの開設等 決算額 203 万 1 千円	<table><tr><td>一般財源</td><td>203万円</td><td>100%</td></tr></table>	一般財源	203万円	100%						
一般財源	203万円	100%										
体育施設管理運営 (社会教育課)	狛江市内の主な体育施設の管理・運営を指定管理者に委ね、体育施設の提供及びスポーツ・レクリエーションの普及と振興を図っています。	■体育施設を提供 市民総合体育館，テニスコート，市民グラウンド，多摩川緑地公園グラウンド，市民プール，西和泉体育館，西和泉グラウンド，高架下運動広場，元和泉スリーオンスリーコート（P92 参照） 決算額 9,337 万 3 千円	<table><tr><td>自動販売機使用料</td><td>4万円</td><td>0%</td></tr><tr><td>都補助</td><td>3000万円</td><td>32%</td></tr><tr><td>一般財源</td><td>6334万円</td><td>68%</td></tr></table>	自動販売機使用料	4万円	0%	都補助	3000万円	32%	一般財源	6334万円	68%
自動販売機使用料	4万円	0%										
都補助	3000万円	32%										
一般財源	6334万円	68%										

○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

事業（取組み）	概 要	活動状況（H23）	コスト内訳
体育施設維持管理費 （社会教育課）	指定管理者の施設の適正かつ円滑管理のために、体育施設で指定管理者が負担すべきものの以外の費用（50万円以上の備品購入及び施設修繕費等）を市が負担します。	市民総合体育館壁面修理、西和泉グラウンド倉庫解体費、市民総合体育館コインロッカー等の購入費ほか 決算額 347万8千円	 一般財源 348万円 100%

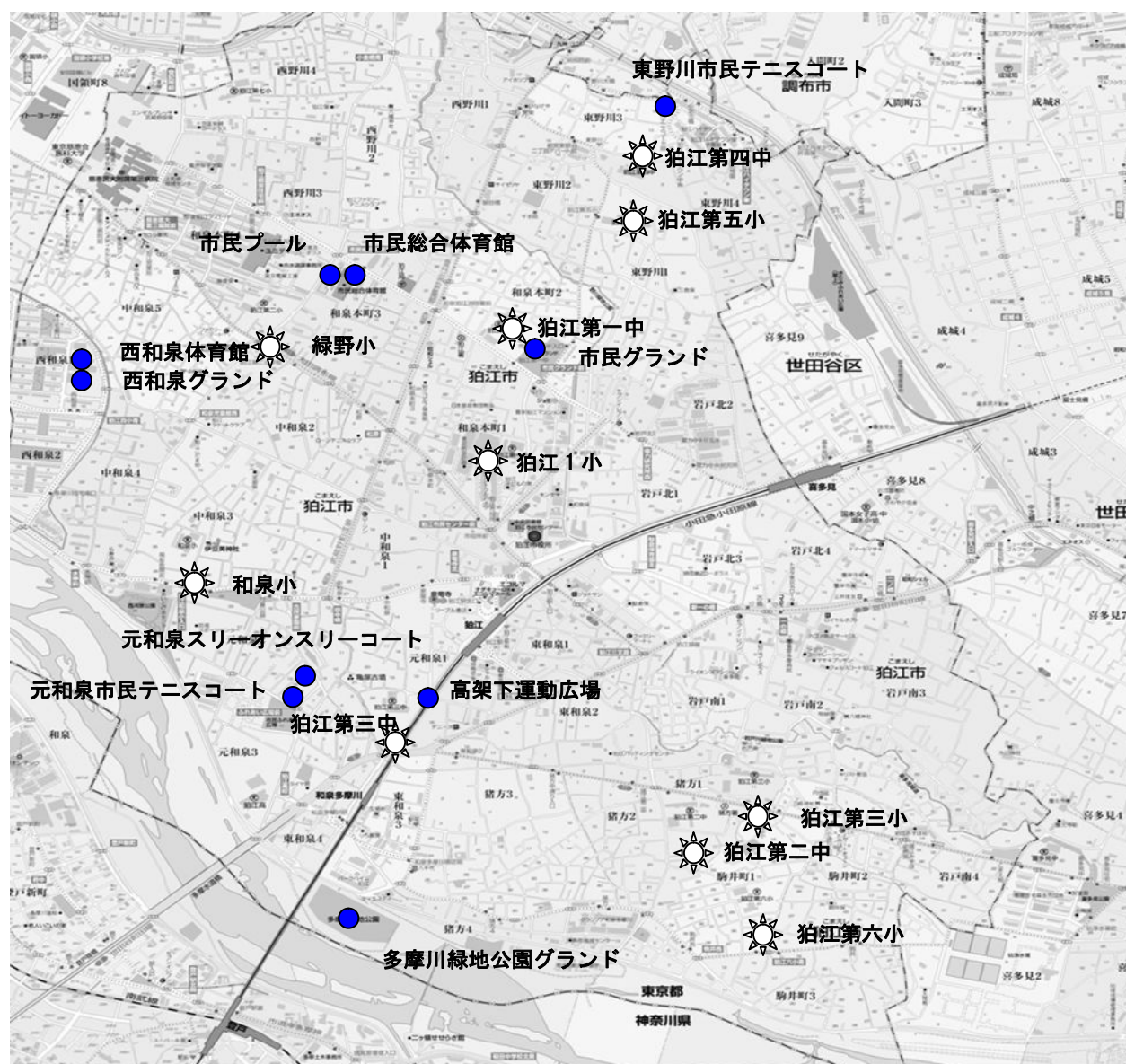
- 社会教育関係団体・施設利用団体登録事務…社会教育活動を行う際、団体登録を行うと社会教育関係団体として施設使用料の減免が受けられます。また、市内の体育施設を貸切利用する際は施設利用団体の登録が必要になります。申請受理後、申請内容の審査、システム登録、登録カードの発行を行っています。
- 学校施設貸出事務及び管理…市民が学校施設を借りる際、貸出端末又は社会教育課窓口で予約をし、市役所に設置してある券売機で使用料を支払い許可書を受け取ります。業務として、学校との調整、貸出日のシステム入力、利用料の出納事務、許可書の発行、鍵開錠業者へ渡すための予約表一覧の作成等を行っています。また、学校施設は管理人が不在なため、事故やトラブルが起こった際は現場対応に当たります。
- 狛江市及び教育委員会の後援名義等使用承認事務…社会教育関係団体登録をしている団体から狛江市及び教育委員会の後援名義等の使用申請があったときは、申請内容を審査し、承認・不承認の決定及び通知の送付を行います。

【施策の成果】

◇狛江市内の体育施設

名称	位置	施設概要
狛江市民総合体育館	和泉本町3-25-1	体育室3室 格技室（床、畳）各1面 トレーニング室 ランニング走路
西和泉体育館	西和泉1-16-1	体育室1室
元和泉市民テニスコート	元和泉2-8-1	全天候型コート4面
東野川市民テニスコート	東野川3-14-10	全天候型コート3面
狛江市民グラウンド	和泉本町2-15-2	多目的運動場1面
西和泉グラウンド	西和泉1-16-1	グラウンド1面
狛江市多摩川緑地公園グラウンド	猪方4-1	野球場2面
高架下運動広場	元和泉1-23-3	バスケットボールリング2基
元和泉スリーオンスリーコート	元和泉2-8-1	バスケットボールリング2基
狛江市民プール	和泉本町3-25-1	一般用プール1 幼児用プール1

【位置図】（体育施設及び施設開放を行っている学校）



○平成 23 年度 体育施設利用実績

市民グラウンド	41,849 人	1,025 件	利用率 52.0%
多摩川緑地公園グラウンド	45,008 人	1,435 件	利用率 51.0%
西和泉グラウンド	18,632 人	956 件	利用率 61.8%
西和泉体育館	20,601 人	1,467 件	利用率 83.8%
市民テニスコート	7,608 人	7,608 件	利用率 93.8%
市民プール	19,260 人	大人	7,413 人
		小人	11,847 人
市民総合体育館	177,959 人	個人開放	大人 51,876 人
		60,945 人	小人 9,069 人
		貸切	
		5,673 件 利用率 68.7%	117,014 人

* 元和泉スリーオンスリーコート・高架下運動広場は管理者がいないため、利用者数のカウントをしていません。

平成 23 年度の各施設利用者の前年度比率は、市民プールを除くとほぼ横ばいとなっています。昨年度は夏場の天気が安定しなかったため、市民プールの利用者数は減少しました。

○平成 23 年度 学校別利用実績（単位：件，％）

学校名	校庭	利用率	体育館	利用率	特別教室	利用率	合計
狛江第一小学校	376	100.0	329	71.7	58	10.4	763
狛江第三小学校	447	99.3	332	62.1	55	10.6	834
狛江第五小学校	326	89.8	237	49.0	－	－	563
狛江第六小学校	488	98.0	323	69.9	－	－	811
和泉小学校	441	99.3	254	52.2	369	25.9	1,064
緑野小学校	378	93.5	289	63.6	1	0.1	668
狛江第一中学校	18	78.3	147	70.3	0	0	165
狛江第二中学校	31	83.8	173	77.9	－	－	204
狛江第三中学校	37	68.5	175	78.1	－	－	212
狛江第四中学校	0	0	101	53.7	－	－	101
合 計	2,542		2,360		483		5,385

＊「－」は一般貸出を行っていません。

○ 狛江第二中学校については平成 23 年 8 月に屋内運動場棟が完成したため 9 月から体育館の一般貸出を行っています。また、平成 24 年 2 月に武道場棟が完成したため平成 24 年度からは武道場と多目的室の一般貸出を夏季期間はプールの一般開放を開始する予定です。

第 68 回国民体育大会

平成 25 年に開催される第 68 回国民体育大会は、東京都で 54 年ぶりに開催される国民体育大会です。狛江市では、9 月 29 日・30 日にバレーボール少年男子競技を狛江市民総合体育館で開催します。この国民体育大会を盛り上げるために、様々な啓発事業を実施しています。

☆実施方針

第 68 回国民体育大会は、東京都の開催方針に基づき、狛江市民が様々な角度から参画・協働することを通じて、全国から集う大会参加者とともに遊びや感動を分かち合える、魅力ある大会運営を目指す。

また、本大会を契機として、市民のスポーツへの関心を高め、より一層のスポーツ活動の普及・展開による、明るく活力に満ちたまちづくりに寄与するとともに、本大会を通して、第 3 次基本構想に掲げる「私たちがつくる水と緑のまち」狛江市を全国に発信することを目指す。



☆実行委員会と市民ボランティア

第 68 回国民体育大会は、実施方針にも掲げているように、行政と市民が参画・協働し、作りあげていく大会です。そのため、各種団体の代表者（平成 24 年 3 月 31 日現在 91 名）で実行委員会を組織し、様々な意見をいただき、大会運営に反映させています。

また、大会実施に当たり平成 24 年 8 月 25 日に実施する国民体育大会リハーサル大会（第 67 回国民体育大会関東ブロック大会）では、約 150 名の市民ボランティアが大会運営に携わります。

☆第 68 回国民体育大会・スポーツ祭東京 2013 にむけて

第 68 回国民体育大会・スポーツ祭東京 2013 の開催に向けて様々な取り組みを行っています。

【平成 23 年度】

- 1 第 68 回国民体育大会狛江市実行委員会ホームページの開設 (<http://www.komae-kokutai2013.jp/>)
…国体に関する情報や様々な取り組みを最新でアップしています。

- 2 東京多摩国体開催記念 狛江市スポーツ GOMI 拾い大会の実施

…平成 24 年 3 月 17 日に国民体育大会の啓発と、青少年会議で子ども達から出た「狛江のまちをきれいにしたい。」といった意見を具現化した拾ったゴミの重量や内容で順位を競う「スポーツ GOMI 拾い大会」を実施しました。24 チーム 102 名の参加があり、最終的には 233.5kg のゴミが集まりました。

また、ゴミを計量している間に、国民体育大会マスコットキャラクターゆりーと司会者との掛け合い形式で国民体育大会の説明をし、参加者への理解を求めました。



- 3 東京マラソンの参加…国民体育大会の開催を東京中にアピールするため各市区町村の職員がゆりーとに扮して東京マラソンに参加しました。



【平成 24 年度】

イベント参加による啓発活動…7 月 15 日開催のいかだレースに国民体育大会ブースを設置し、子ども達への国民体育大会の啓発と国民体育大会リハーサル大会に展示するため「ぬりえコーナー」を開設しました。

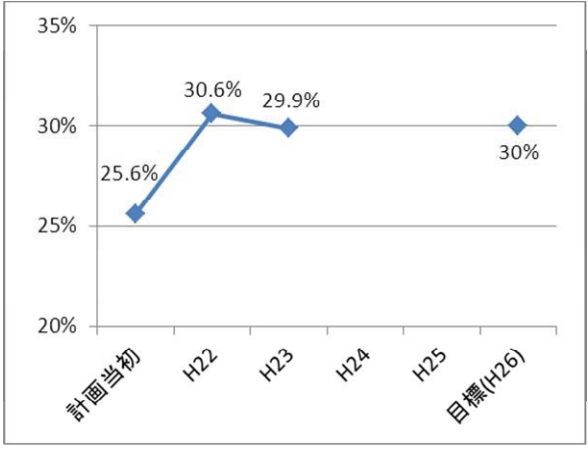
また、第 68 回国民体育大会・第 13 回全国障害者スポーツ大会のロゴに合わせて 13 位と 68 位に「ゆりーと賞」を授与しました。

☆花いっぱい運動の展開…狛江市内外から訪れる方を花いっぱいのまちで歓迎するため、狛江市立小・中学校の児童・生徒に 1 クラス 1 プランターずつ花の栽培をお願いしました。8 月 25 日に開催される国民体育大会リハーサル大会の会場に 150 個のプランターを並べ選手や応援者をお迎えする予定です。



☆競技会場の整備…平成 25 年度に国民体育大会の競技会場となる市民総合体育館第一体育室の床面の張替えと照明の改修工事を行いました。

▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況														
市内にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる施設が充実していると思う市民の割合	未達成	 <table><tr><th>年度</th><th>割合 (%)</th></tr><tr><td>計画当初</td><td>25.6%</td></tr><tr><td>H22</td><td>30.6%</td></tr><tr><td>H23</td><td>29.9%</td></tr><tr><td>H24</td><td></td></tr><tr><td>H25</td><td></td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>30%</td></tr></table>	年度	割合 (%)	計画当初	25.6%	H22	30.6%	H23	29.9%	H24		H25		目標(H26)	30%
年度	割合 (%)															
計画当初	25.6%															
H22	30.6%															
H23	29.9%															
H24																
H25																
目標(H26)	30%															
指標の考え方																
市内にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる施設が充実していると思う市民の割合を市民アンケート※により測るものです。設問に対し、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と答えた人の割合を 30%まで引き上げることがめざします。 ※市民アンケート …平成 24 年 4 月に、18 歳以上の無作為抽出した市民 2,500 人を対象に行い、959 人（回答率 38.3%）。に回答をいただきました。																

◆施策中項目の評価

進捗状況

E

未だ目標を達成している項目はない。

この施策中項目に設定されている2つの指標のいずれも、まだ26年度までの目標に達していません。

■今後の課題

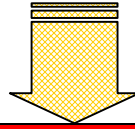
■ スポーツ・レクリエーション活動の推進

この施策に設定している成果指標について、『日常的にスポーツ・レクリエーション活動を行う市民の割合を平成26年度までに50%にする』という目標を掲げていますが、この目標を達成するためには、スポーツに無関心な人達をどのようにして取り込んでいくかが課題となります。

新しく設立した総合型地域スポーツクラブは、スポーツと文化活動といった異文化事業を同一クラブ内で実施しています。様々な活動を通じて形成されたコミュニティの相互交流を推進していくことにより、スポーツへの喚起を図っていきます。

■ スポーツ・レクリエーション環境の整備

- (1) 市民のスポーツ・レクリエーション活動を行う人が増えれば施設の利用率が上がり、利用したい時に施設が使えないといったことが考えられます。新たな施設確保は困難と思われるため、現存の施設をいかに効率的に運用していくかが課題になります。
- (2) 既存施設の経年による老朽化は免れることはできません。改修計画を立て順次改修を行っていく必要があります。
- (3) 平成23年度に学校施設利用料の有料化を実施しましたが、校舎の建築年数により学校間の施設設備に差が出ています。古い施設については施設を整備していく必要があります。



◆施策に関する外部評価委員会の提言と市の回答

【外部評価委員会の総評】

この施策においても、他の施策と同じく地域との繋がりは大変重要である。その意味で、狛江第二中学校のダブルダッチ部などは、地域の人材を活用したスポーツ振興により、市のPRまでできている好例と言える。

また、今後、地域との繋がりで重要な位置を占めることが期待されるのが、総合型地域スポーツ・文化クラブ（愛称：狛○（こまわ）くらぶ）である。この施策の理想は、総合型地域スポーツクラブに入会した人が、やがてクラブを支える側になり、その層が厚くなって、組織化が図られる。さらに、その組織化した団体が発展し、指定管理者として市のスポーツ施設全般の管理運営を行うことにより、市のスポーツ施策全般の核となることが理想である。

現在の「狛○（こまわ）くらぶ」は、まだ発足したばかりであり、不足しているところもあることから、今後、狛江市は「狛○（こまわ）くらぶ」が市のスポーツ施策の核となるための機能強化に向けた支援を行っていくべきである。また、その前提として、狛江市のスポーツ施策のあり方を市として十分に検討していただきたい。

なお、この施策の現状においては、施策における基礎データの把握が不十分に感じられた。効率良く施策を推進するためには、その施策に関する基礎データの分析・活用が不可欠である。ここでは、層別・地域別の分析など、まずは十分な現状把握に努めていただきたい。

【外部評価委員会の総評に関する市の考え】

「狛○（こまわ）くらぶ」は、市民ボランティアによって運営されており、現在安定的な運営を目指し活動を開始したところです。市にとって重要な役割を担う組織であることを市とクラブ運営者が共に認識し、将来的ビジョンに向けた支援を行っていく必要があると考えます。そのために、より効果的に施策を展開できるよう検討を続けるとともに、クラブとの一層の連携を図っていきます。また、基礎データの分析・活用に向けては、体育施設指定管理者と調整を図っていきます。

◆指摘事項

①目標と行政活動のズレ

提言内容	施策目標ではレクリエーションが加わり、「狛○（こまわ）くらぶ」では文化が加わるなど、行政活動と施策目標の間にズレが生じている。「狛○（こまわ）くらぶ」が発展途上であることも踏まえ、この施策における施策目標も「狛○（こまわ）くらぶ」も、まずはスポーツに絞って取り組んでいくことが必要ではないか。
市の回答	「狛○（こまわ）くらぶ」は、スポーツを行う・行わないに関わらず全ての人にとって、地域の交流の場であり、生涯学習の活動拠点であるべきといった考えのもと創設されました。すでに市民にはスポーツと文化の融合クラブとして認識されています。文化活動の横でスポーツ活動を行っているのでスポーツに関心のなかった方がスポーツに興味を持ちスポーツ活動にも参加するといった一面を狛江市のスポーツクラブの特徴として活かしていければと考えます。

②総合型地域スポーツ・文化クラブ（愛称：狛○（こまわ）くらぶ）

提言内容	・組織形態は、NPO法人などが総合型地域スポーツクラブを担っている他市の事例も踏まえ、研究していただきたい。 ・高齢者や障がい者も含め、地域全体のスポーツを考えていただきたい。 ・発展途上である現段階においては、市として責任を持って企画・運営していただきたい。 ・地域主導でスポーツ施策が推進されていくためにも、スポーツ指導者などの人材データバンクを作成する際は、「狛○（こまわ）くらぶ」が中心となって活動していただきたい。
市の回答	・他市の組織形態や運営方法等の調査・研究を行い安定したクラブ運営への方策を検討していきます。 ・高齢者や障がい者の方を含め、誰もがよりスポーツを楽しむことが出来る場となるよう、連携等をしながら進めていきます。 ・将来的には「狛○（こまわ）くらぶ」が市のスポーツ施策の中核となるよう、支援、連携を図っていきます。 ・人材データバンク制度の構築については、「狛○（こまわ）くらぶ」を含め、関係機関と協議をしていきます。

③国体後のスポーツ振興	
提言内容	国体後のスポーツ振興にあたっては、審判として養成した市民も活用していくことも検討していただきたい。
市の回答	国体終了後も取得した審判資格を生かし、市民体育大会等への協力をお願いしていきます。
④高齢者のスポーツ	
提言内容	高齢者のスポーツについては、特に地域に出てきてもらうことを主眼にしていくべきである。
市の回答	高齢者のスポーツ振興については、身近で気楽に参加できるスポーツの場の提供が必要と考えています。体育施設に関わらず、学校や地域センター等を活用した事業を検討していきます。
⑤施設の利用状況	
提言内容	施設の利用状況について、管理者がいないから利用状況が分からない、ということでは、市民への説明責任は全く果たされないことになる。現在、管理者が不在の施設についても、一定の時間や期間の利用状況から全体を予測するなど、状況把握に努めていただきたい。
市の回答	時期、時間帯、曜日等を勘案しながら、通年で利用状況等が把握できるよう努めます。

7-1-2 地域産業の活性化

■現況と課題 ※計画策定時（H22.2）

市内の商工業は中小規模の事業所が多いことから、グローバル化*¹の拡大等による社会構造の変化により、個人経営者による事業所や建設業、製造業が大きく減少しています。

市ではこれまで小口事業資金融資あっ旋や景気対策事業資金融資あっ旋等の補助対策や商工会と連携した研修等の経営支援を行ってきました。

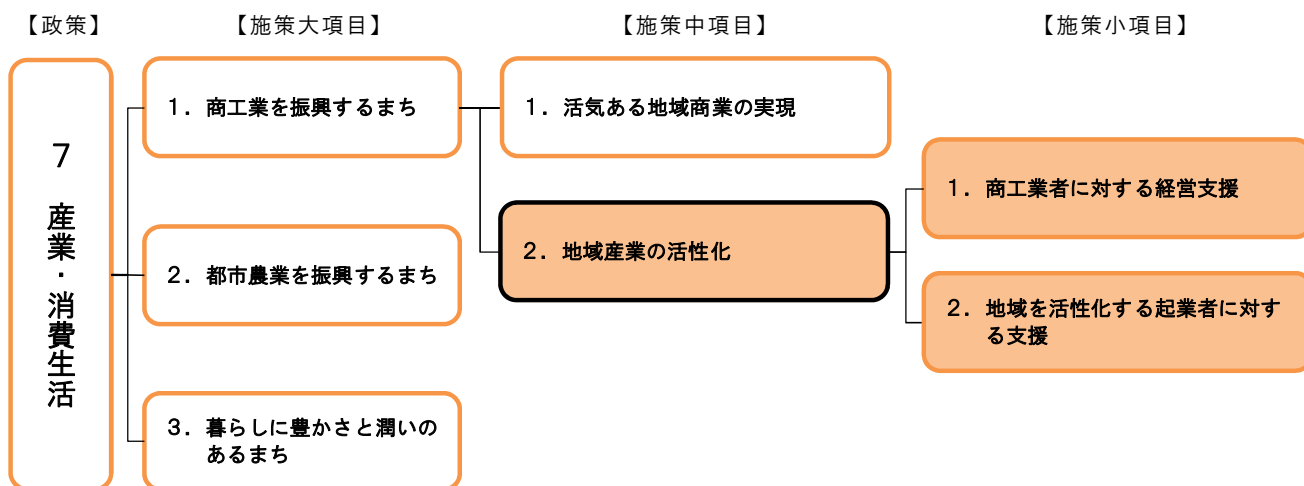
今後は、事業資金の融資あっ旋制度を見直し、充実を図ることにより市内商工業者の経営の安定化を図るとともに、財政的な支援だけでなく、空き店舗の貸出し等場所的な支援による起業者の支援を進めることが必要となります。また、産業の振興にあたっては、狭い地域の住宅都市であるという地域特性や、これまで大切にしてきた水と緑に配慮をする必要があります。あわせて、経営者の高齢化と後継者不足という問題を解消するため若手商人リーダー育成事業等人材育成・活用を図るとともに、事業者の連携による新製品開発等小規模事業者への経営支援の強化にも取り組む必要があります。

（*¹社会の様々な関係が国境を越え、世界規模で深まっていくこと。）

【計画策定時（H22.2）からの状況の変化】

- ・リーマンショック後、やや経済状況も回復がみられ、多少上向くかと思われたところに、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災や福島第一原発の事故によって一気に経済状況が冷え込み、生産・流通への打撃、その他風評被害等は、地域経済に多大な影響を与え、今現在も非常に厳しい経営環境となっています。また、欧州における政府債務危機が金融システムへの懸念につながり、金融資本市場に影響を及ぼしたことで、日本の景気は更に下押しされました。
- ・平成 24 年 3 月 7 日に、狛江市空き店舗情報検索のホームページを開設しました。

■施策体系



【施策の構成】

この施策では、市内の地域産業の支援に関することを取り扱っています。

このうち、「1. 商工業者に対する経営支援」では、市内の事業者に対する経営面での支援を扱っています。また、「2. 地域を活性化する起業者に対する支援」では、対象を新規の起業者に絞り、狛江市内における起業を促進するための施策について取り扱っています。

1. 商工業者に対する経営支援

めざす姿

「市内の商工業者の経営が安定しています。」

【施策の方向性】

市内の小規模商工業者の経営支援に向けて、融資あっ旋、利子補給等の財政支援や小規模事業者の出会いの場の創出や新製品開発等の経営相談、事業者の体質を強化するための経営診断や経営指導等を商工会と連携して実施します。あわせて、若手商人リーダーを育成するための取り組みを商工会と連携して実施します。

【施策展開の方針とその考え方】

- 従業員数 20 人以下の小規模企業者を対象としていた小口事業資金を、より多くの事業者が利用できるようにするため、平成 22 年度より、対象を従業員数 300 人以下の中小企業者まで広げることとし、あわせて融資あっ旋限度額、償還期間についても拡充しており、今後も長期かつ低利の融資あっ旋及び利子補給を継続します。
- 小規模企業者への安定的な資金調達を促進し、経営の安定を図ることを目的として、平成 22 年度より小口零細企業事業資金を創設しており、今後も長期かつ低利の融資あっ旋及び利子補給を継続します。
- 不況対策として通常の融資制度の利用が困難な事業者に対して、無担保・無保証人・無信用保証の株式会社日本政策金融公庫「小規模事業者経営改善資金融資」を受けた融資利子に対し、利子補給補助を今後も継続し、経営困難の克服を図ります。
- 平成 23 年は、東日本大震災により事業活動に影響を受け、資金繰りに支障をきたしている市内の中小企業者に対応するため、東日本大震災特別支援資金を融資あっ旋を実施しており、今後も通常の融資あっ旋に加え、その時々々の経済状況に応じた「特別支援資金融資あっ旋」に取り組みます。

【施策に関連する取り組みの概要】

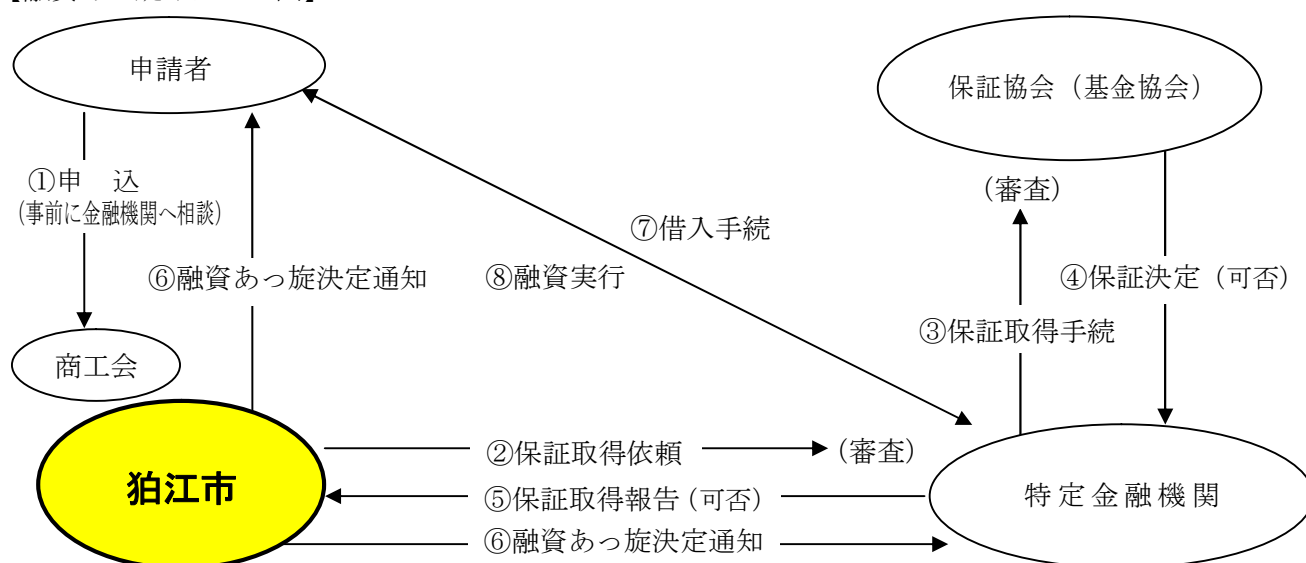
○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
勤労者互助会補助 （地域活性課）	小規模事業所に勤務する勤労者の福利厚生の増進を図るため、狛江市勤労者互助会に対して、事務費と、事業費の一部補助を行っています。 ○事業所数…172 事業所 ○会員数…631 人	●福利厚生事業 ・バスツアー 3 件 ・観劇会等 38 件 ・連合会等合同事業 1 件 ●福利厚生助成事業 ・人間ドック補助事業 4 人 ・健康診断補助事業114 人 ・宿泊施設利用券事業等（連合会による統一契約施設の利用券等の配布） ・共済給付事業 55 件 決算額 337 万 2 千円	 一般財源 337万円 100%
小口事業資金融資あっ旋 （地域活性課）	中小企業者等を対象に、事業経営に必要な資金を融資あっ旋することで、健全な経営活動を促進し、経営安定化を図ります。	◇小口事業資金 運転 13 件・設備 2 件 ◇小口零細企業事業資金 運転 26 件・設備 4 件 ◇東日本大震災特別支援資金 運転 7 件 決算額 1,303 万 6 千円	 一般財源 1304万円 100%

○その他基礎的な取組み（基礎的な事業や日常業務における取組み）

- 勤労者互助会補助金手続事務等を行っています。
- 融資あっ旋に関しての相談、問い合わせ対応を随時行っています。
- 融資あっ旋に伴う利子補給補助金、信用保証料補助金の手続事務等を行っています。
- 東京信用保証協会が制度融資に係る代位弁済を行った場合、信用保険で填補されない部分についての補助を東京都で行っており、狛江市が実施する制度融資・融資あっ旋も含まれているため、融資あっ旋メニューの新設・改正等を実施する場合には、東京都に対する事前協議を行っています。
- 融資あっ旋を実施するにあたり、融資を実行する特定金融機関と融資金利率の調整等を行い、契約を締結しています。
- 「セーフティネット保証」の指定業種に基づく、中小企業信用保険法第2条第4項第5号の認定事務を行っています。

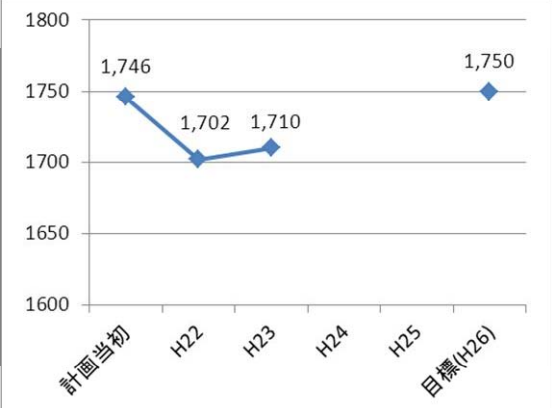
【融資あっ旋イメージ図】



【施策の成果】

- 狛江市勤労者互助会の加入状況は、平成23年度で事業所数172件、会員数631人となっており、市内小規模事業所・市外の小規模事業所に勤務する市民に対して各種福利厚生事業が実施されました。
- 小口事業資金では15件で1億310万7千円、小口零細企業事業資金（運転・設備資金）では30件で8,982万円、東日本大震災特別支援資金では7件で3,150万円の融資あっ旋を実施しました。

▽施策の進捗状況

施策成果指標	達成度	進捗状況												
法人市民税納税義務者数	未達成	 <table><caption>法人市民税納税義務者数の推移</caption><thead><tr><th>年度</th><th>納税義務者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>計画当初</td><td>1,746</td></tr><tr><td>H22</td><td>1,702</td></tr><tr><td>H23</td><td>1,710</td></tr><tr><td>H24</td><td>1,750</td></tr><tr><td>目標(H26)</td><td>1,750</td></tr></tbody></table>	年度	納税義務者数	計画当初	1,746	H22	1,702	H23	1,710	H24	1,750	目標(H26)	1,750
年度	納税義務者数													
計画当初	1,746													
H22	1,702													
H23	1,710													
H24	1,750													
目標(H26)	1,750													
指標の考え方														
市内の法人の件数の目安として、狛江市内に事務所・事業所を有する法人等に課税される「法人市民税」の納税義務者数を指標としています。目標値は、計画当初の水準の「維持」として、1,750 件としています。														

2. 地域を活性化する起業家に対する支援

めざす姿

「狛江の地域性に合った起業がなされています。」

【施策の方向性】

地域経済の活性化や雇用機会の創出に向けて、起業家支援のための融資あっ旋制度等財政的支援、空き店舗の貸出しや空き施設の利用によるインキュベーション施設^{*1}の充実等ハード面からの支援、商工会と連携した起業相談の充実等ソフト面からの支援を行い、起業しやすい環境を整備します。

(^{*1}ベンチャー企業等の起業家の育成を目的とした研究開発型の期限付賃貸オフィススペース等のこと。)

【施策展開の方針とその考え方】

- 平成 22 年度から、小口事業資金及び小口零細企業事業資金において、市内で事業を営もうとする起業家若しくは市内で事業開始後 1 年未満の事業者に対する資金使途として、「創業資金」を設けており、今後も長期かつ低利の融資あっ旋及び利子補給を継続します。
- 狛江市における空き店舗の現状及び地域ごとの不足業種の現状を把握するとともに、空き店舗の利用を促進し、地域商業等活性化の参考とするため、情報を収集、分析し、狛江で開店や起業を検討している方に空き店舗情報を発信するホームページを作成しており、今後も継続的に空き店舗情報を発信します。
- 狛江市商工会において、ホームページ等で起業手続きの紹介や相談の受付を行っているため、積極的な情報交換・情報共有を行い、起業家に対し連携した応援体制を推進します。
- 狛江市空き店舗実態調査報告書を検証し、狛江市商工会と連携して、空き店舗を活用したインキュベーション施設導入に対する研究を継続します。

【施策に関連する取組みの概要】

○政策的に取り組んでいる事業（実施計画事業）

事業	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
創業支援資金融資あっ旋 (地域活性課)	市内で創業又は創業後 1 年未満の中小企業者を対象に、事業経営に必要な資金を融資あっ旋することで、健全な経営活動を促進し、経営安定化を図ります。	小口零細企業事業資金：創業 10 件 決算額 108 万 6 千円	
インキュベーション施設の検討 (地域活性課)	研究中	決算額 —	

○その他基礎的な取組み（実施計画事業以外の事業や取組み）

事業（取組み）	概要	活動状況（H23）	コスト内訳
市内空き店舗実態調査 (地域活性課)	市内空き店舗の現状及び地域ごとの不足業種の現状を把握するとともに、空き店舗の利用を促進し、地域商業等活性化の参考とするため、情報を収集、分析し、狛江で開店や起業を検討している方に空き店舗情報を発信するホームページを作成しました。	報告書の作成、公表 空き店舗情報検索ホームページ開設 決算額 439 万 9 千円	

- 融資あっ旋に関しての相談、問い合わせ対応を随時行っています。
- 融資あっ旋に伴う利子補給補助金、信用保証料補助金の手続事務等を行っています。
- 東京信用保証協会が制度融資に係る代位弁済を行った場合、信用保険で填補されない部分についての補助を東京都で行っており、狛江市が実施する制度融資・融資あっせんも含まれているため、融資あっ旋メニューの新設・改正等を実施する場合には、東京都に対する事前協議を行っています。
- 融資あっ旋を実施するにあたり、融資を実行する特定金融機関と融資金利率の調整等を行い、契約を締結しています。
- 狛江市空き店舗情報検索システムへの登録手続き及び更新処理を行っています。

空き店舗情報検索システム <http://www.komae-store.com/>

狛江市空き店舗情報検索

狛江市内の空き店舗情報をお届けします。



ホーム エリアから検索 お問い合わせ サイトマップ 利用上の注意

物件検索

ご希望の種別を選択して下さい *必須

種別選択
以下ご希望の条件を選択して物件検索ボタンを押して下さい

駅選択
路線選択
駅選択

エリア
指定なし

駅歩分
指定なし

築年数
指定なし

面積
下限なし
～
上限なし

物件検索

更新情報

2012年3月7日 サイト オープン

登録物件



岩戸北 1 丁目 102
11万円 1R
狛江市岩戸北1-10-6
小田急小田原線狛江駅

→物件詳細



岩戸北 1 丁目 101
21万円 1R
狛江市岩戸北1-10-6
小田急小田原線狛江駅

→物件詳細



岩戸北 4 丁目 1F
14.175万円 1R
狛江市岩戸北4-13-19
小田急小田原線喜多見駅

→物件詳細



和泉本町 3 丁目 3F
20万円 1R
狛江市和泉本町3-1-10
小田急小田原線狛江駅

→物件詳細



和泉本町 3 丁目 2F
20万円 1R
狛江市和泉本町3-1-10
小田急小田原線狛江駅

→物件詳細



元和泉 1 丁目 2F
82.23万円 1R
狛江市元和泉1-4-4
小田急小田原線狛江駅

→物件詳細



和泉本町 4 丁目 302
29.06万円 1R
狛江市和泉本町4-2-13
小田急小田原線狛江駅

→物件詳細



和泉本町 4 丁目 301
21.77万円 1R
狛江市和泉本町4-2-13
小田急小田原線狛江駅

→物件詳細



和泉本町 4 丁目 202
31.13万円 1R
狛江市和泉本町4-2-13
小田急小田原線狛江駅

→物件詳細



和泉本町 4 丁目 201
23.32万円 1R
狛江市和泉本町4-2-13
小田急小田原線狛江駅

→物件詳細

リンク

○ 社団法人東京都宅地建物取引業協会 調布狛江支部 ←本サイトで掲載している情報以外にもご覧になれます。

Get Adobe Reader
Adobe Readerとは、どんなパソコン環境でもAdobe Portable Document Format (PDF) ファイルを表示・印刷することができる閲覧ソフトです。

利用上の注意

※空き店舗の詳細等につきましては、各物件詳細に掲載されている「連絡先」にお問合せください。

※情報の更新は随時行っておりますが、掲載内容の変更、または成約済となっている場合がありますので、ご注意ください。

※市は、商店街等の活性化を図るため、『狛江市空き店舗情報』に市内の空き店舗物件情報の掲載を行い、情報の提供をするもので、物件の仲介・斡旋等の行為は行いません。また契約の際の交渉等についても関与しません。

※物件の所有者または管理者と利用希望者の間での交渉・契約等により生じたトラブル等については当事者間で解決してください。掲載している情報により発生したトラブル等について、市は一切の責任を負わないものとします。

制作者

狛江市役所 市民生活部 地域活性化課 地域振興係
TEL：03-3430-1111(代表) FAX：03-3480-6870

■市内の空き店舗の状況（地域別）

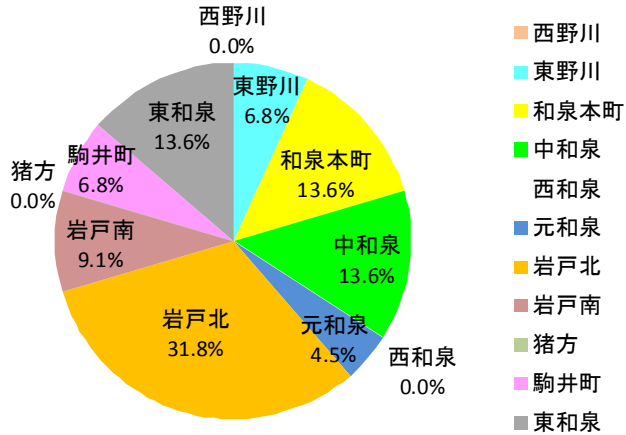
▽空き店舗率

地域名	店舗数	空き店舗数	割合(%)
西野川	86	0	0.00%
東野川	130	3	2.31%
和泉本町	329	6	1.82%
中和泉	397	6	1.51%
西和泉	1	0	0.00%
元和泉	105	2	1.90%
岩戸北	261	14	5.36%
岩戸南	178	4	2.25%
猪方	95	0	0.00%
駒井町	54	3	5.56%
東和泉	371	6	1.62%
合計	2007	44	2.19%

空き店舗率の比率が高い地域は、駒井町と岩戸北でした。一方で、空き店舗を確認できなかった地域は、西野川、西和泉、猪方でした。

（狛江市空き店舗実態調査報告書より抜粋）

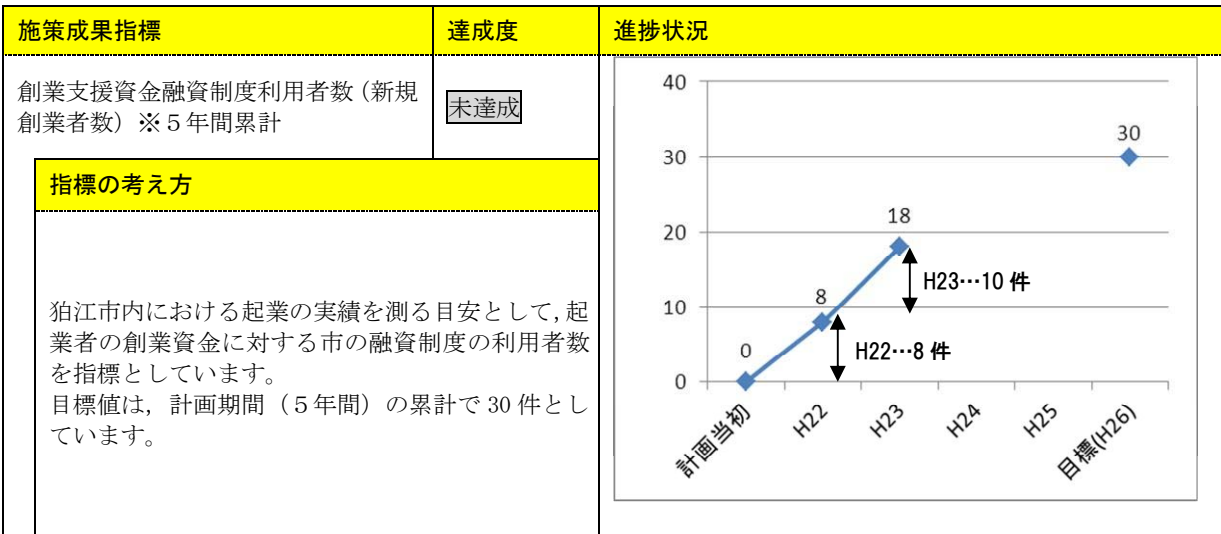
■市内の店舗に占める空き店舗率（地域別）



【施策の成果】

- 小口零細企業事業資金（創業資金）において、10 件 3,300 万円の融資あっ旋を実施しました。
- 狛江市空き店舗実態調査において空き店舗であることが確認された 44 件のうち、狛江市空き店舗情報検索システムに情報の掲載を希望した物件は当初 10 件でしたが、その後、契約済及び契約進行中の理由により 6 件の登録が抹消、1 件が追加され、現在は 5 件が掲載されています。

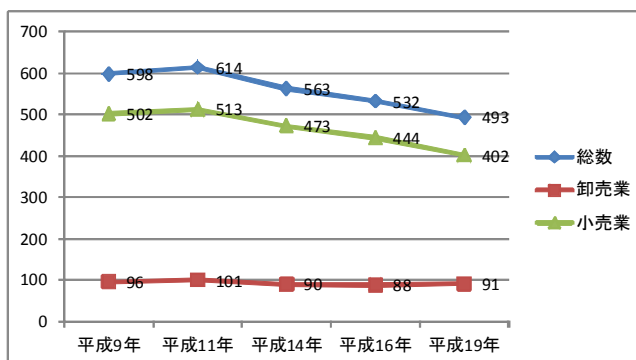
▽施策の進捗状況



基礎資料

■市内の事業所数の推移（商業統計調査より）

	総数	卸売業	小売業
平成 9 年	598	96	502
平成 11 年	614	101	513
平成 14 年	563	90	473
平成 16 年	532	88	444
平成 19 年	493	91	402



■商工会の状況（平成 24 年度）

▽体制 会長 1 名，副会長 2 名，理事 24 名，監事 2 名，顧問 1 名

会員 938 名（H24. 12. 18 現在） 商業部会 623 名，工業部会 315 名

【事務局】 参事 1 名，事務局長 1 名，支援課長 1 名，経営指導員 2 名，記帳相談員 1 名，業務支援員 1 名，臨時職員 1 名

▽目的 その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り，あわせて社会一般の福祉の増進に資すること（商工会法第 3 条より）

▽事業の範囲 商工会法第 11 条に基づく事業。

▽実施している事業

1. 経営改善普及事業

経営指導員による相談支援事業，記帳相談員による相談支援事業，専門相談員（コンサルタント等）による相談支援事業，施策普及事業，多摩地域商業便利度向上事業

2. 地域総合事業

市民まつり事業，商業振興事業，工業・建設振興事業，労務対策事業，情報対策事業，記帳機械化対策事業，IT活用推進事業（コマエリア，こまほっと運営），東京都地域中小企業応援ファンド事業・応援ナビゲーター事業，窓口封筒作成事業，中小企業景況調査事業，女性部活動事業，青年部活動事業

◆施策中項目の評価

進捗状況

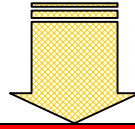
E

未だ目標を達成している項目はない。

この施策中項目に設定されている2つの指標のいずれも、まだ26年度までの目標に達していません。

■今後の課題

- ・勤労者互助会補助については、市内中小企業者等の福利厚生団体として重要な役割を担っているものの、事業財源の3割程度が市補助であることから、独自財源確保による運営を目指し、会員増加策等を検討します。
- ・小口事業資金融資あっ旋については、東日本大震災や円高等、長引く景気低迷により需要は継続しており、22年度と比較して件数も増加していることから、引き続き長期かつ低利の融資あっ旋を継続していく必要があります。
- ・創業資金融資あっ旋については、22年度より件数も微増しており、23年度に構築した狛江市空き店舗情報検索システムを市内不動産業者に対し周知するとともに、今後も狛江市商工会と連携を図り、空き店舗対策にも繋がるよう推進する必要があります。
- ・インキュベーション施設の検討については、狛江市空き店舗実態調査報告書を検証し、狛江市商工会と連携して、空き店舗を活用したインキュベーション施設導入に対する研究を継続する必要があります。



◆施策に関する外部評価委員会の提言と市の回答

【外部評価委員会の総評】

「地域産業の活性化」という施策名称であるが、この名称から市民や委員会が抱くイメージと市が取り組んでいる内容の間には、大きなズレがある。本来、「地域産業」という言葉は商工業に限らず、農業や雇用にも関連する非常に多様な活動を含む概念であり、市民生活部のみならず、市全体を挙げて考えなくてはならない事柄である。しかしながら、この施策で現状市が行っているのは、あくまで中小企業の経営支援であり、本来「地域産業」を育成するにあたり必要なビジョンやグランドデザインは未だ描けていない。

今後、地域産業全体の活性化を目指すのであれば、市全体を俯瞰したビジョンやグランドデザインの検討から始めていただきたい。また、若手商人リーダーの育成など、施策の根幹に関わる後継者の育成については、可能な限り早急に取り組むべき課題である。

ただし、この施策の現状において、市の取組みの柱となっている商工業者に向けた融資あっ旋については、予算の執行状況等から見て、必要とする事業者にそのサービスがしっかりと行き渡っていると言える。また、その返済に焦げ付きがほとんど見られず、市の事業として一定の成果を挙げていることは高く評価できる。

【外部評価委員会の総評に関する市の考え】

施策中項目である「地域産業の活性化」では、商工業者のみを対象とした施策となっていますが、上位である施策大項目においては、商工業振興とともに農業振興も対象としており、地域産業全体の活性化を目指し、全ての施策を平行して推進しております。

地域産業の担い手となる後継者育成については、現在商工会の青年部に対し財政的支援を行っているところではありますが、商店街振興プラン等に基づき、今後も商工会と連携し、後継者育成に資する施策を展開する必要があると考えています。

◆指摘事項

①商工会

提言内容	今後、地域の商工業を活性化するためには、現状の市の体制では不十分であり、商工会についても機能強化が必要である。市の商業振興は商工会が主導していくべきとの立場から、適切な役割分担のもと、市は商工会の体制・機能の強化を促すよう支援していく必要がある。
市の回答	現在、市より商工会に対して、運営管理等補助金を支出し、財政的支援を柱としており、市の役割は商工業振興の後方支援であると考えています。今後についても商工会が主体又は窓口となって積極的な商工振興が行われ、市は商工会との積極的な情報共有を図るなど、連携の強化に繋がる取組みを思索しながら、商工会の体制強化に繋がる必要な支援を検討していく必要があると考えています。

②農業との連携

提言内容	商業の活性化に向け、特に農業（地元農家・特産物）と更なる連携を図っていただきたい。
市の回答	商業、農業それぞれの商品の付加価値を高め、相乗効果を生める施策を検討する必要があると考えています。商工会及びJ Aマインズの要望等を的確に捉え、交流する場を設けることや、狛江元気わくわく事業での連携、狛江市観光協会による推奨商品の拡充等を通じて、商業の活性化に取り組んでいきます。

③空き店舗検索サイト

提
言
内
容

ページに含まれる情報が不足している。希望業種などサイトに必要な情報を精査し、掲載していくべきである。

市
の
回
答

現行制度を改正し、事業にも使用できる住居用物件も掲載できるようにすることで、登録物件数の拡充を目指すとともに、サイト運営を継続する中で、要望を踏まえた掲載内容の改善にも取り組んでいきます。

参 考

登録番号 H24－36

狛江市施策レポート

(平成 23 年度実施施策)

平成 25 年 3 月発行

発 行 狛江市
編 集 狛江市企画財政部政策室
狛江市和泉本町 1 丁目 1 番 5 号
電話 03(3430)1111
印 刷 庁内印刷
頒布価格 170 円

平成 24 年度
狛江市外部評価委員会提言書

狛江市外部評価委員会
平成 24 年 12 月

目 次

1. はじめに	1
2. 委員会の提言について	2
1) 全体に関する事	2
2) 地域の魅力を高めるまちづくり（企画財政部）	4
3) 交通安全対策の充実（総務部）	6
4) 地域産業の活性化（市民生活部）	7
5) 地域福祉の充実（福祉保健部）	8
6) 青少年の自立と社会参加（児童青少年部）	10
7) 安全で快適な交通環境の実現（建設環境部）	11
8) スポーツ・レクリエーションの振興（教育委員会教育部）	12
3. おわりに	14
4. 参考資料	15

1. はじめに

狛江市の外部評価は、昨年度に引き続き、本年度で2年目となる。

「市民の視点に立った成果重視の市政運営を目指す」ことを目的として導入された外部評価制度の中で、本委員会は「市の行政活動についての最終的な評価は、市民によって行われるべき」との基本的な考え方のもと、「市民による行政の評価に役立つ材料を提供するとともに、施策の効果を高めるための提言」を行ってきた。

本年度は、4回の本委員会に加え、2グループに分かれて計6回のワーキンググループ（担当部ヒアリング）を開催し、①地域の魅力を高めるまちづくり（企画財政部）、②交通安全対策の充実（総務部）、③地域産業の活性化（市民生活部）、④地域福祉の充実（福祉保健部）、⑤青少年の自立と社会参加（児童青少年部）、⑥安全で快適な交通環境の実現（建設環境部）、⑦スポーツ・レクリエーションの振興（教育委員会教育部）の7施策において、提言を取りまとめた。

また、10月には行政評価における更なる市民参加の一環として、市民フォーラムを開催し、参加者との間で意見交換を行っている。

これら一連の議論を通じて、「施策の効果を高める提言を行う」という本委員会の設置趣旨を踏まえ、市から提示された施策レポート原案における施策の評価方法や施策の分類、指標に関する事など、幅広い視点から提言を行っている。

市が掲げる「市民の視点に立った成果重視の市政運営」を実現するためにも、施策の推進にあたっては、「市民の視点」による本提言を最大限有効に活用していただきたい。

2. 委員会の提言について

1) 全体に関すること

I 施策の評価方法に関すること

昨年度も指摘しているが、「目標値」としては、市は前期基本計画における施策成果指標の平成 26 年度時点の目標値しか掲げていない。そのような状況の中で、26 年度の目標値に対して現段階で達成している指標の割合をもって、その年度の施策全体を『A』『B』などと評価とすることには無理があるのではないかと。

施策の評価は、最終年度の目標到達までの過程を明確にしたうえで、指標（市民アンケートも含む）に依存し過ぎることなく、日常業務の内容なども含め、総合的な視点で考えていく必要がある。

II 施策の分類に関すること

「地域産業の活性化」「交通安全対策の充実」「スポーツ・レクリエーションの振興」など、施策名称や施策名称から市民が抱くイメージと、実際に行われている市の行政活動にズレが生じているものがいくつか見受けられた。施策の分類と施策名称については、市民にとっての分かりやすさを念頭に、今後の基本計画の改定において再度検討していただきたい。

III 指標に関すること

基本計画の指標については、適切とは言えないものが多い。例えば、「〇〇の件数」のような量的な目標を掲げる施策と、「〇〇が充実していると思う市民の割合」のような質的な目標を掲げる施策が混在している。

いずれの施策においても、まず、量的な目標を明確にしたうえで、次に質的な目標を考えていくべきである。基本計画の改定の際には、このような量と質の視点も踏まえた指標のあり方を検討していただきたい。

IV 施策レポートの構成・内容に関すること

i) レポートの構成・内容

委員会が求める内容（施策における基礎データ、行政以外の活動の成果など）と、市が作成する施策レポート原案の内容にギャップがある。また、施策を扱っている以上、中長期的な視点をもって現状を伝える必要もあるが、昨年度以降、これまでに委員会に提出された施策レポート原案においては、そのような視点は徹底できていない。

事務局の指示の不徹底や原案を作成する担当部職員の意識によるところもあろうが、施策レポートとして委員会が求める内容をしっかりと表現でき、かつ市民にとって読みやすく、分かりやすいような構成に修正することも考えていく必要があるのではないかと。

ii) レポートを記載する視点

施策レポート原案全体を通して、施策の結果として「〇〇をした。」というところまでしか述べられていない。市民にとっては、「その結果、どのようになったか。」という成果が重要であり、そのようなスタンスで記載すべきである。

V 施策の推進に関すること

i) 地域特性の活用

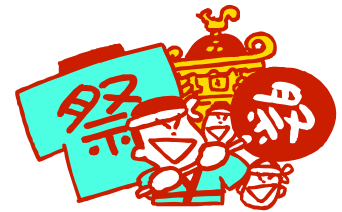
市民満足度の向上に向けて、市の特徴や特性を十分に理解したうえで、それらを活かした施策展開・事業実施が図られるよう努めていただきたい。

ii) 組織内の連携

市の施策の多くは、その効果的な推進にあたっては複数部門間の連携が必要不可欠である。組織全体として、このような意識を強く持ち、連携には前向きに取り組んでいただきたい。

iii) 人材育成

市の施策を推進するためにも、自らのアイデアを企画・立案し、実行できる職員の育成に努めていただきたい。



2) 地域の魅力を高めるまちづくり（企画財政部）

〔総評〕

東日本大震災の発生により、地域におけるコミュニティの存在やその活動の重要性は、市民の間であらためて認識されている。地域の活動に対しては、消極的な人や煩わしく感じる人もいるかもしれないが、防災や防犯、福祉の面において、また特に子どもがいる人にとって、町会・自治会や子ども会など、地域の団体の活動は大変心強いものがある。

狛江市でも、現状の町会・自治会への加入率（42.3%・H24.3.31 現在）や未整備地域の多さ、リーダー層の固定化・高齢化など、地域コミュニティに関しては厳しい状況に置かれている。しかしながら、このような状況の中でも、市がコミュニティの活動の活性化に向け、コミュニティに対する補助を団体の活動に対する補助に転換したことは評価すべきであり、さらに防災や環境など、一定の分野に重点化しようとすることも理解できる。今後は、地域コミュニティの存在の重要性を踏まえ、未整備地域の解消を最優先に取り組んでいただくようお願いする。

■施策の推進に関する提言事項

①町会・自治会の未整備地域

行政が前面に出て町会・自治会の整備を推進することは、その本旨から望ましいこととは言えないが、未整備地域の解消にあたっては、既存の町会・自治会の方々の経験など当事者の話も含めて広く協力を仰ぐなど、市は様々な方策を検討していただきたい。

②町会・自治会への補助額

町会・自治会への補助額は、現状でも決して多いといえる金額ではないが、逆に多ければ多いほどよいというものでもない。今後、補助額を検討する際には、近隣自治体との比較を行うなど、多角的な視点から検討していただきたい。

③地域の活動の周知

地域の活動は、まず一人でも多くの人々に知ってもらうことが重要である。活動している団体に、周知・広報活動を促すための方策を検討していただきたい。

④市の特性

「市域が狭い」という狛江市の特徴は、地域交流の促進には都合が良い。年代を超え、市域の狭さを活かした地域交流を進めていただきたい。

⑤地域センター

地域センターにおける各種の行事は、普段、町会・自治会など地域コミュニティとの接点が少ない人と地域コミュニティの接点になっているように感じる。このような機会を最大限活用し、地域のコミュニティ活動への参加に繋げていくべきである。

⑥めざす姿と施策成果指標のズレ

施策小項目1では、めざす姿を「市民が地域で相互に交流できる機会ができています」として一方、指標は「交流機会に参加した市民の割合」となっている。交流の機会の創出とそのような機会への参加という異なる段階をもって、めざす姿と施策成果指標が整理されている。

⑦新たなコミュニティ

「新たなコミュニティ」に関する取組みは、ほとんど進展が見られない。今後、この取組みを円滑に進めるにあたっては、既にある程度基盤が整備されている区域をテストケースとして進めていくことが良いのではないかと。また、この新たなコミュニティに課題解決のための権限や財源を与えることで、活動の継続が期待できる。

⑧地域における多様な活動主体との連携

市民フォーラムでの議論にもあったとおり、町会・自治会以外にも、現在、地域で活発に活動している団体は、多数存在している。現状、市は個々の活動団体への支援は各施策で行っているが、「地域全体において活動を活性化する」という視点で考えると、今後は、町会・自治会も含め、同じ地域で活動している団体間の“横の繋がり”を生み出していくことが重要ではないかと。より効果的に地域全体の活性化が図られるような取組みを検討していただきたい。

■施策レポートに関する提言事項

- ①地域センターの施設内容や地域センター運営協議会の形態、地区センターの位置などは記載していただきたい。
- ②新たなコミュニティを形成する各種団体は、例えばPTAや防災会、商店街などの具体的な名称を示していただきたい。



3) 交通安全対策の充実（総務部）

〔総評〕

この施策における具体的な取組内容を見ると、交通安全教育というソフト事業のみで構成されているが、施策名称は「交通安全対策の充実」であり、施策成果指標も交通事故の発生件数の減少を掲げている。名称や指標が示すように交通安全施策全体として考えるのであれば、当然ハード面も含めたものとして施策全体を考え、推進していく必要がある。また、施策の性質上、警察との連携の重要性は認識しているものの、事故原因を分析し、その対策が立てられるまでの情報を警察から得るところまでは至っていないのが現状である。

今後、施策目標の達成に向けて、実効性のある対策を取ることができるよう、市内で発生した事故情報の詳細の入手も含め、警察との連携をより一層強化していただきたい。ただし、交通災害共済に関しては、小・中学生が通学先を問わず公費負担による全員加入となっていることは、市民サービスが公平に行き渡っていることとして高く評価できる。

■施策の推進に関する提言事項

①高齢者

事故による死亡者に高齢者が多いことを踏まえ、高齢者に重点化して対策を講じることが有効ではないか。また、町会や自治会で独自に行っている交通安全対策も含め、市全体の交通安全対策の把握と実施に努めていただきたい。

②子ども

交通安全計画の重点施策には、子どもに関する安全対策は特段示されていないが、例えば交通安全教室など、特に低年齢の子どもたちに参加してもらうことが重要な取組みもある。そのような取組みは、できるだけ多くの子どもたちに参加してもらえるよう、学校等への積極的な働きかけを心掛けていただきたい。

■施策レポートに関する提言事項

- ①長期的なデータに基づき、市内の交通事故の発生場所を記載していただきたい。
- ②市と警察との役割分担は、重要な事項であり、記載していただきたい。
- ③2つの施策小項目は、取組内容がほぼ重複している。あえて施策小項目単位でまとめるのではなく、一体の施策として構成・解説すべきである。

4) 地域産業の活性化（市民生活部）



〔総評〕

「地域産業の活性化」という施策名称であるが、この名称から市民や委員会が抱くイメージと市が取り組んでいる内容の間には、大きなズレがある。本来、「地域産業」という言葉は商工業に限らず、農業や雇用にも関連する非常に多様な活動を含む概念であり、市民生活部のみならず、市全体を挙げて考えなくてはならない事柄である。しかしながら、この施策で現状市が行っているのは、あくまで中小企業の経営支援であり、本来「地域産業」を育成するにあたり必要なビジョンやランドデザインは未だ描けていない。

今後、地域産業全体の活性化を目指すのであれば、市全体を俯瞰したビジョンやランドデザインの検討から始めていただきたい。また、若手商人リーダーの育成など、施策の根幹に関わる後継者の育成については、可能な限り早急に取り組むべき課題である。

ただし、この施策の現状において、市の取組みの柱となっている商工業者に向けた融資あっ旋については、予算の執行状況等から見て、必要とする事業者はそのサービスがしっかりと行き渡っていると言える。また、その返済に焦げ付きがほとんど見られず、市の事業として一定の成果を挙げていることは高く評価できる。

■施策の推進に関する提言事項

①商工会

今後、地域の商工業を活性化するためには、現状の市の体制では不十分であり、商工会についても機能強化が必要である。市の商業振興は商工会が主導していくべきとの立場から、適切な役割分担のもと、市は商工会の体制・機能の強化を促すよう支援していく必要がある。

②農業との連携

商業の活性化に向け、特に農業（地元農家・特産物）と更なる連携を図っていただきたい。

③空き店舗検索サイト

ページに含まれる情報が不足している。希望業種などサイトに必要な情報を精査し、掲載していくべきである。

※ビジョン・ランドデザインの提案

提案① IT企業に照準を絞るのであれば、学生が住みやすいまちづくりを進める。

提案② 人・モノ・情報の狛江としての特性を活かす（市の規模がコンパクト）

提案③ ITネット（情報システム）化の推進

提案④ 地産地消の推進

提案⑤ 狛江ブランドの育成強化

■施策レポートに関する提言事項

①市内の事業所数の推移など、施策に関する基礎データを記載していただきたい。

②商工会の体制や機能、役割、実施している事業などを記載していただきたい。



5) 地域福祉の充実（福祉保健部）

〔総評〕

ヒアリングに提出された施策レポート原案では、市民に伝えたいことがあまり伝わってこなかった。『施策に関する情報を市民に分かりやすく伝える』という施策レポートの趣旨を踏まえ、社会福祉協議会、民生委員、相談業務など、施策のポイントを踏まえた構成・記述に努めていただきたい。

その一方で、福祉基本条例や市民福祉推進委員会など、ある程度先進的といえる取組みがこれまで行われてきたことは高く評価できる。そのような視点から施策レポート原案を作成していただいても良かったのではないかな。

地域福祉は、民生委員の担い手不足など課題も山積しており、厳しい状況に置かれているが、市民にとっても大変重要な事柄である。下記の提言事項も参考に、その充実に努めていただきたい。

■施策の推進に関する提言事項

①民生委員

地域福祉を充実させるために、例えば、「地域福祉委員」というような粕江市独自の制度を新たに設け、地域での福祉活動を民生委員も含め、複数の人が協力して行う形に転換していくことを検討してみてはどうか。

②災害時要援護者

災害時要援護者対策は、対象者のプライバシーが確実に守られるよう配慮していただきたい。

③相談件数の把握

市が委託で行っている各種相談については、その件数が把握されているが、市が直接実施している相談の件数については把握されていない。市民にとっては大変重要な情報であることから、今後は統計をとっていただきたい。

■施策レポートに関する提言事項

- ①福祉基本条例など、市の特性が見られる取組みは、積極的に記載していただきたい。
- ②ただし、直接市民に関わるサービスではない条例の見直しや計画の改定が何度も記載されている。全てを一律に載せる必要はないのではないかな。
- ③政策的に取り組んでいる事業は、施策のポイントとなる業務から記載していただきたい。
- ④相談業務について、成果も含め、詳細を記載していただきたい。
- ⑤社会福祉協議会について、市との関係や業務内容など、詳細を記載していただきたい。
- ⑥「地域活動支援センター」「地域包括支援センター」など、関係団体が分かりにくい。それぞれの役割や市との関係を整理して記載していただきたい。
- ⑦プロジェクトチームにより議論する5つのテーマは、内容も含めて記載していただきたい。
- ⑧「今までなかった地域のネットワーク」について、もっと具体的に示していただきたい。

- ⑨市内で福祉に関する相談ができる場所を示していただきたい。
- ⑩「あいとびあ」という言葉は、狛江市独自の用語であり，解説していただきたい。
- ⑪相談業務については，直営と委託の区別を明示していただきたい。
- ⑫ユニバーサルデザイン推進補助金は，24年度からの取組みである旨を記載すべきである。

6) 青少年の自立と社会参加（児童青少年部）



〔総評〕

市の青少年の健全育成に関する各種取組みが、地域の人々との関係の中で実施されていることは高く評価できる。また、青少年事業は、その対象を「市内に住んでいる子ども全て」としており、例えば市立学校に通学していない子どもにも事業等に関する情報が発信されていることも高く評価できる。あわせて、これら青少年の活動を地域の人々に伝えることも大変重要であり、その努力は今後も続けていただきたい。

なお、学童クラブや青少年関連の委員会など、類似の行政サービスや委員会等の区別をつけるのに、本委員会としても苦慮した。市民にとっての分かりやすさを念頭に置き、施策の推進やレポートの作成に取り組んでいただきたい。

また、子ども・青少年施策に関しては、近年社会問題ともなっているいじめやひきこもりに加え、障がい児対応など、現在の市の組織の枠を超えた対応が必要な課題も存在している。時代の流れや時々の政策課題にも柔軟に対応できるよう、市の組織のあり方は常に検討していただきたい。

■施策の推進に関する提言事項

①指標

青少年が地域で活発に活動することに対する成果指標は、「そう感じる市民の割合」ではなく、施策の主体となる青少年に関する数値を設定すべきである。

②児童館

児童館が市内に2箇所しかなく、居住地域によって行政サービスに差が生じており、改善が必要である。

③子ども議会

現実の市議会に近い方法で、社会的なテーマを話し合うべきである。

④青少年育成委員会

役割の重要性を踏まえ、市との関係や位置付けを明確にするためにも、要綱等で明文化した方が良いのではないかと。

⑤青少年施策における大人の存在

市民フォーラムでの議論にもあったとおり、青少年を対象とした施策であっても、その推進には地域の大人の存在が重要である。青少年を対象とした施策に加え、地域の大人に対する啓発や働きかけもあわせて充実させていきたい。

⑥青少年施策全体

引き続き、地域の人々との関係の中で施策の充実を図っていただきたい。

7) 安全で快適な交通環境の実現（建設環境部）



〔総評〕

「3. 交通安全対策の充実（総務部）」でも指摘しているが、交通安全施策に関しては、ハード事業とソフト事業の両輪で構成すべき施策である。この施策も含め、施策分類については今後整理していく必要がある。また、この施策における小項目「4. サイクルシティの形成」では、放置自転車対策やカーブミラー・道路の区画線の設置など、およそサイクルシティには程遠い施策（事業）の実態となっており、施策名称と行政活動との間にズレが生じている。

その一方で、特に私道の街路灯の管理のほとんどを市が行っていることは、市民全体の安全を守るという観点からの取組みであり、その趣旨は高く評価できる。

今後、下記の提言事項も参考にしながら、さらなる施策の推進に努めていただきたい。

■施策の推進に関する提言事項

①基礎データの把握

バリアフリーや狭あい道路、コミュニティ道路など、施策としてそれらの改修等を検討する際には、その対象となる箇所を調査等により明確にしてから実施すべきである。

②指標

「日常の移動手段として自転車を利用する市民の割合」とあるが、施策の趣旨は移動手段を自動車から自転車に変えてもらうことである。指標についても、そのような考え方をもって設定すべきである。

③こまバス

道路事情などにより改善が簡単ではないことは理解できるが、税金を投入している以上、運営改善に向けた不断の努力をお願いする。また、事業者への補助形態（総運行経費から乗車収入等を差し引いた経費を市が負担する）に鑑みても、運賃を免除されている市民の利用者数や混雑状況など、市として利用実態や運営状況を常日頃から把握すべきである。

■施策レポートに関する提言事項

- ①駐輪場の場所・規模等の情報を記載していただきたい。
- ②これまでの駐輪場不足や放置自転車の撤去といった経緯は記載すべきである。
- ③こまバスに関しては、「一般財源 1,735 万円」だけでなく、運行経費全体から示していただきたい。
- ④自転車撤去については、委託・誘導員・返還業務など、個別業務の実状に応じてコストを記載していただきたい。
- ⑤市が負担することなく、駐輪場等が整備できている。このような視点からも記載すべきである。
- ⑥街路灯のLED化を安心安全課と連携し、犯罪が起きる可能性のあるような暗い場所から集中的に整備していることも記載すべきである。

8) スポーツ・レクリエーションの振興（教育委員会教育部）



〔総評〕

この施策においても、他の施策と同じく地域との繋がりは大変重要である。その意味で、狛江第二中学校のダブルダッチ*部などは、地域の人材を活用したスポーツ振興により、市のPRまでできている好例と言える。

また、今後、地域との繋がりによって重要な位置を占めることが期待されるのが、総合型地域スポーツ・文化クラブ（愛称：狛〇（こまわ）くらぶ）である。この施策の理想は、総合型地域スポーツクラブに入会した人が、やがてクラブを支える側になり、その層が厚くなって、組織化が図られる。さらに、その組織化



した団体が発展し、指定管理者として市のスポーツ施設全般の管理運営を行うことにより、市のスポーツ施策全般の核となることが理想である。

現在の「狛〇（こまわ）くらぶ」は、まだ発足したばかりであり、不足しているところもあることから、今後、狛江市は「狛〇（こまわ）くらぶ」が市のスポーツ施策の核となるための機能強化に向けた支援を行っていくべきである。また、その前提として、狛江市のスポーツ施策のあり方を市として十分に検討していただきたい。

なお、この施策の現状においては、施策における基礎データの把握が不十分に感じられた。効率的に施策を推進するためには、その施策に関する基礎データの分析・活用が不可欠である。ここでは、層別・地域別の分析など、まずは十分な現状把握に努めていただきたい。

■施策の推進に関する提言事項

①目標と行政活動のズレ

施策目標ではレクリエーションが加わり、「狛〇（こまわ）くらぶ」では文化が加わるなど、行政活動と施策目標の間にズレが生じている。「狛〇（こまわ）くらぶ」が発展途上であることも踏まえ、この施策における施策目標も「狛〇（こまわ）くらぶ」も、まずはスポーツに絞って取り組んでいくことが必要ではないか。

②「狛〇（こまわ）くらぶ」

- ・組織形態は、NPO法人などが総合型地域スポーツクラブを担っている他市の事例も踏まえ、研究していただきたい。
- ・高齢者や障がい者も含め、地域全体のスポーツを考えていただきたい。
- ・発展途上である現段階においては、市として責任を持って企画・運営していただきたい。
- ・地域主導でスポーツ施策が推進されていくためにも、スポーツ指導者などの人材データバンクを作成する際は、「狛〇（こまわ）くらぶ」が中心となって活動していただきたい。

③国体後のスポーツ振興

国体後のスポーツ振興にあたっては、審判として養成した市民も活用していくことも検討し

ていただきたい。

④高齢者のスポーツ

高齢者のスポーツについては、特に地域に出てきてもらうことを主眼にしていくべきである。

⑤施設の利用状況

施設の利用状況について、管理者がいないから利用状況が分からない、ということでは、市民への説明責任は全く果たされないことになる。現在、管理者が不在の施設についても、一定の時間や期間の利用状況から全体を予測するなど、状況把握に努めていただきたい。

■施策レポートに関する提言事項

- ①法改正により、スポーツ振興審議会がスポーツ推進審議会となっている旨を記載すべきである。
- ②第二中学校の地域開放など、新たな取組みについても記載していただきたい。
- ③体育施設利用実績を件数で示している施設については、延べ人数も記載していただきたい。
- ④施設の有効活用の観点から、各施設の稼働率も記載していただきたい。
- ⑤市内の体育施設の位置図に、学校開放している施設も加えて記載していただきたい。

3. おわりに

本年度，外部評価を行った7施策に関する提言は，以上のとおりである。

本提言において冒頭に指摘し，また昨年度の委員会提言書でも触れているが，市における目標設定と施策の評価方法については，特に，今後一考を要する。

そもそも，市の行政活動に明確な目標（指標）を設定し，その目標に対する進捗状況を評価することが，施策の推進のために重要である*ことは言うまでもない。

しかし，現行の狛江市前期基本計画に示されている指標は，施策の成果を表す「物差し」としては，いささか心許なく，改善の余地がある。また，施策における年度目標も立てられていないのが現状である。

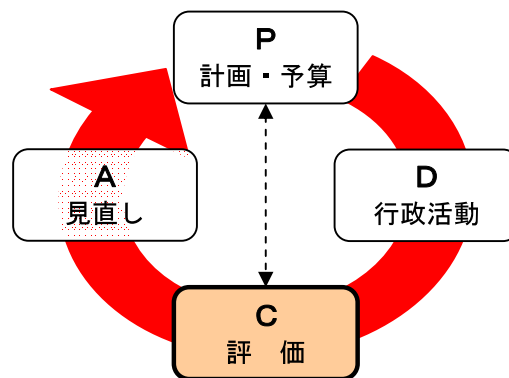
今後，組織として明確な施策目標を設定することとあわせ，その目標設定や目標達成に向けた職務の遂行にあたっては，特に「市民ニーズの把握」を徹底するよう強く進言したい。

社会情勢が目まぐるしく変化し，市民のニーズがより一層多様化していく中で，市には，市民ニーズをもっと敏感に捉えたうえで，施策を推進することが求められる。そのためには，市の職員一人ひとりが原点に立ち返り，「市民は何を求めているのか」「市民にとっての成果は何か」という意識を常に持ちながら，施策に取り組んでいく必要がある。

各施策における基礎データの蓄積に加え，自ら積極的に市民の考えに触れ，その経験を積み重ねて市民ニーズを徹底的に把握するような職員の意識改革や環境整備については，狛江市の今後の発展のための目下の急務として取り組んでいただきたい。

*PDCAサイクルで表すと，施策の評価（C）は，施策の見直し（A）を通じて，次の計画・予算（P）に反映され，行政活動（D）に繋がっていく。つまり，この「C」を有効に機能させることが，行政評価制度において最も重要なポイントとなる。

言い換えると，評価をしっかりと行っていくことと，評価の基準となる目標設定を明確に行っていくことこそが，施策の推進にあたっては最も重要なポイントである。



平成 24 年 11 月

狛江市外部評価委員会

委員長	武藤 博己	副委員長	木山 俊平
副委員長	前田 成東	委 員	出雲 明子
委 員	永田 従雄	委 員	今野 良雄
委 員	周東 三和子	委 員	楫取 静子
委 員	小島 恵理子	委 員	石森 準一

4. 参考資料

■ 狛江市外部評価委員会委員名簿

選出区分	氏名	所属等	委員会 役 職	WG※	
				A	B
有識者	武藤 博己	法政大学大学院公共政策研究科教授	委員長	○	
	木山 俊平	元三菱鉛筆株式会社取締役・相談役 元学校法人法政大学理事	副委員長		○
	前田 成東	東海大学政治経済学部 政治学科専任教授	副委員長		◎
	出雲 明子	東海大学政治経済学部 政治学科専任准教授		◎	
市民委員	永田 従雄	公募市民			○
	今野 良雄	公募市民		○	
	周東 三和子	公募市民			○
	楫取 静子	公募市民			○
	小島 恵理子	公募市民		○	
市職員	水野 穰 (平成 24 年 9 月まで)	狛江市企画財政部長		○	○
	石森 準一 (平成 24 年 10 月から)				

(順不同・敬称略)

※WG（ワーキンググループ）

今年度は、7つの評価施策を2つのワーキンググループ（A・B）で集中的に議論しました。
◎…リーダー，○…メンバー

■ 審議経過

		開催日	主な審議内容
第1回		平成24年6月12日	・ 諮問 ・ 委員会の進め方について ・ 今年度の外部評価実施施策について
ワーキングA	第1回	平成24年8月9日	・ 担当部ヒアリング（企画財政部） 「地域の魅力を高めるためのまちづくり」
	第2回	平成24年8月24日	・ 担当部ヒアリング（福祉保健部） 「地域福祉の充実」
	第3回	平成24年8月29日	・ 担当部ヒアリング（総務部・建設環境部） 「交通安全対策の充実」 「安全で快適な交通環境の実現」
ワーキングB	第1回	平成24年8月7日	・ 担当部ヒアリング（市民生活部） 「地域産業の活性化」
	第2回	平成24年8月22日	・ 担当部ヒアリング（児童青少年部） 「青少年の自立と社会参加」
	第3回	平成24年8月31日	・ 担当部ヒアリング（教育委員会教育部） 「スポーツ・レクリエーションの振興」
第2回		平成24年9月25日	・ ワーキンググループの報告について ・ 委員会の提言（骨子）について ・ 第3回外部評価委員会（市民フォーラム）について
第3回		平成24年10月27日	■ 市民フォーラム 「地域の魅力を高めるためのまちづくり」 「青少年の自立と社会参加」
第4回		平成24年11月16日	・ 市民フォーラムの報告について ・ 委員会提言書（案）について

■狛江市外部評価委員会設置要綱

(平成 22 年要綱第 87 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、狛江市行政評価実施規則（平成 24 年規則第 54 号。以下「規則」という。）第 5 条に規定する外部評価委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、規則第 5 条第 2 項に規定する施策の推進に関して必要な事項について審議し、市長に提言する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 11 人以内で構成し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 4 人以内
- (2) 公募市民 6 人以内
- (3) 市職員 1 人

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企画財政部政策室において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の協議により別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成 24 年 11 月 14 日要綱第 111 号）

この要綱は、狛江市行政評価実施規則（平成 24 年規則第 54 号）の施行の日から施行する。

付 則（平成 24 年 3 月 28 日要綱第 43 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

登録番号 H24-36

狛江市施策レポート

(平成 23 年度実施施策)

平成 25 年 3 月発行

発 行 狛江市
編 集 狛江市企画財政部政策室
狛江市和泉本町 1 丁目 1 番 5 号
電話 03(3430)1111
印 刷 市内印刷
頒布価格 170 円